

保育士の現状と主な取組

保育所について

1. 定義

- 保育所は、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設（利用定員が二十人以上であるものに限り、幼保連携型認定こども園を除く。）とする。（児童福祉法第39条）

2. 保育所の役割

- 保育所は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条の規定に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。
- 保育所は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うことの特性としている。
- 保育所は、入所する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う役割を担うものである。
- 保育所における保育士は、児童福祉法第18条の4の規定を踏まえ、保育所の役割及び機能が適切に発揮されるように、倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって、子どもを保育するとともに、子どもの保護者に対する保育に関する指導を行うものであり、その職責を遂行するための専門性の向上に絶えず努めなければならない。

(保育所保育指針 抜粋)

保育士について

1. 定義

- 保育士とは、保育士の登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者をいう。（児童福祉法第18条の4）

2. 資格取得の方法等

保育士 ※児童福祉法第18条の4

登録(各都道府県単位) ※児童福祉法第18条の18第1項

(登録者数 1,598,556人:H31.4.1現在)

○指定保育士養成施設 ※児童福祉法第18条の6第1項

【関連データ】

- ・H30年度末累計資格取得者数: 1,813,900人
- ・H30年度資格取得者: 39,909人
- ・指定保育士養成施設の状況(H31.4.1現在)
※()内は前年

合計 688か所 (684か所)

大学 278か所 (277か所)

短期大学 238か所 (237か所)

専修学校 162か所 (162か所)

その他施設 10か所 (8か所)

○保育士試験 ※児童福祉法第18条の6第2項

※各都道府県、指定試験機関委託 ※児童福祉法第18条の9

【関連データ】

- ・H30年度末時点合格者数累計: 479,793人
- ・H30年度実施試験の実績: 受験申請者数 74,371人
全科目合格者数 19,483人 うち全部免除者数 5,983人
※地域限定保育士試験を含む

保育士試験受験資格

大学等(短大含)

2年以上在学
(62単位以上取得者等)

児童福祉施設

実務経験5年以上
(高校卒業者は実務経験2年以上)

幼稚園教諭免許状有

(試験一部免除)

知事による受験資格認定

実務経験(※) 5年以上
(※高校卒業者は実務経験2年以上)

○対象施設

- ・へき地保育所・家庭的保育
- ・認可外保育施設 等

指定保育士養成施設について

①概要

児童福祉法第18条の6第1号に規定される「都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設」。当該施設において厚生労働大臣の定める修業教科目及び単位数(保育士養成課程)を履修し、卒業することで、保育士資格を取得することができる。

②指定保育士養成施設における保育士養成課程

[教養科目](8単位)

- ・外国語、体育、社会学、文学、哲学等の基礎教養科目

[必修科目・選択必修科目](60単位)

- | | |
|-----------|-----------|
| ・子ども家庭福祉 | ・社会福祉 |
| ・子どもの保健 | ・子どもの食と栄養 |
| ・乳児保育Ⅰ・Ⅱ | ・社会的養護Ⅰ・Ⅱ |
| ・教育原理 | ・保育の心理学 |
| ・保育の計画と評価 | ・子ども家庭支援論 |
| ・保育原理 | ・保育実習 |

等 最低修得単位数 68単位

③施設数

688カ所(平成31年4月時点)

指定保育士養成施設の入学定員・入学者数の近年の状況

- 指定保育士養成施設の入学定員の合計は横ばい。入学者数の合計は微減傾向。

(1) 指定保育士養成施設の入学定員

	H28年度	H29年度	H30年度
合計	58,961	60,039	59,988
大学	20,101	20,394	20,796
短期大学	28,856	28,776	28,085
専門学校	9,639	10,549	10,562
その他	270	225	395

出典は、指定保育士養成施設の各年度における業務報告

(2) 指定保育士養成施設の入学者数

	H28年度	H29年度	H30年度
合計	47,692 (80.9%)	46,413 (77.3%)	46,512 (77.5%)
大学	17,782 (88.5%)	17,716 (86.9%)	18,354 (88.2%)
短期大学	23,883 (82.8%)	22,397 (77.8%)	21,567 (76.8%)
専門学校	5,720 (59.3%)	6,083 (57.7%)	6,274 (59.4%)
その他	219 (81.1%)	135 (60%)	183 (46.3%)

※()内の数字は定員充足率。

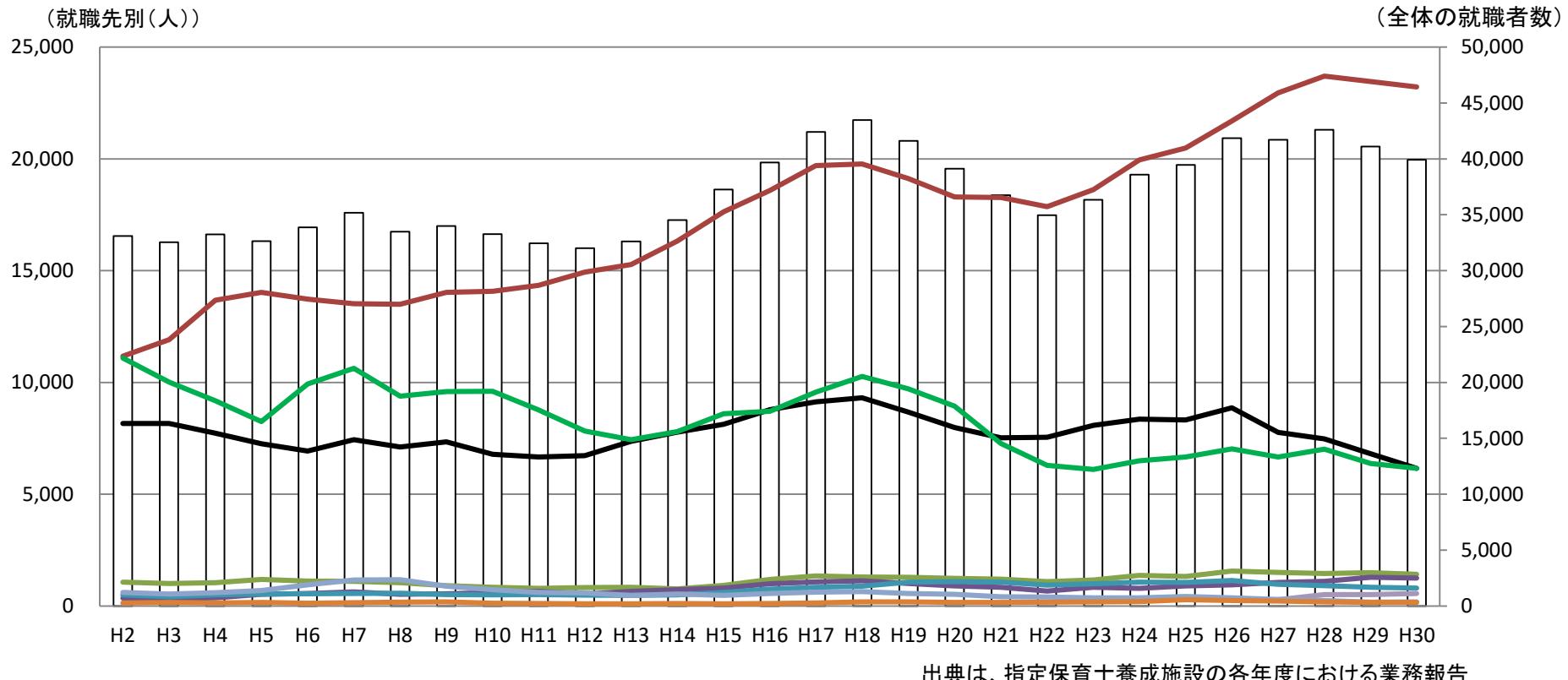
出典は、指定保育士養成施設の各年度における業務報告

(参考) その他の関連データ

高校卒業者数	105万9千人	107万人	105万6千人
私立大学の定員充足率	104.4%	104.6%	102.6%
私立短期大学の定員充足率	90.1%	90.3%	88.1%

指定保育士養成施設卒業者（保育士資格取得者）の就職先の推移

- 保育所及び幼保連携型認定こども園への就職者数は、平成28年度をピークに微減傾向。



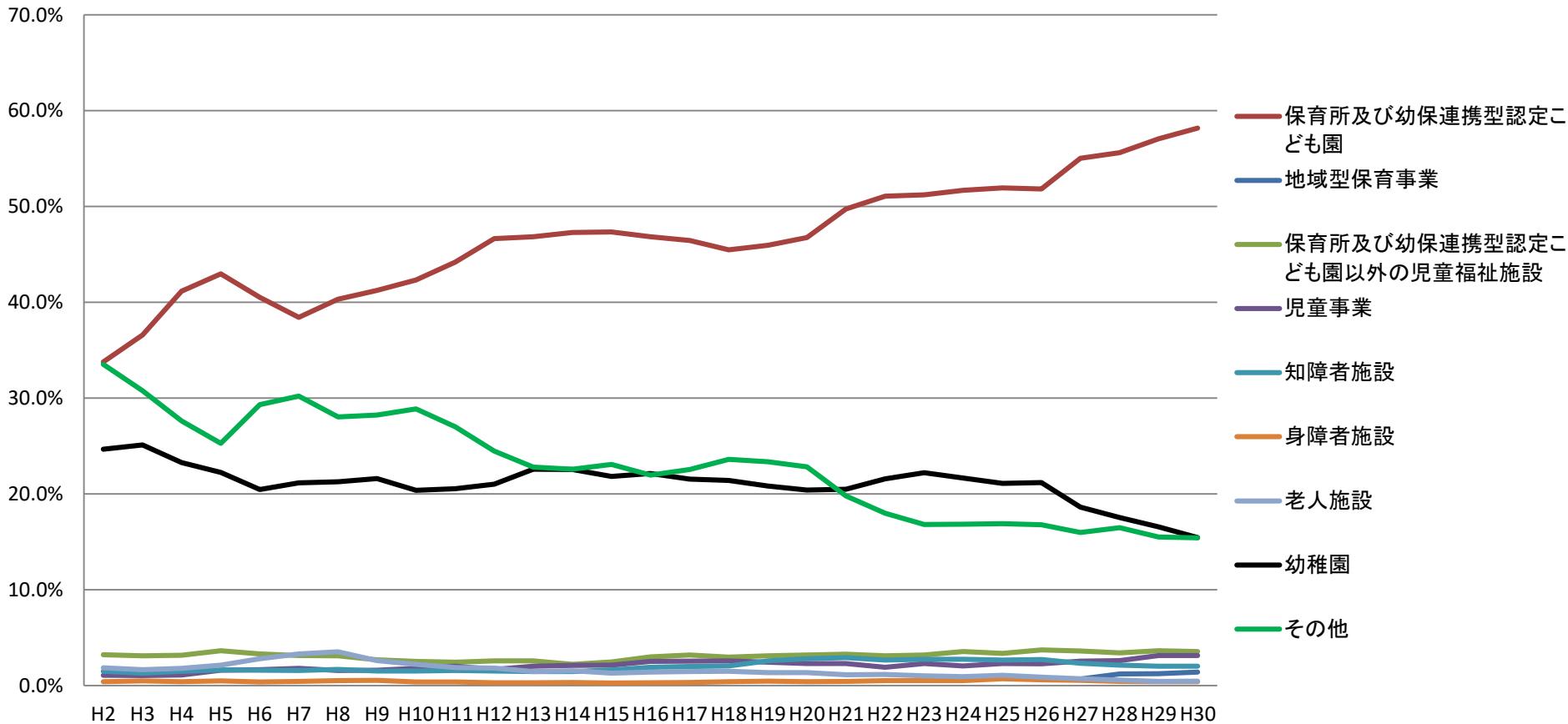
□ 全体
— 地域型保育事業
— 児童事業
— 老人施設
— 幼稚園

— 保育所及び幼保連携型認定こども園
— 保育所及び幼保連携型認定こども園以外の児童福祉施設
— 知障者施設
— 身障者施設
— その他

指定保育士養成施設卒業者（保育士資格取得者）の就職先の割合

- 保育所及び幼保連携型認定こども園の就職先の割合は、増加傾向。

(全体(100%)のうち施設ごとに占める割合)



出典は、指定保育士養成施設の各年度における業務報告

指定保育士養成施設卒業者の就職先の近年の状況

- 平成30年度では、保育所等の保育士資格を有する必要のある施設((1)～(4))に就職している割合は概ね66%、それ以外の社会福祉施設等((5)～(7))では概ね3%、幼稚園(8)では概ね15%、その他の施設((9))では概ね15%。

年 度	総 数	(1) 保育所及び 幼保連携型認定 こども園	(2) 地域型保育事業	(3) 保育所及び幼保 連携型認定こども 園以外の児童福 祉施設	(4) 児童福祉事業	(5) 知的障害者援護 施設	(6) 身体障害者援護 施設	(7) 老人福祉施設	(8) 幼 稚 園	(9) そ の 他
28	42,597 (100.0)	23,699 (55.6)	515 (1.2)	1,454 (3.4)	1,109 (2.6)	907 (2.1)	180 (0.3)	242 (0.6)	7,470 (17.5)	7,021 (16.5)
29	41,106 (100.0)	23,465 (57.1)	511 (1.2)	1,490 (3.6)	1,285 (3.1)	834 (2.0)	160 (0.4)	178 (0.4)	6,809 (16.6)	6,374 (15.5)
30	39,909 (100.0)	23,216 (58.2)	561 (1.4)	1,416 (3.5)	1,249 (3.1)	800 (2.0)	164 (0.4)	187 (0.5)	6,162 (15.4)	6,154 (15.4)

- (注) 1. 保育所とは、児童福祉法第39条に規定する保育所をいう。
2. 児童福祉施設とは、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所以外の児童福祉施設並びに同法第17条に規定する児童の一時保護施設をいう。
3. 児童福祉事業とは、児童福祉施設以外の児童福祉事業及び児童関連事業を行う施設（へき地保育所等）における事業をいう。
4. 「地域型保育事業」は、平成27年度に子ども・子育て新制度により創設されたものである。

保育士試験の受験申請者数・合格者数

- 平成28年度から通常の保育士試験を年2回実施。近年、合格率は概ね20%前後台で推移。

年 度	通常試験（1回目試験）			2回目試験 (地域限定保育士試験を含む)			合計		
	受験申請者数	合格者数	合格率	受験申請者数	合格者数	合格率	受験申請者数	合格者数	合格率
平成 15年度	37,414	4,091	10.9%	—	—	—	37,414	4,091	10.9%
16年度	35,237	4,516	12.8%	—	—	—	35,237	4,516	12.8%
17年度	37,288	6,291	16.9%	—	—	—	37,288	6,291	16.9%
18年度	39,192	5,693	14.5%	—	—	—	39,192	5,693	14.5%
19年度	38,032	7,750	20.4%	—	—	—	38,032	7,750	20.4%
20年度	37,744	3,989	10.6%	—	—	—	37,744	3,989	10.6%
21年度	41,163	5,204	12.6%	—	—	—	41,163	5,204	12.6%
22年度	46,820	5,324	11.4%	—	—	—	46,820	5,324	11.4%
23年度	49,307	6,957	14.1%	—	—	—	49,307	6,957	14.1%
24年度	52,257	9,726	18.6%	—	—	—	52,257	9,726	18.6%
25年度	51,055	8,905	17.4%	—	—	—	51,055	8,905	17.4%
26年度	51,257	9,894	19.3%	—	—	—	51,257	9,894	19.3%
27年度	46,487	10,578	22.8%	10,814	2,384	22.0%	57,301	12,962	22.6%
28年度	35,455	7,817	22.0%	35,255	10,412	29.5%	70,710	18,229	25.8%
29年度	29,556	5,594	18.9%	31,560	7,639	24.2%	62,555	13,511	21.6%
30年度	33,262	8,394	25.2%	32,055	4,601	14.4%	68,388	13,500	19.7%
令和 元年度	36,640	5,169	14.1%	36,526	12,009	32.9%	77,076	18,330	23.9%

(※1) 平成27年度の2回目試験は、神奈川県、千葉県（成田市）、大阪府及び沖縄県において地域限定保育士試験として実施されたもの。

(※2) 平成28年度の2回目試験は、大阪府及び仙台市において地域限定保育士試験として実施され、その他の都道府県（宮城県を除く。）において通常の保育士試験として実施されたもの。

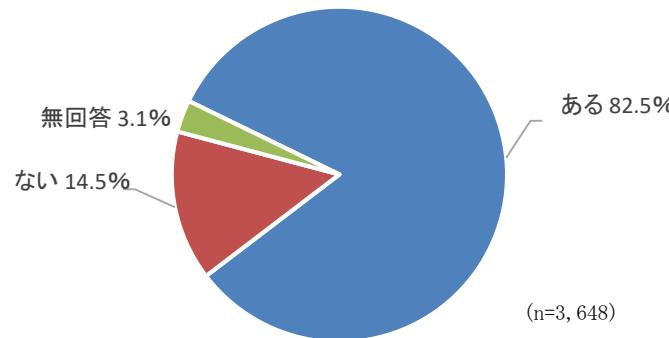
(※3) 神奈川県の「合格」欄の値については、1回目試験と2回目試験の数に加え、神奈川県が独自に実施した地域限定保育士試験（平成29年8月）の結果（受験申請者：1,439人 合格者数：278人）を含めたものとなっている。

(※4) 平成30年度及び令和元年度の「合計」の欄の値については、1回目試験と2回目試験の数に加え、神奈川県が独自に実施した地域限定保育士試験の結果（平成30年8月：受験申請者：1,876人 合格者数：279人、令和元年8月：受験申請者：2,693人 合格者数：668人）及び大阪府が独自に実施した地域限定保育士試験の結果（平成30年10月：受験申請者：1,195人 合格者数：226人、令和元年10月：受験申請者：1,217人 合格者数：484人）を含めたものとなっている。

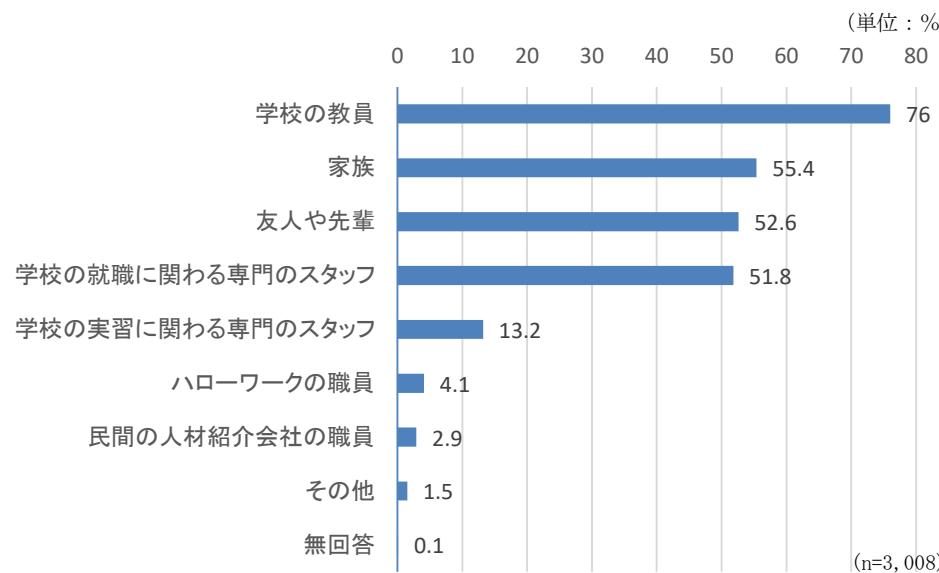
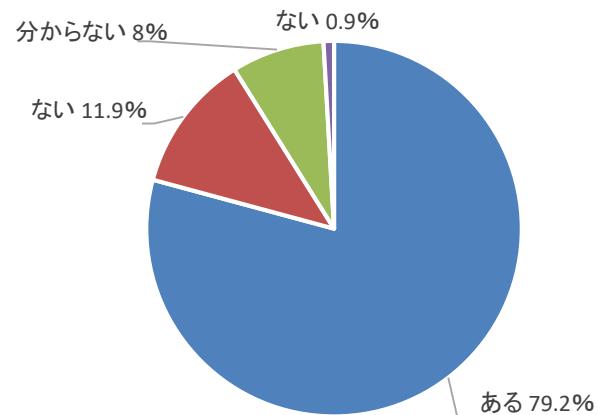
養成校の学生の就職に関する相談相手

- 養成校の学生の就職に関する相談相手として、学校の教員が7割を超え、家族、友人や先輩、学校の就職に関わる専門のスタッフが続いている。

就職に関する相談相手について



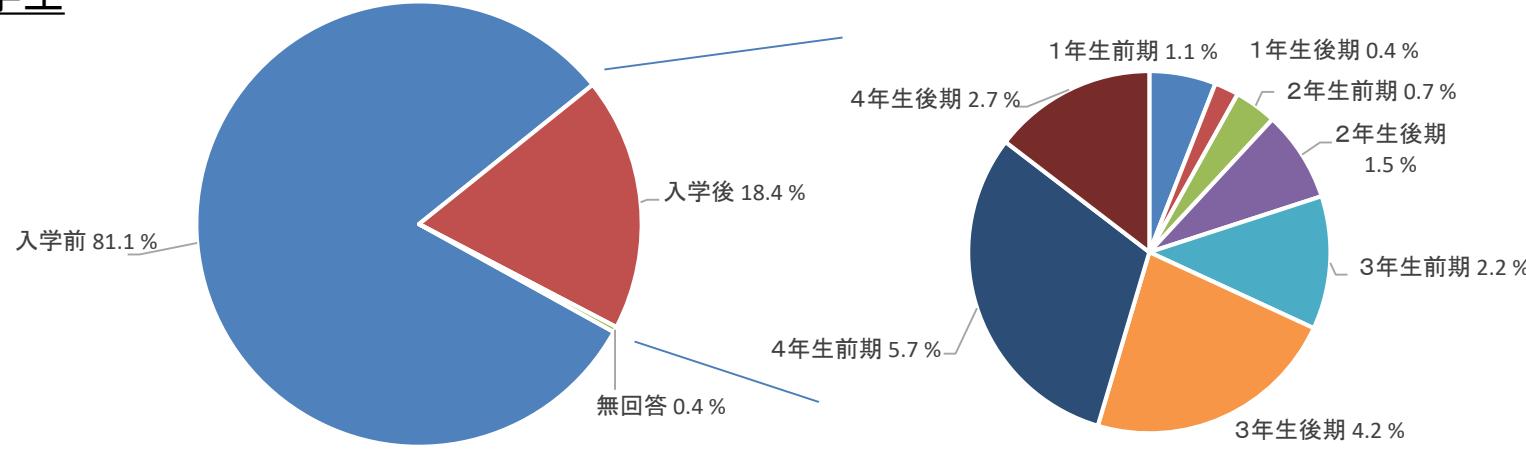
所属学校で実施されている就職支援のためのセミナーや講座等への参加について



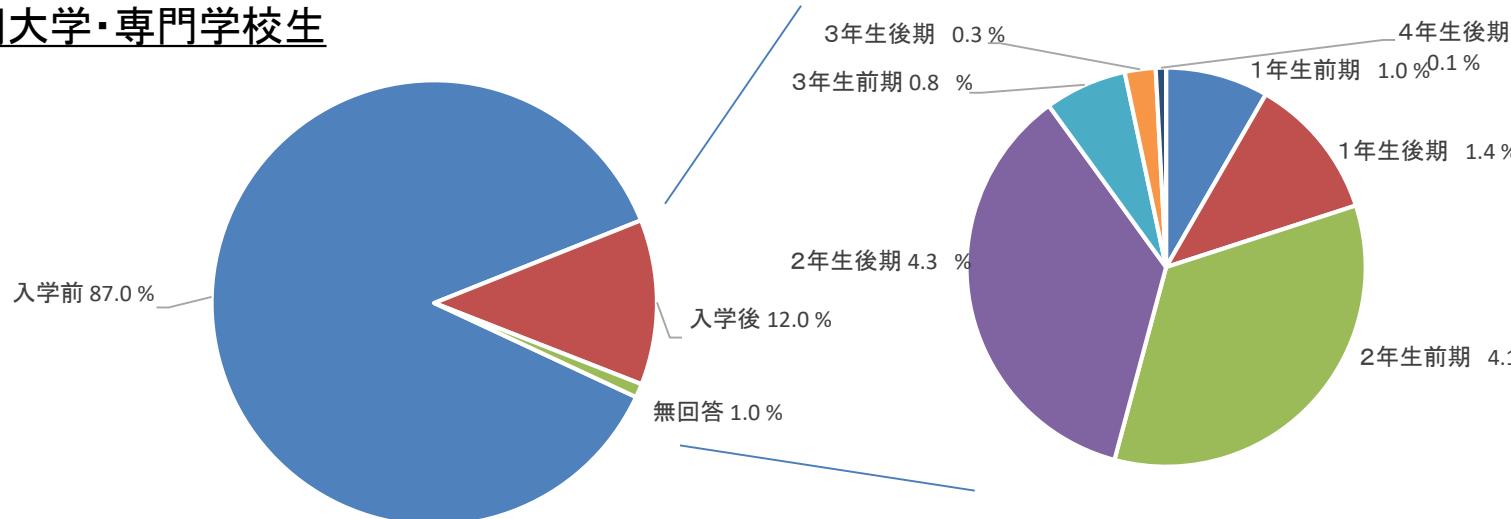
養成校の学生が、保育職への就職を目指すことを決めた時期

- 養成校の学生の8割以上は、入学する段階で保育職への就職を目指すことを決めているが、学生の1割弱は、最終学年時に決めている。

大学生



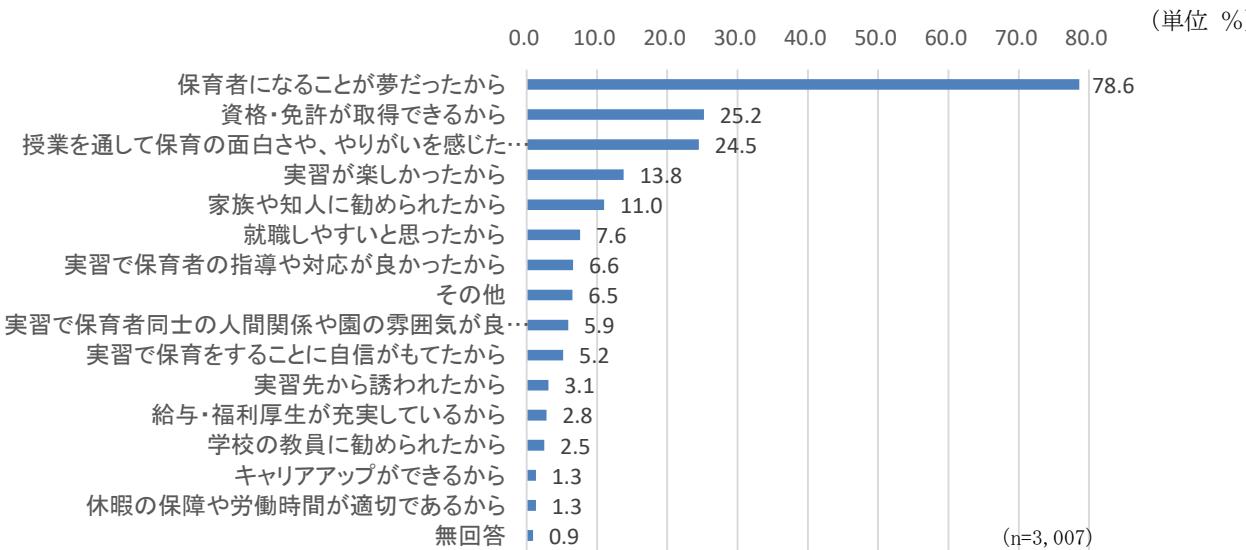
短期大学・専門学校生



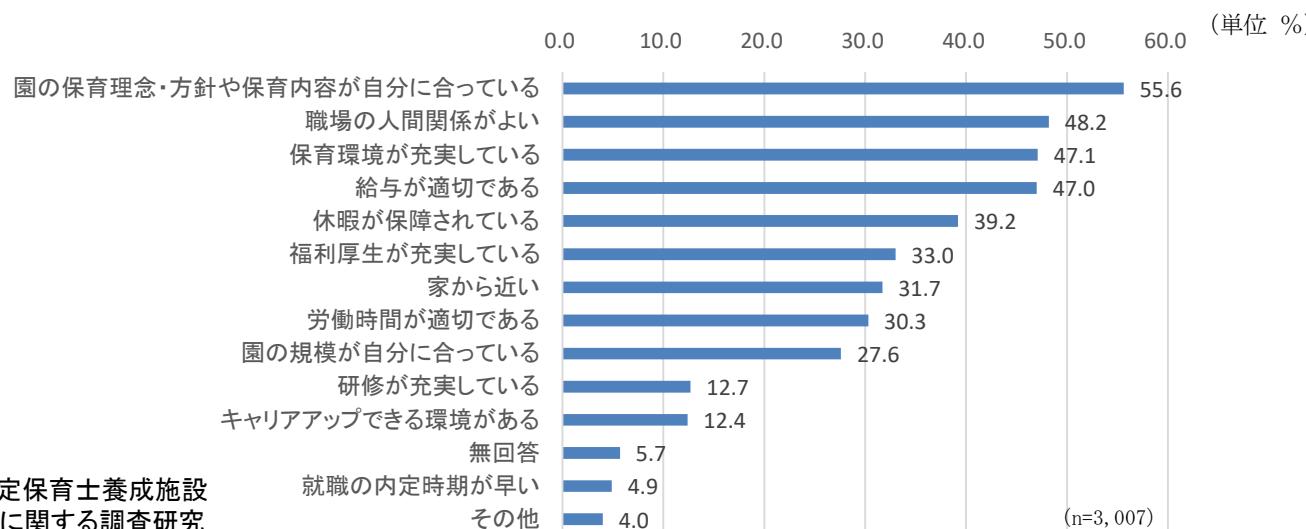
養成校の学生が、保育職への就職を目指すことを決めた理由

- 養成校の学生が保育職への就職を決めた理由として、「保育者になることが夢だった」が8割弱あつた。「資格・免許が取得できる」、「授業を通して保育の面白さや、やりがいを感じた」が続いた。

保育職への就職を
決めた理由

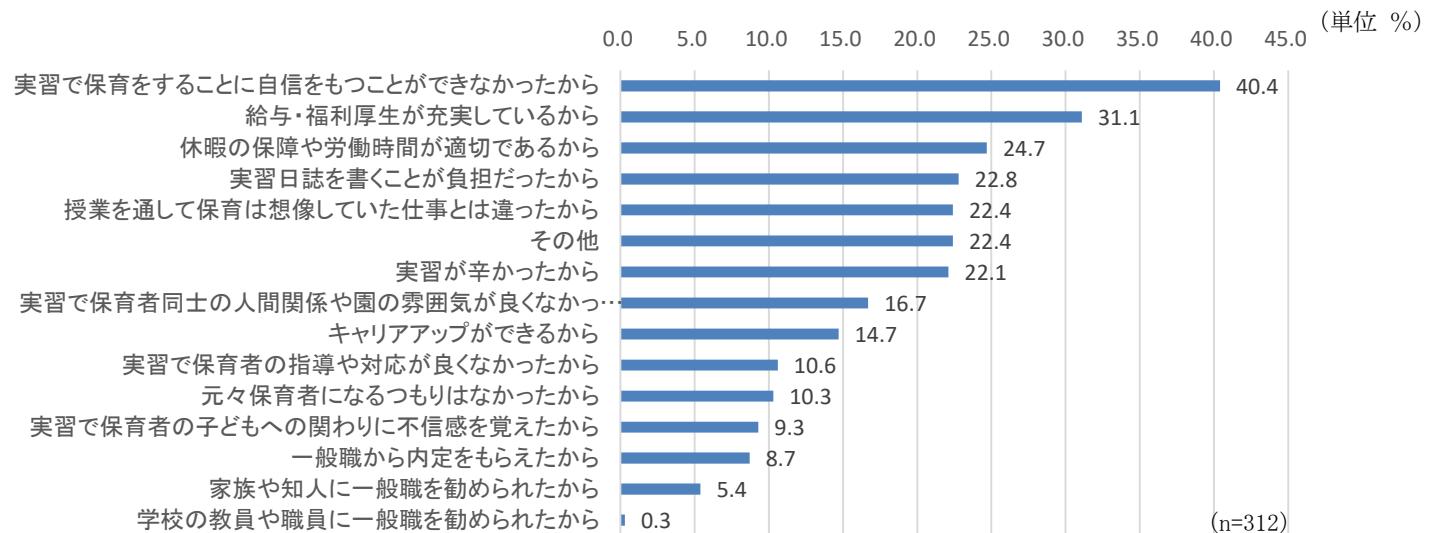


就職先を決める
際に重視したこと

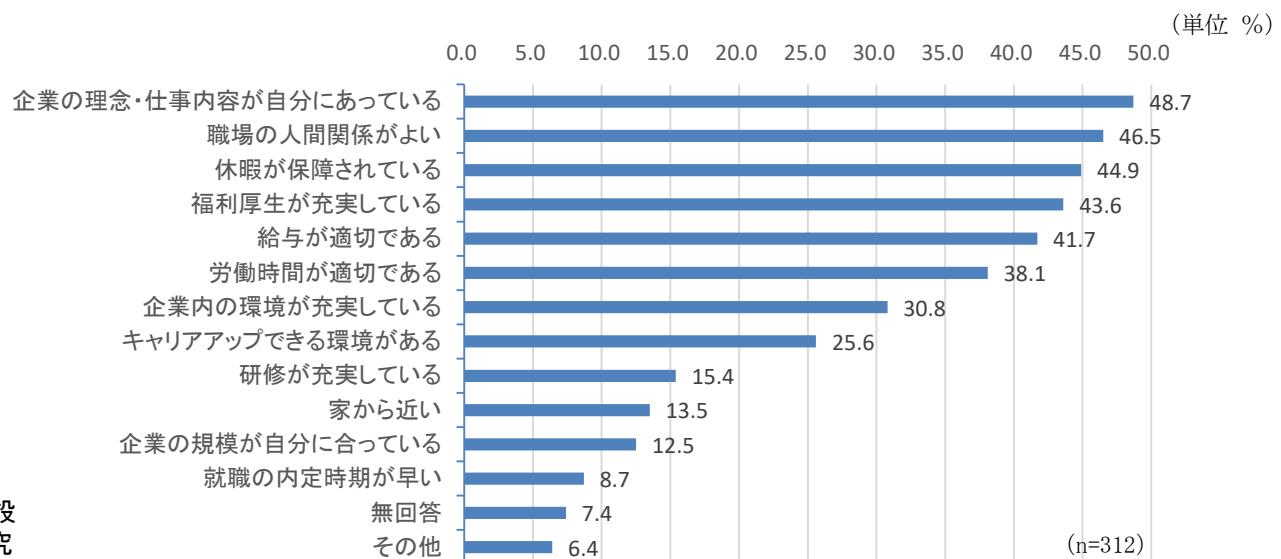


養成校の学生が、一般職に就くことを決めた理由

- 養成校の学生が、一般職に就くことを決めた理由として、「実習で保育をすることに自信を持つことができなかったから」が約4割あった。



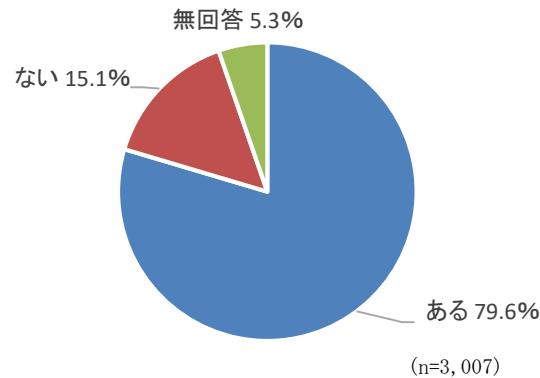
就職先を決める際に重視したこと



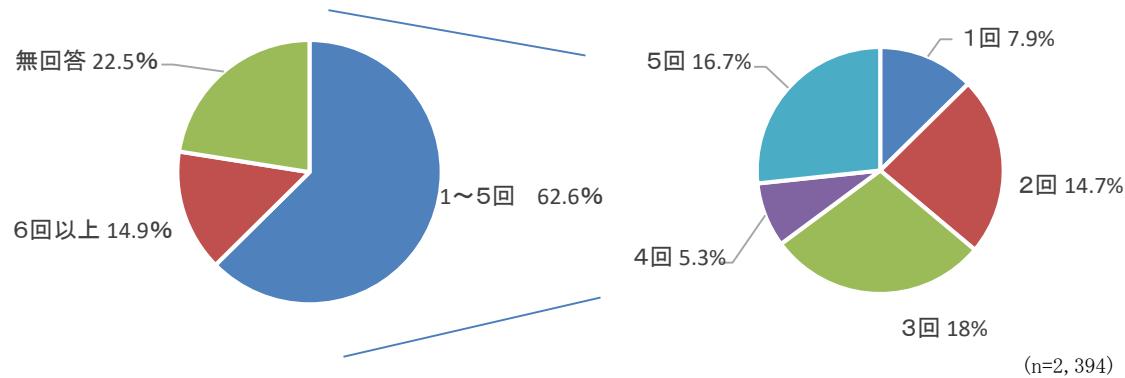
養成校の学生の保育職への就職に向けた活動（その1）

- 保育職の就職に向けた活動として、養成校の学生の約8割は所属学校にある求人票及び就職資料を閲覧し、約7割の学生はインターネットにより園の情報収集を行っている。

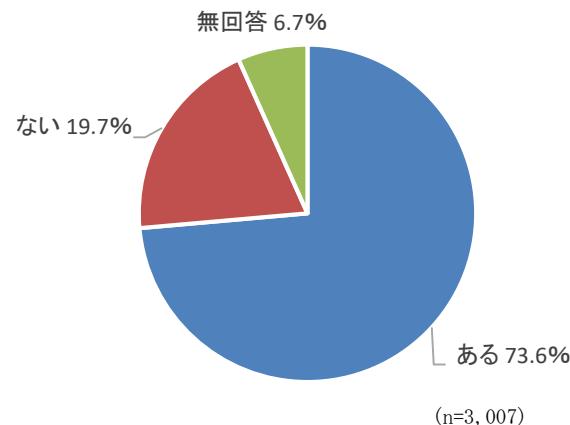
所属学校にある求人票及び就職資料の閲覧



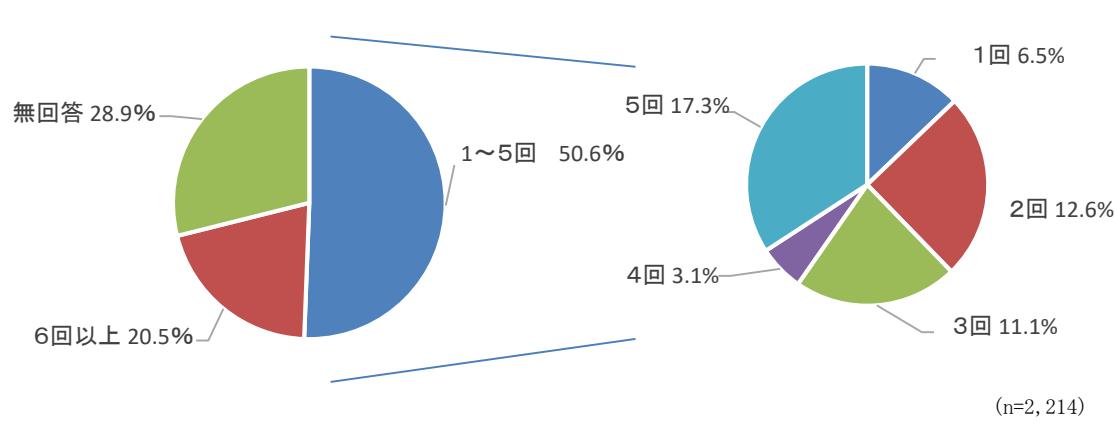
所属学校にある求人票及び就職資料の閲覧頻度



インターネットによる園の情報収集有無



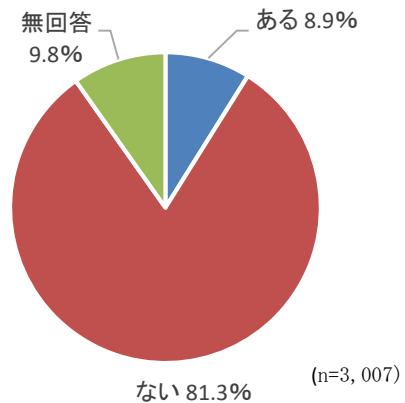
インターネットによる園の情報収集頻度



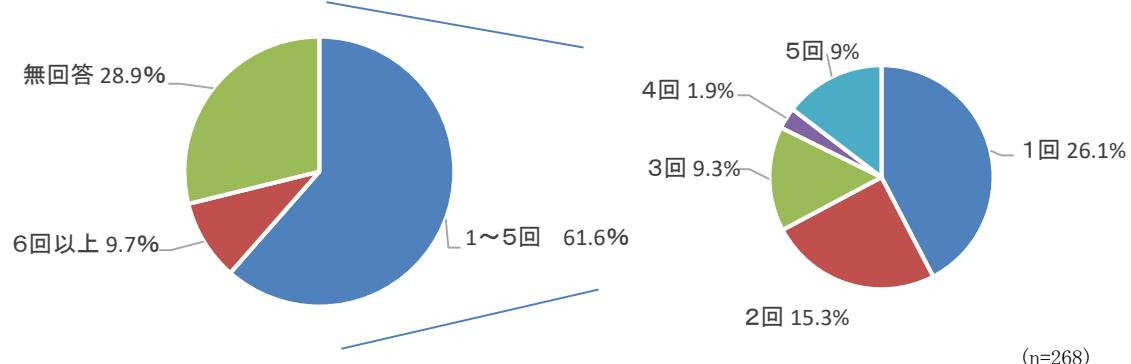
養成校の学生の保育職への就職に向けた活動（その2）

- 保育職の就職に向けた活動として、養成校の学生の約1割弱はハローワークの求人票を閲覧し、約1割の学生は人材紹介会社への登録を行っている。

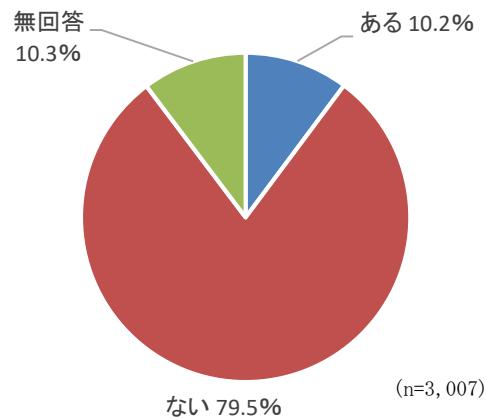
ハローワークの求人票の閲覧



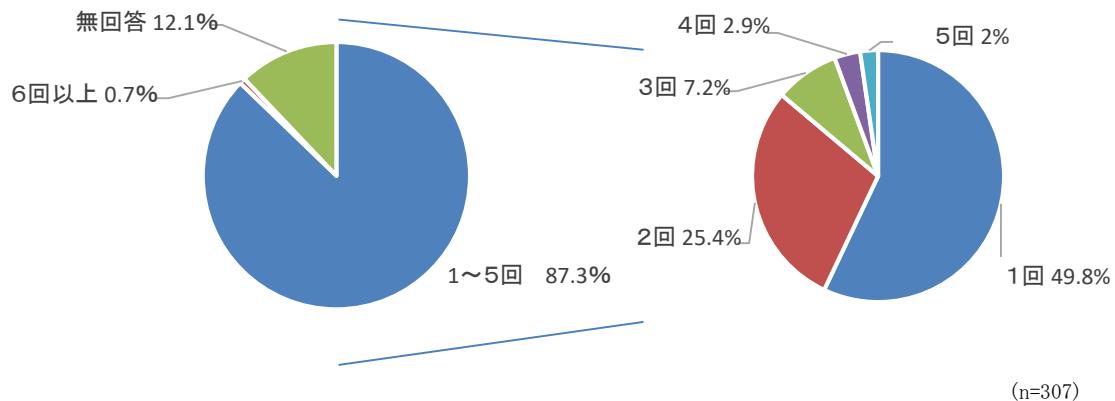
ハローワークの求人票の閲覧頻度



人材紹介会社への登録



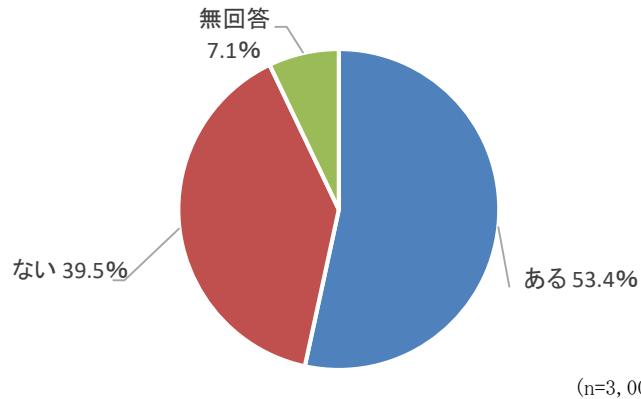
人材紹介会社への登録数



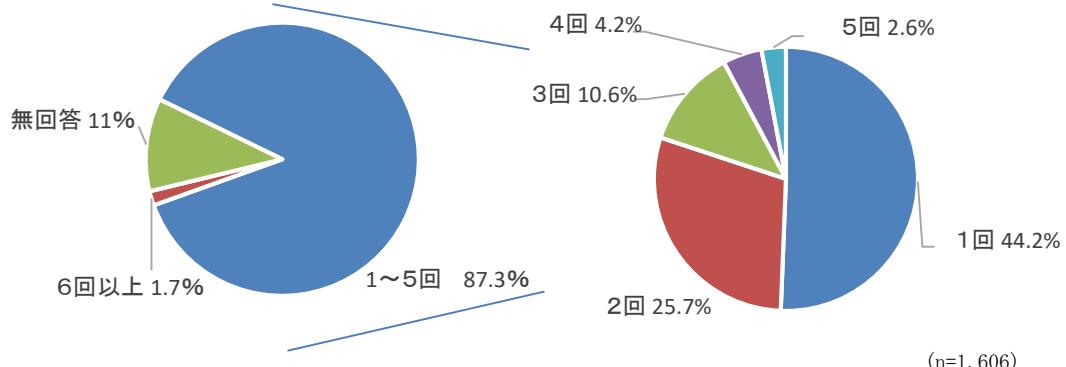
養成校の学生の保育職への就職に向けた活動（その3）

- 保育職の就職に向けた活動として、養成校の学生の約5割は就職フェアや合同説明会に参加し、約7割弱の学生は園(法人)説明会や園見学に参加している。

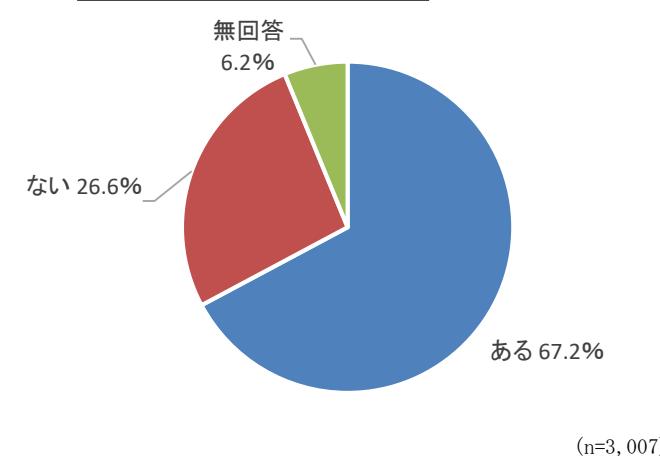
就職フェアや合同説明会への参加有無



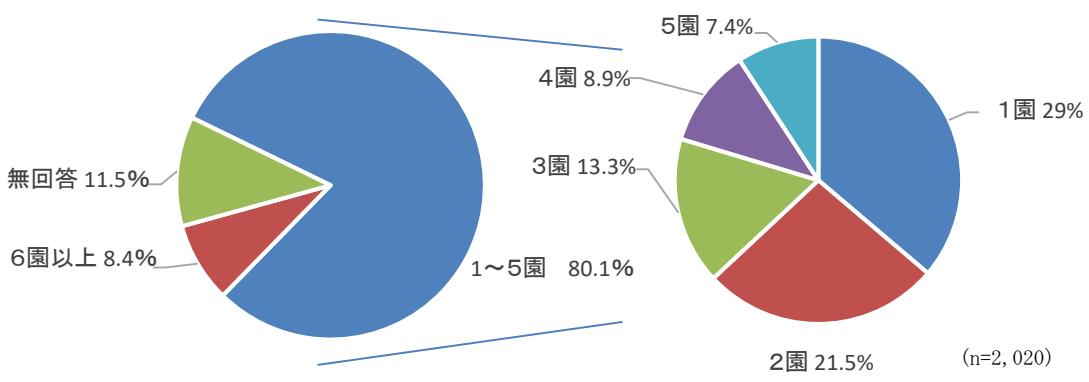
就職フェアや合同説明会への閲覧頻度



園(法人)説明会や園見学



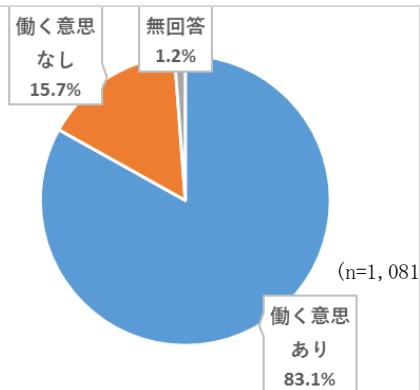
園説明会や園見学の数



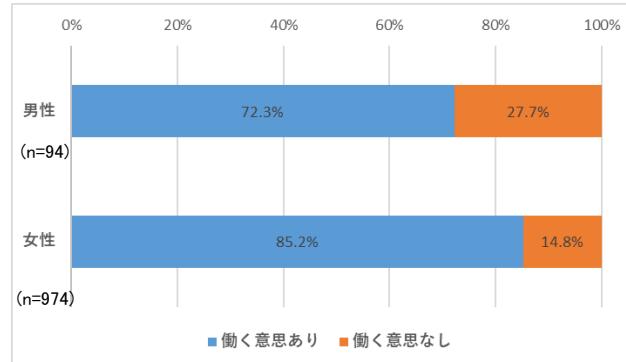
保育士試験合格者の保育士として就業する意思

- 保育士試験合格者の約8割は、保育士として就業する意思を有しており、年齢が高いほど比率が高い。就業の理由としては、「子どもと関わる仕事がしたい」(26.1%)が最も多く、ついで「保育補助をしていて資格が必要となった」(17.1%)が多かった。

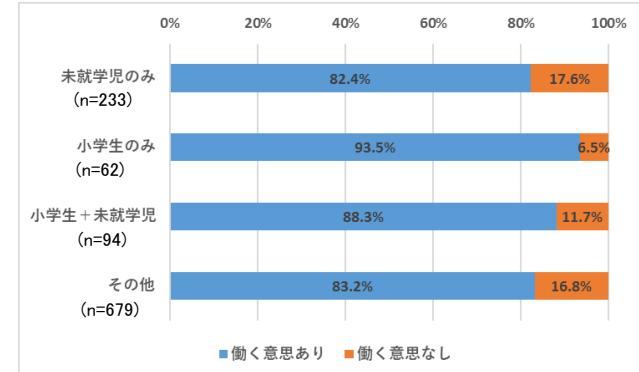
保育士として就業する意思



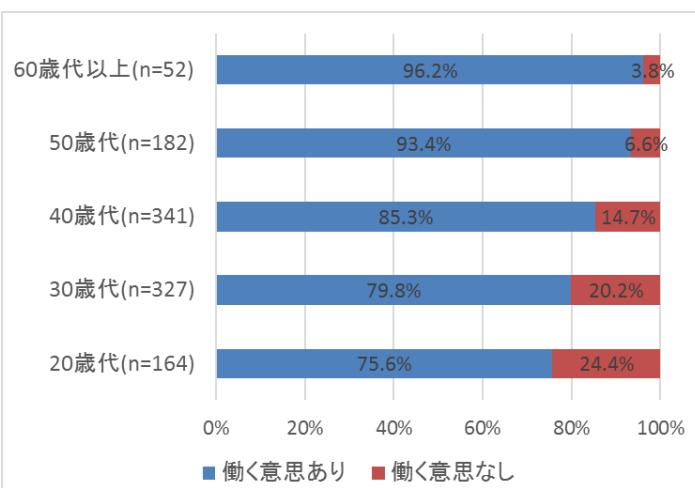
保育士としての就業意思(性別比較)



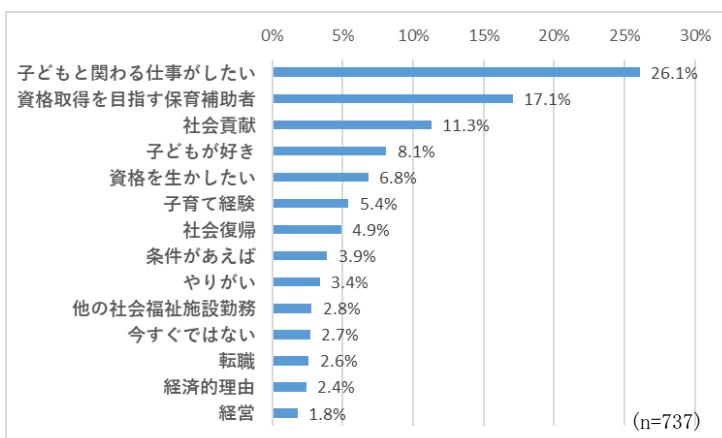
保育士としての就業意思(同居する子どもの比較)



保育士としての就業意思(年齢比較)



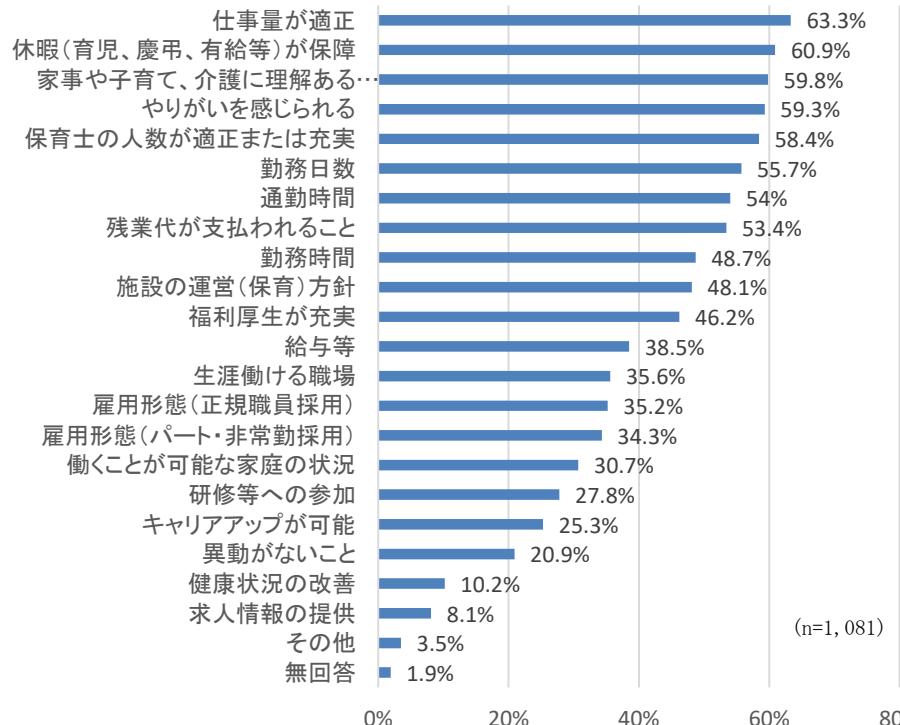
就業する意思あると回答した者の理由(自由記述)



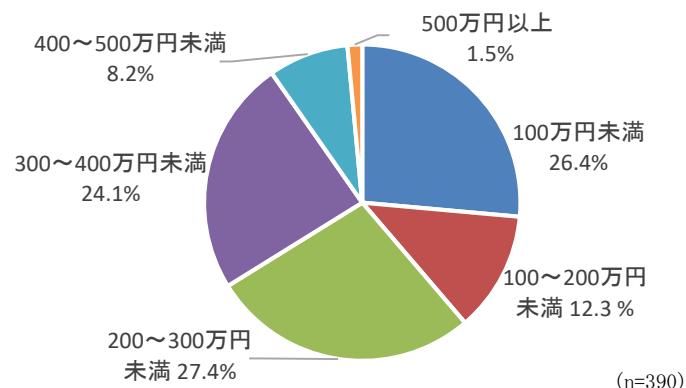
保育士試験合格者が、保育士として働く場合に求める条件や重視する点

- 保育士として勤務する際に求める条件や重視する点として、「仕事量が適正」、「休暇が保障」、「家事や子育て、介護を理解」、「やりがい」等を選択する者が多い。希望する年収の平均値は約250万円、希望する勤務日数の平均値は4.55日、希望する勤務時間の平均値は6.75時間となっている。

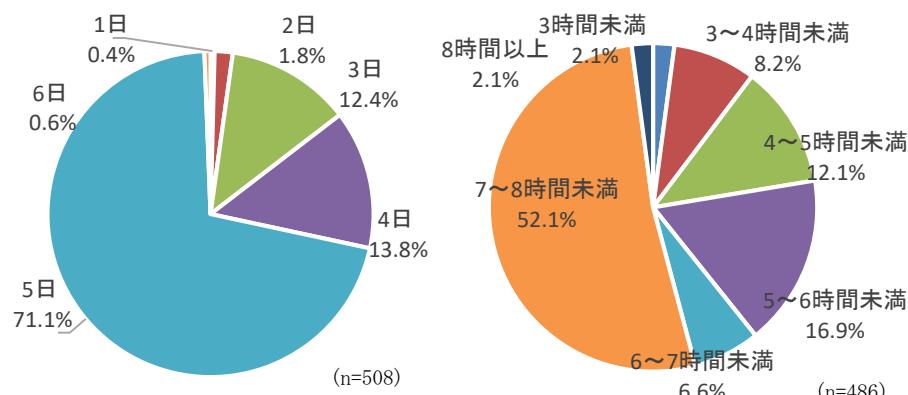
働く場合に求める条件や重視する点について



希望する年収



希望する勤務日数、勤務時間

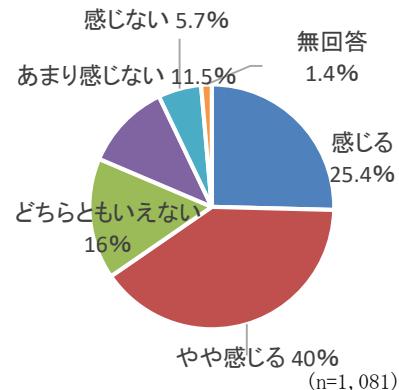


出典：平成30年度 保育士試験合格者の就職状況等に関する調査研究

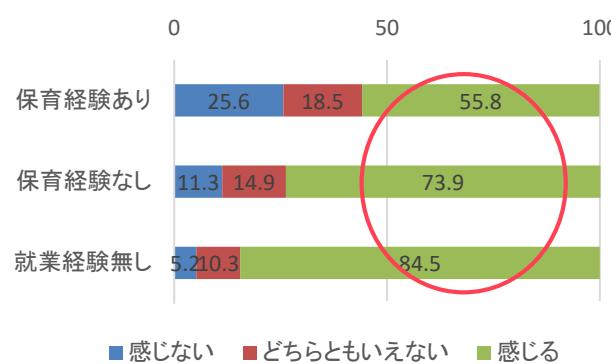
保育士試験合格者が、保育士として働くことへの不安について

- 試験合格者の約6割は、保育士としての就業に際して、何かしらの不安を感じている。
保育関係経験の有無による差が大きい(不安を感じる割合: 経験者は約56%、未経験者は約74%)。

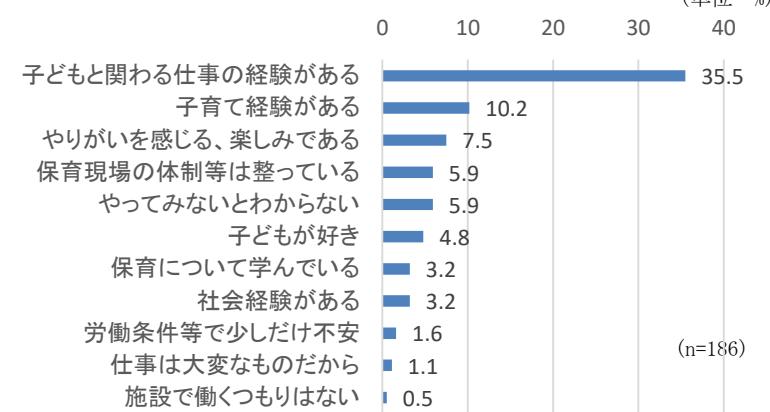
保育士として働くことへの不安



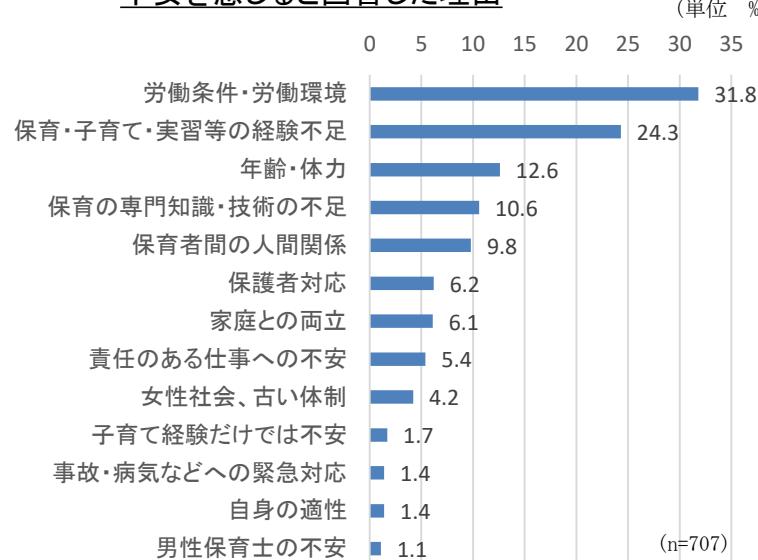
保育現場での就業経験による比較



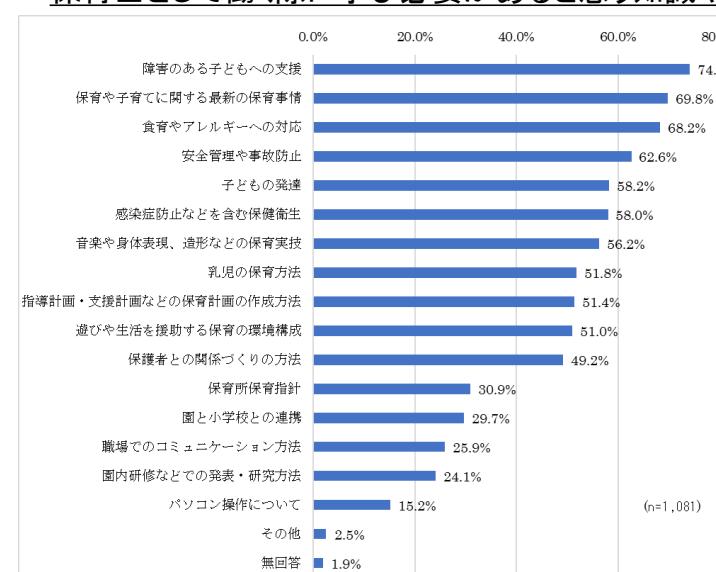
不安を感じないと回答した理由



不安を感じると回答した理由



保育士として働く際に学び必要があると思う知識や技術



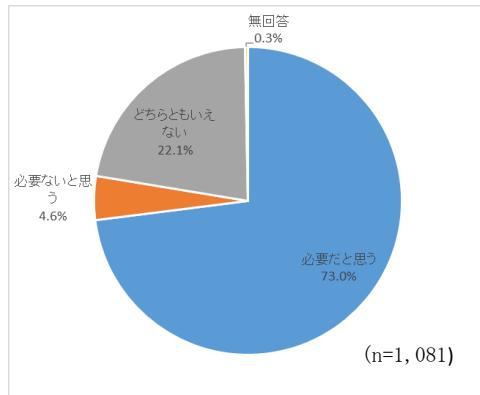
出典:平成30年度 保育士試験合格者の就職状況等に関する調査研究

保育士試験合格者が、保育士として働くにあたっての実習や研修の必要性

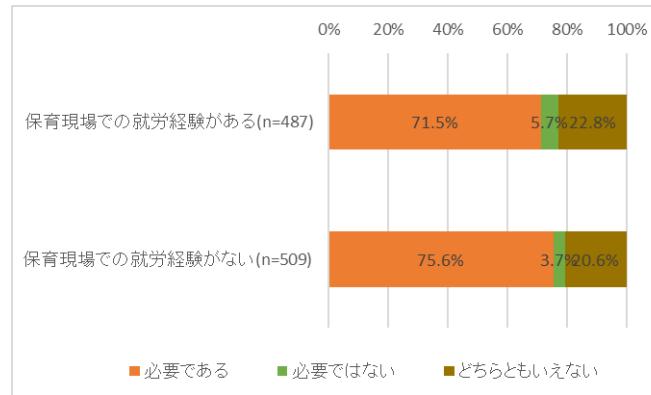
- 実際に保育士として働くにあたり、保育現場での就業経験の有無にかかわらず、約7割の人が保育現場における実習や研修が必要と回答している。

希望期間としては、「4日～1週間未満」、「1週間～2週間未満」が各々約25%程度の回答があった。

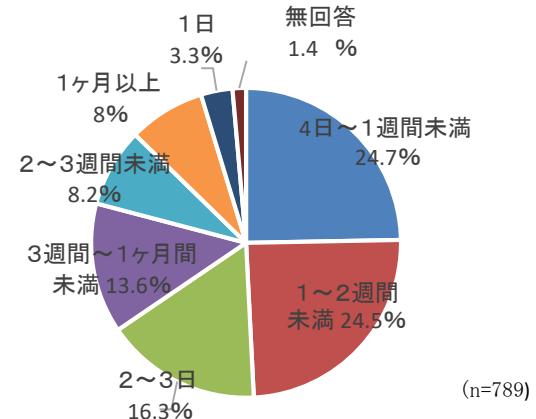
実習や研修の必要性



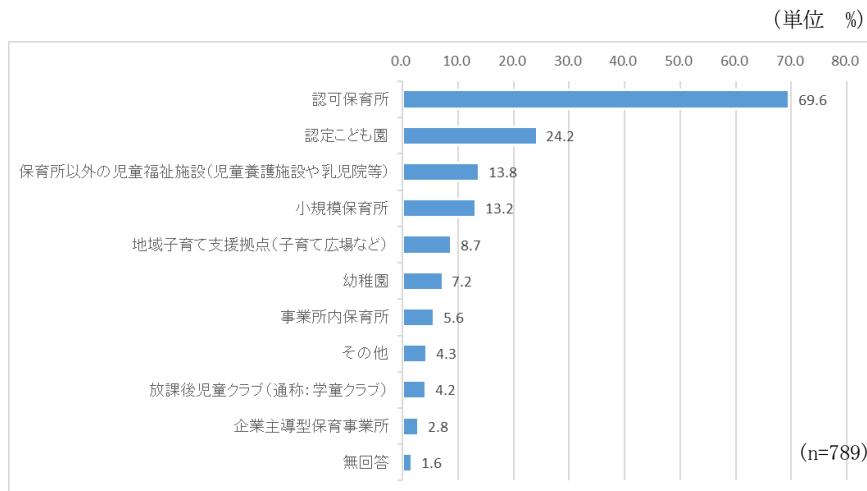
就労経験による実習や研修の必要性の比較



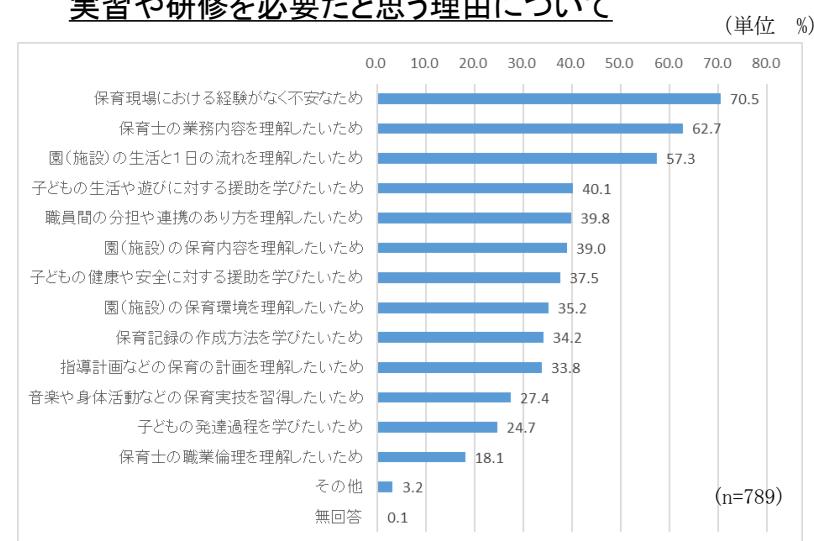
希望する実習や研修の期間



希望する実習や研修の施設



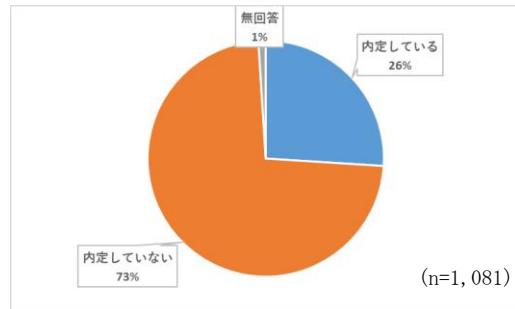
実習や研修を必要だと思う理由について



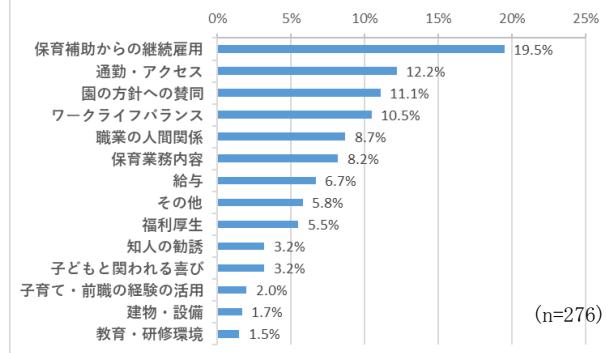
保育士試験合格者の内定先、就業支援

- 試験合格者の約7割は、実技試験の受験時等において、内定先が決まっていない。
7割以上が求人情報の提供や就業予定施設での職場体験、個別相談できる窓口を必要と感じている。

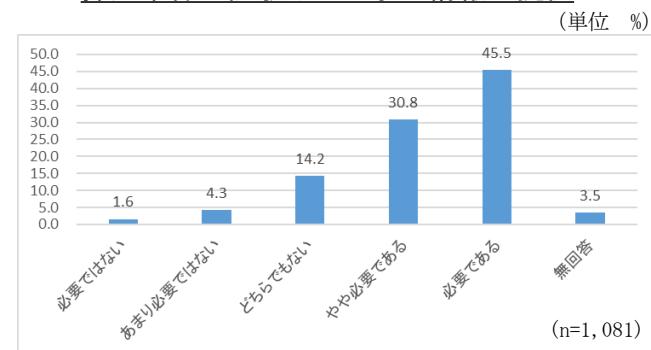
内定先の有無



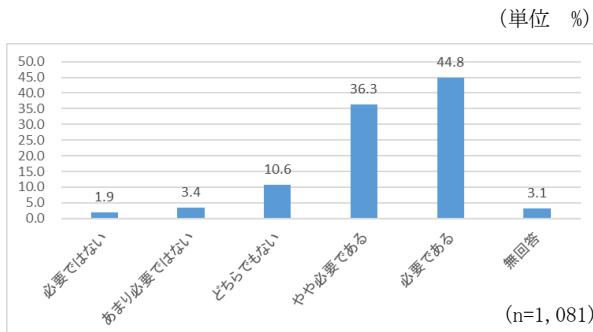
内定先の選定で重視したこと(自由記述)



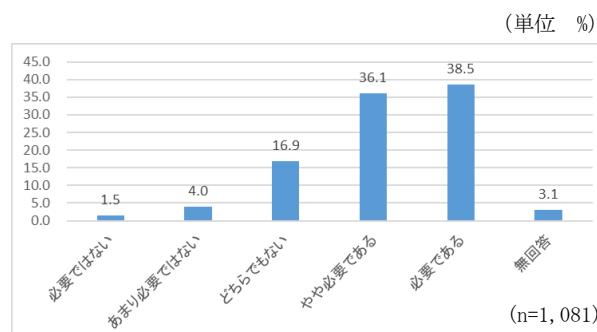
採用条件や試験などの求人情報の提供



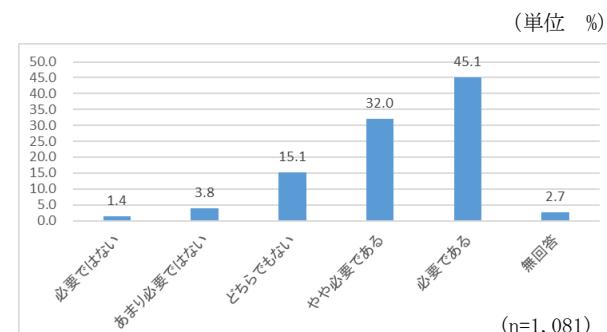
就業予定の園・施設における職場体験



個別相談できる窓口や機関



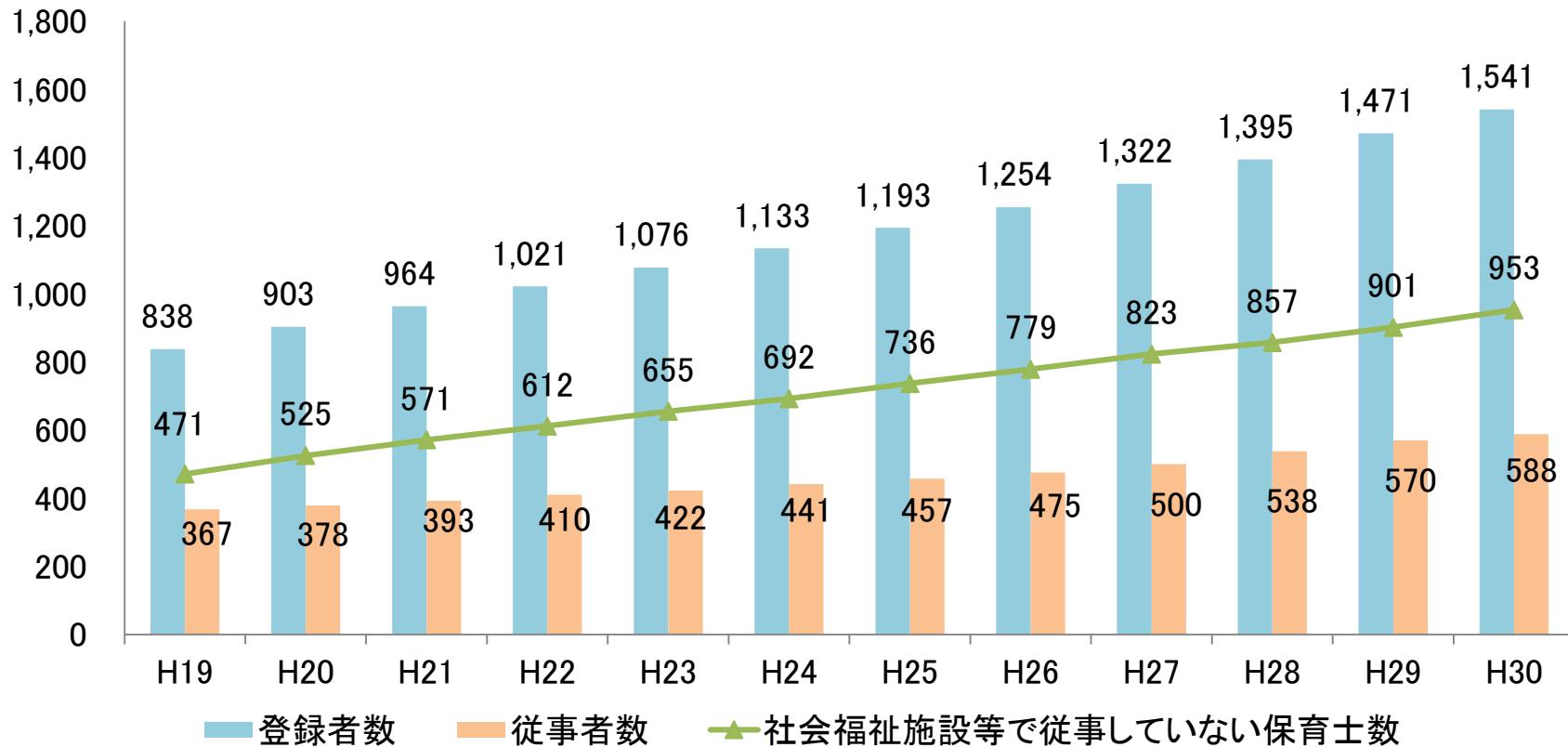
就業後も相談できる窓口や機関



保育士の登録者数と従事者数の推移

○ 保育士登録者数は約154万人、従事者数は約59万人であり、保育士資格を持ち登録されているが、社会福祉施設等で従事していない者は95万人程度となっている。

(単位:千人)



出典：登録者数：厚生労働省子ども家庭局保育課調べ（各年10月1日）

従事者数：厚生労働省「社会福祉施設等調査」（各年10月1日）の社会福祉施設に従事する（常勤換算でない）保育士の数を元に、平成29年までは、厚生労働省（子ども家庭局）で回収率（例：保育所等の場合、平成28年の回収率：93.9%、平成29年の回収率：94.3%）の変動を踏まえ、割り戻して算出したもの。平成30年は、全数調査から標本調査への移行により調査結果が全施設の推計値となり、回収率での割り戻しはしていないため、平成29年以前の結果との比較には留意が必要。

※ 従事者数には、常勤保育士のほか、常勤ではない短時間勤務の保育士も1名として計上しており、保育所のほか、児童養護施設等の社会福祉施設で従事している者も含まれている。ただし、H30の従事者数については、児童家庭支援センター、児童館及び児童センターの従事者を含まない。

※ H23の従事者数については、東日本大震災の影響で宮城県と福島県の28市町村で調査未実施。

※ 社会福祉施設等で従事していない保育士数には、認可外保育施設や幼稚園に勤務する者、保育士が死亡した場合の保育士資格の喪失に係る届出を行っていない者を含む。

保育士の経験年数、採用・離職の状況

- 経験年数は、経験年数が低い層の保育士が多く、8年未満の保育士が約半分。
- 離職率は9.3%であり、私営保育所においては10.7%となっている。（平成29年時点）

(1)保育所で勤務する保育士の経験年数(常勤のみ)

	2年未満	2~4年未満	4~6年未満	6~8年未満	8~10年未満	10~12年未満	12~14年未満	14年以上	不詳	総 数
全体	40,390人	34,813人	28,998人	24,699人	20,725人	17,583人	15,243人	78,721人	67,524人	328,696人
うち公営	9,726人	9,235人	8,493人	7,165人	6,135人	5,516人	5,368人	38,417人	23,211人	113,267人
うち私営	30,665人	25,578人	20,505人	17,534人	14,589人	12,067人	9,875人	40,304人	44,313人	215,430人
全体	15.5%	13.3%	11.1%	9.5%	7.9%	6.7%	5.8%	30.1%	-	100.0%
うち公営	10.8%	10.3%	9.4%	8.0%	6.8%	6.1%	6.0%	42.7%	-	100.0%
うち私営	17.9%	14.9%	12.0%	10.2%	8.5%	7.1%	5.8%	23.6%	-	100.0%

(出典) 平成27年社会福祉施設等調査（厚生労働省）

(※) 回収率（94.5%）を100%に置き直した推計値

(※) 経験年数別の割合は、「総数」から「不詳」を除いた数に占める各経験年数の層の保育士数が占める割合となっている。

(2)保育所で勤務する保育士の採用者と離職者(常勤のみ)

	勤務者	採用者数	採用率	退職者数	離職率
全体	407,287人	60,830人	14.9%(15.1%)	37,716人	9.3%(9.4%)
うち公営	118,481人	10,087人	8.5%(8.5%)	6,941人	5.9%(6.3%)
うち私営	288,806人	50,743人	17.6%(18.1%)	30,775人	10.7%(10.8%)

(出典) 平成28年及び平成29年社会福祉施設等調査（厚生労働省）

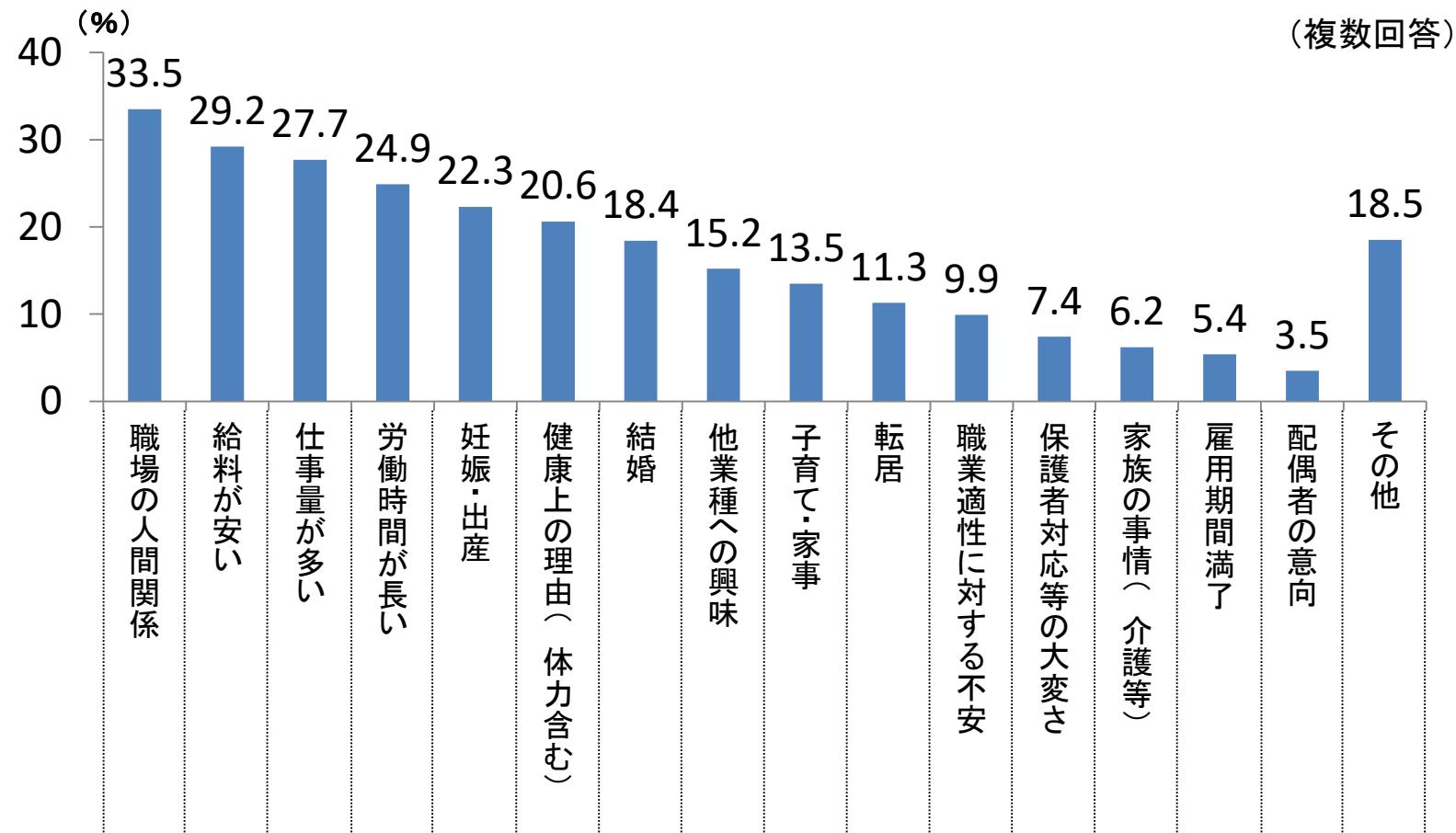
(※) 括弧書きは前年度の数値。

(※) 回収率（H28：93.9%、H29：94.3%）を100%に置き直した集計値。

(※) 採用率及び離職率は、平成29年10月1日時点の勤務者数に占める、平成28年10月1日から平成29年9月30日までの間の採用者数・退職者数の割合となっている。

過去に保育士として就業した者が退職した理由

- 全体で「職場の人間関係」が3割強(33.5%)で最も多く、次いで「給料が安い」(29.2%)、「仕事量が多い」(27.7%)、「労働時間が長い」(24.9%)となっている。

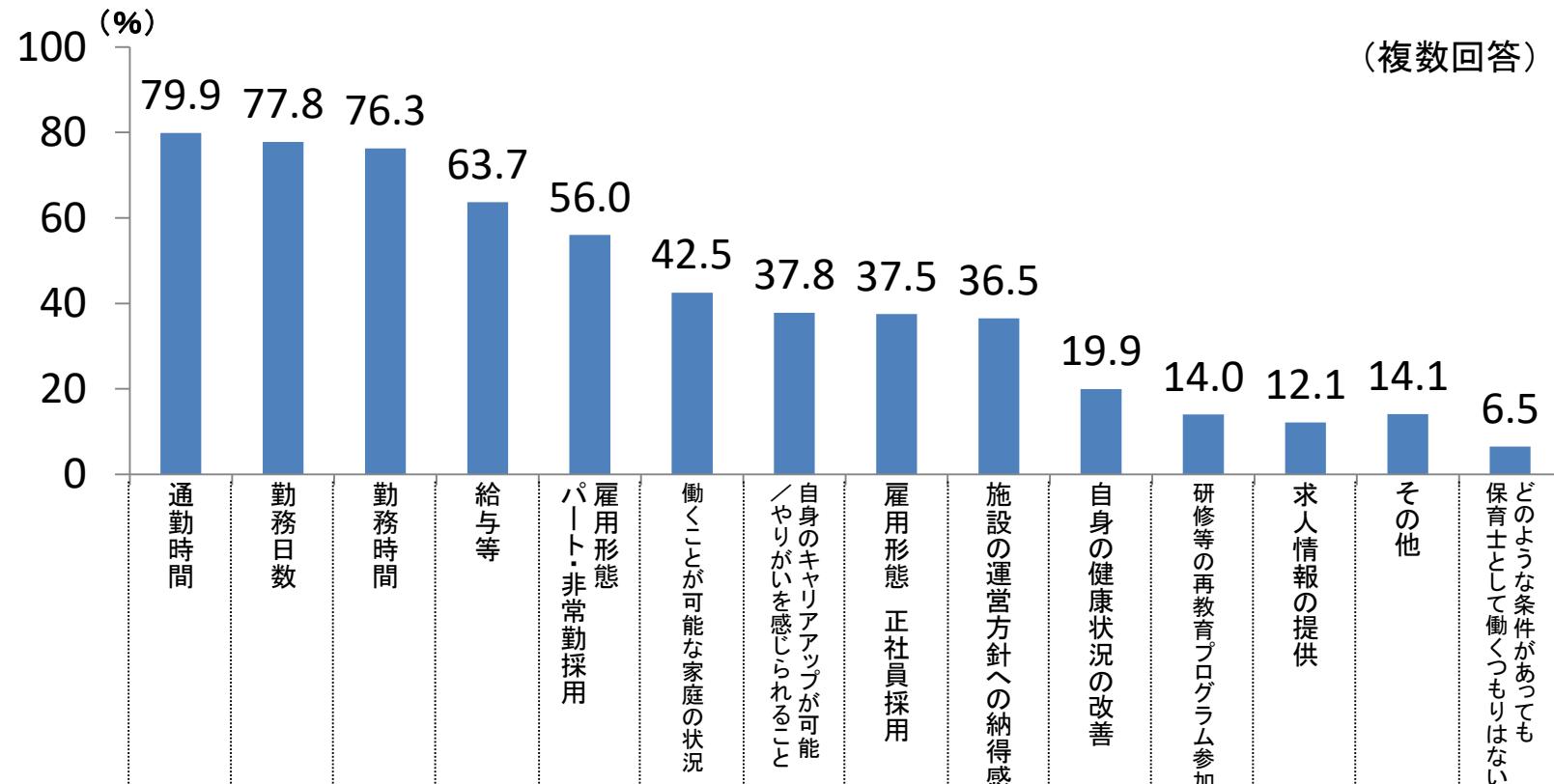


配偶者と子供の有無

配偶者有・子供有	1,181	25.7	24.4	22.4	20.3	33.4	14.8	22.2	12.2	20.1	12.0	4.9	5.5	7.1	5.2	4.5	15.6
配偶者有・子供無	228	38.6	27.2	32.0	29.8	8.3	24.1	31.6	14.5	3.5	22.4	14.0	10.1	4.8	4.8	3.9	22.8
配偶者無・子供有	102	35.3	38.2	30.4	25.5	13.7	22.5	11.8	8.8	12.7	8.8	9.8	5.9	5.9	10.8	4.9	22.5
配偶者無・子供無	406	52.7	41.9	39.9	35.2	0	34.7	1.5	26.1	0.2	3.4	22.2	11.8	4.2	4.9	0.2	23.4

過去に保育士として就業した者が再就業する場合の希望条件

- 全体で「通勤時間」が約8割(79.9%)で最も多く、次いで「勤務日数」(77.8%)と「勤務時間」(76.3%)も8割弱となっており、働き方を重視している傾向が見られる。そのほか、「給与等」が6割強(63.7%)、「雇用形態 パート・非常勤採用」が過半数(56.0%)となっている。

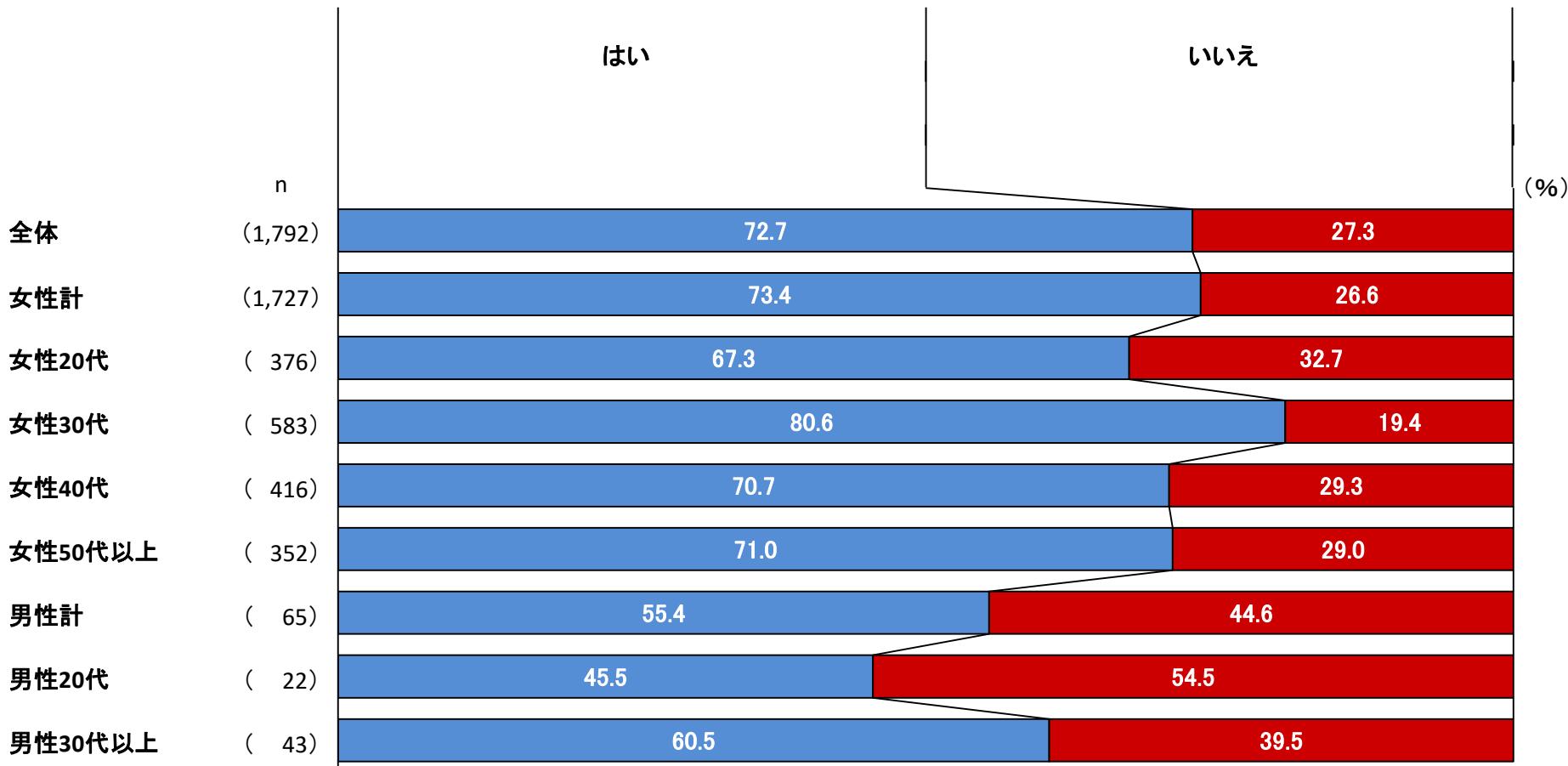


配偶者と子供の有無

配偶者有・子供有	1,181	84.0	81.8	79.9	61.2	66.5	52.8	34.6	28.8	34.7	15.2	12.9	11.5	13.2	4.7
配偶者有・子供無	228	76.3	74.6	71.9	61.8	53.5	39.5	41.2	39.9	42.1	19.7	12.3	12.3	16.2	8.8
配偶者無・子供有	102	75.5	72.5	76.5	71.6	43.1	23.5	35.3	42.2	30.4	20.6	16.7	17.6	15.7	6.9
配偶者無・子供無	406	71.2	69.2	68.0	70.0	30.3	19.2	45.6	60.3	39.9	33.5	17.7	12.1	15.0	10.3

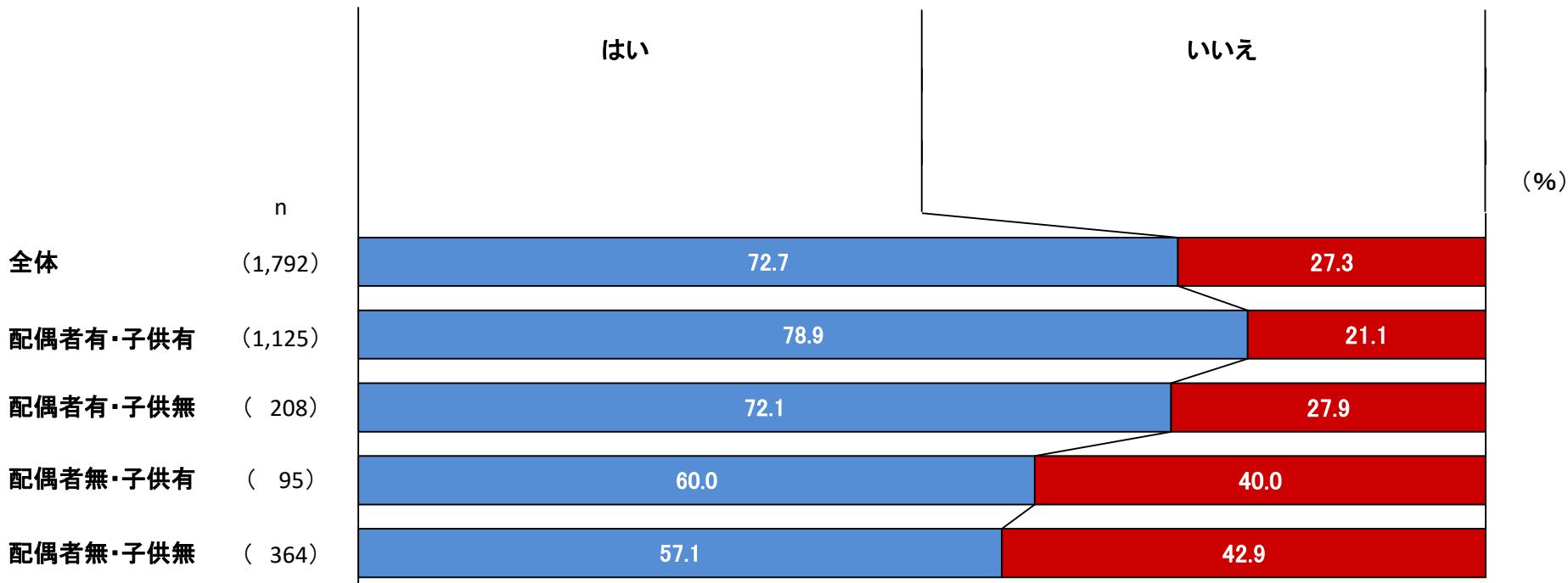
過去に保育士として就業した者の時間単位勤務での復職意向 (性・年代別)

- 保育士の時間単位勤務での復職意向については、全体で「はい」が7割を超え、「いいえ」を大きく上回っている。
- 一方、男性20代では「いいえ」が過半数を超えていている。



過去に保育士として就業した者の時間単位勤務での復職意向 (配偶者・子供の有無別)

- 配偶者及び子供ともに「有」の場合、約8割(78.9%)が時間単位勤務での復職意向を示している。
- 子供の有無に比べ配偶者の有無の方が、時間単位勤務での復職意向に与える影響が大きい。



保育施設の性別・年齢層別職員構成割合（平均）

- 職員の95.8%が女性で、全体の施設の54.8%が女性職員のみの施設となっている。
- 職員の約3分の1(32.9%)が30歳未満である一方、70歳以上の職員も一定数(0.7%)勤務している。

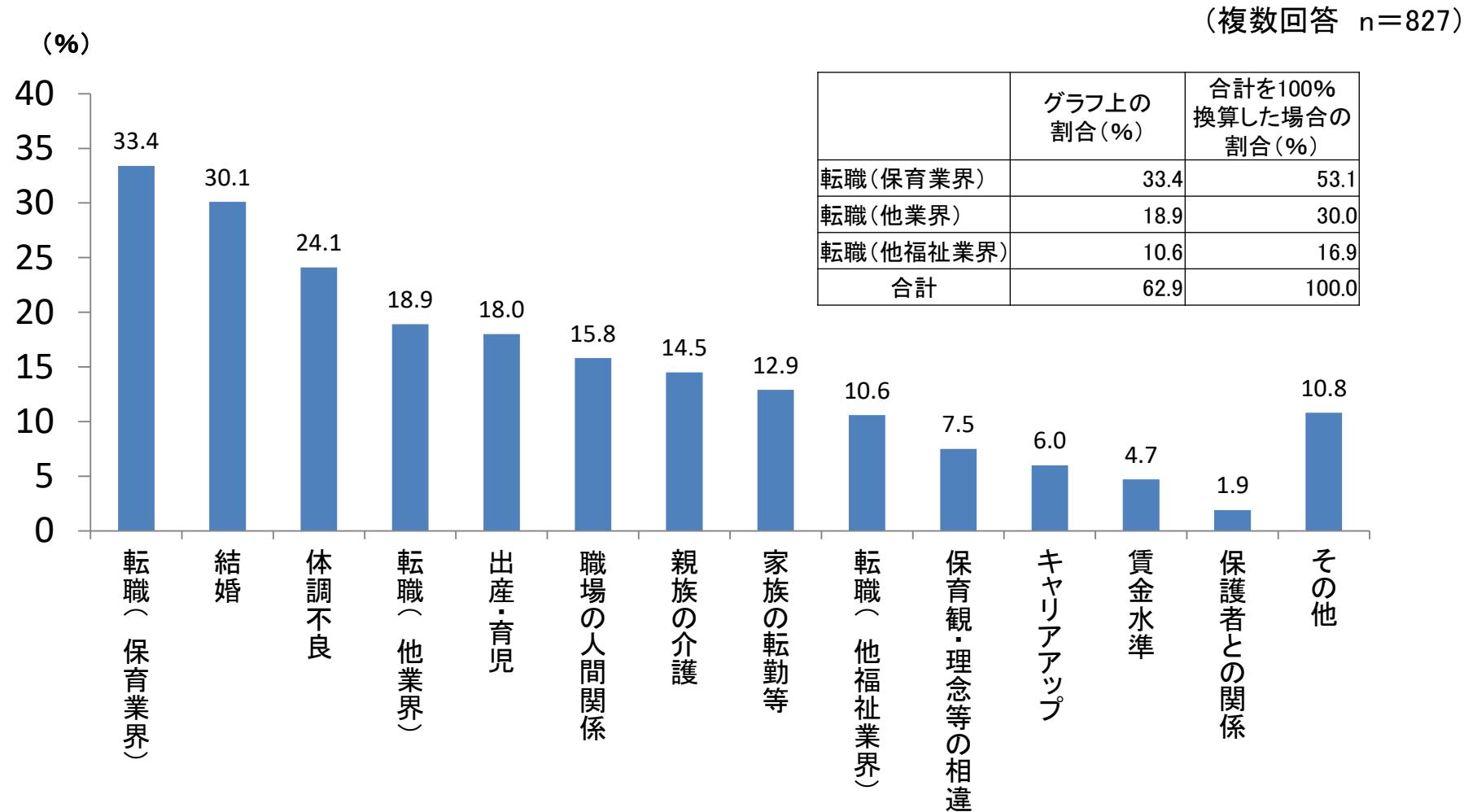
年齢	構成割合(%)		
		うち男性	うち女性
30歳未満	32.9	1.6	31.4
30歳代	25.6	1.4	24.1
40歳代	20.5	0.4	20.1
50歳代	14.4	0.2	14.2
60歳代	5.7	0.3	5.4
70歳以上	0.7	0.1	0.6
計	100	4.0	95.8

(※1) 保育施設には、保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園及び幼稚園型認定こども園が含まれる。

(※2) 施設の職員全体（常勤換算）を100としたときの、性別・年齢層別の構成割合を示す。

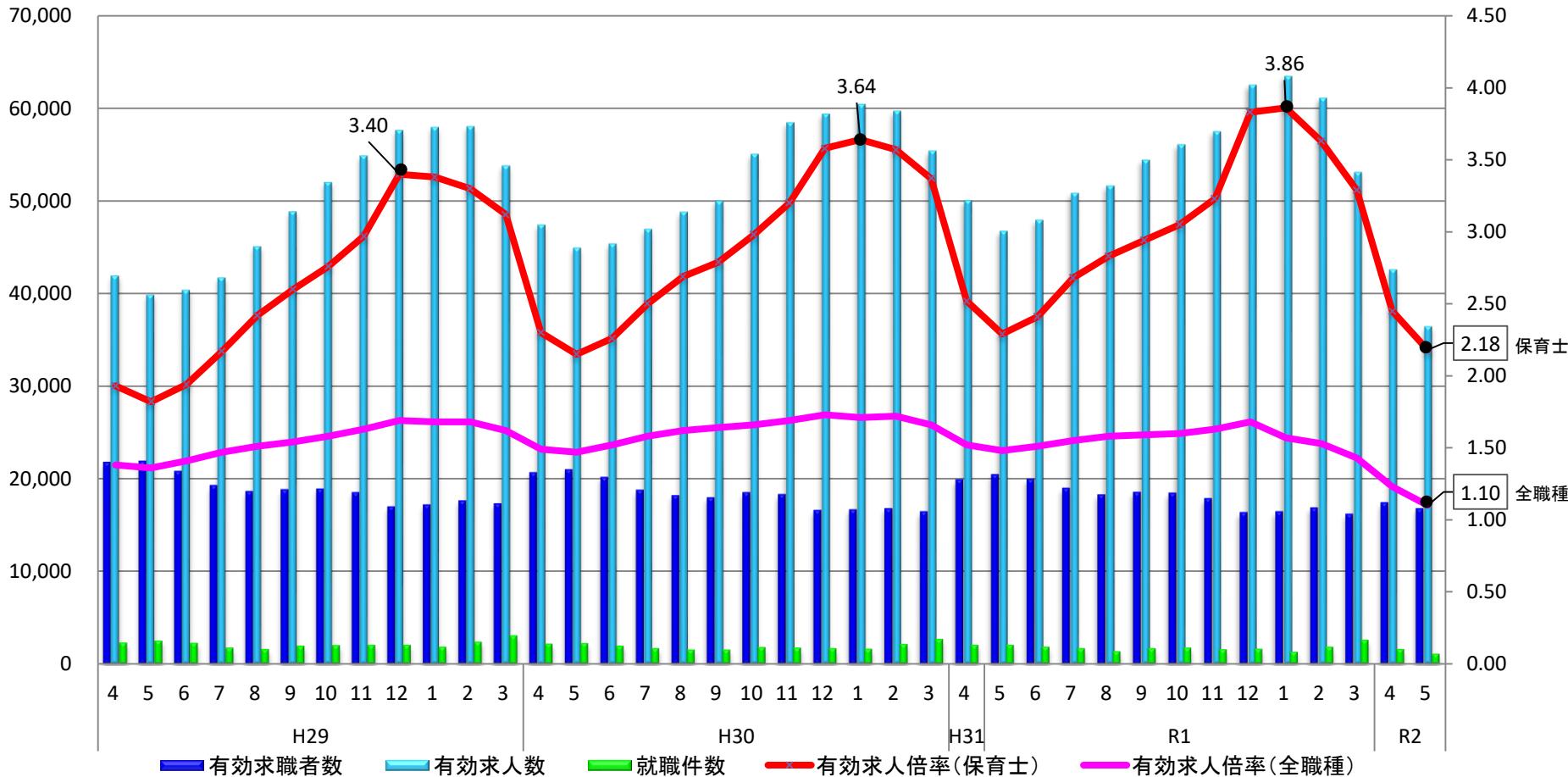
平成29年度 退職者の退職理由

- 全体で「転職(保育業界)」が3割強(33.4%)で最も多く、次いで「結婚」(30.1%)、「体調不良」(24.1%)、「転職(他業界)」(18.9%)となっている。
- 転職者の中、過半数(53.1%)が保育業界へ転職し、概ね3割(30.0%)が他業界へ転職している。



保育士の有効求人倍率の推移（全国）

○直近の令和2年5月の保育士の有効求人倍率は2.18倍(対前年同月比で0.11ポイント下落)となっているが、全職種平均の1.10倍(対前年同月比で0.38ポイント下落)と比べると、依然高い水準で推移している。



(出典)一般職業紹介状況(職業安定業務統計)(厚生労働省)

※保育士の有効求人倍率について、各年度の最も高い月の数値を記載している。

※全職種の有効求人倍率は、実数である。

令和元年及び令和2年における保育士の各都道府県別有効求人倍率等の比較（各年5月時点）

令和元年5月時点

	新規求職 申込件数	有効 求職者数	新規求人数	有効求人数	有効求人倍率
全国	5,472	20,418	16,172	46,730	2.29
北海道	240	1,059	820	2,149	2.03
青森	58	319	144	381	1.19
岩手	41	233	149	374	1.61
宮城	83	323	316	1,060	3.28
秋田	49	174	88	216	1.24
山形	50	160	186	372	2.33
福島	96	268	179	561	2.09
茨城	117	356	347	900	2.53
栃木	95	347	251	743	2.14
群馬	71	330	146	359	1.09
埼玉	285	936	794	2,593	2.77
千葉	196	782	467	1,508	1.93
東京	399	1,610	2,217	6,620	4.11
神奈川	275	976	861	2,595	2.66
新潟	117	365	177	444	1.22
富山	39	137	143	314	2.29
石川	31	157	79	241	1.54
福井	26	103	68	235	2.28
山梨	47	166	122	321	1.93
長野	86	337	176	388	1.15
岐阜	82	341	168	474	1.39
静岡	135	471	481	1,068	2.27
愛知	282	934	732	1,944	2.08
三重	61	210	215	611	2.91
滋賀	72	294	200	479	1.63
京都	115	419	376	963	2.3
大阪	366	1,381	1,560	5,224	3.78
兵庫	272	972	631	1,991	2.05
奈良	88	255	144	522	2.05
和歌山	36	150	65	151	1.01
鳥取	31	128	174	394	3.08
島根	34	153	68	208	1.36
岡山	127	436	258	781	1.79
広島	167	556	599	1,621	2.92
山口	76	265	107	363	1.37
徳島	23	139	82	351	2.53
香川	39	155	107	297	1.92
愛媛	50	227	203	506	2.23
高知	44	173	59	179	1.03
福岡	293	1,137	758	2,015	1.77
佐賀	69	244	101	281	1.15
長崎	102	350	152	431	1.23
熊本	132	442	229	719	1.63
大分	67	261	142	396	1.52
宮崎	58	249	139	417	1.67
鹿児島	161	553	349	923	1.67
沖縄	89	385	343	1,047	2.72

令和2年5月時点

	新規求職 申込件数	有効 求職者数	新規求人数	有効求人数	有効 求人倍率
全国	3,709	16,743	11,453	36,442	2.18
北海道	181	899	415	1,438	1.60
青森	41	282	141	342	1.21
岩手	51	221	165	370	1.67
宮城	59	248	191	672	2.71
秋田	37	158	63	227	1.44
山形	37	147	107	312	2.12
福島	50	193	114	506	2.62
茨城	74	284	284	789	2.78
栃木	59	233	212	628	2.70
群馬	43	267	131	482	1.81
埼玉	162	675	648	1,830	2.71
千葉	132	518	400	1,204	2.32
東京	267	1,309	1,114	3,998	3.05
神奈川	188	789	515	2,068	2.62
新潟	59	297	146	457	1.54
富山	23	93	53	203	2.18
石川	21	134	76	210	1.57
福井	22	95	117	192	2.02
山梨	23	114	68	201	1.76
長野	64	287	91	326	1.14
岐阜	51	253	137	357	1.41
静岡	106	429	243	1,103	2.57
愛知	188	791	490	1,747	2.21
三重	56	179	160	378	2.11
滋賀	58	222	125	483	2.18
京都	91	387	411	1,117	2.89
大阪	267	1,166	1,229	3,886	3.33
兵庫	155	755	414	1,464	1.94
奈良	53	219	182	477	2.18
和歌山	31	144	43	142	0.99
鳥取	19	118	76	314	2.66
島根	25	139	55	171	1.23
岡山	61	273	256	609	2.23
広島	98	396	407	1,176	2.97
山口	51	259	87	243	0.94
徳島	32	133	110	308	2.32
香川	31	132	115	242	1.83
愛媛	26	186	137	339	1.82
高知	26	146	44	150	1.03
福岡	176	880	454	1,443	1.64
佐賀	35	202	59	255	1.26
長崎	75	331	126	394	1.19
熊本	102	401	154	537	1.34
大分	45	245	114	366	1.49
宮崎	63	259	127	424	1.64
鹿児島	113	491	327	893	1.82
沖縄	82	364	320	969	2.66

令和元年及び令和2年における保育士の各都道府県別有効求人倍率の比較（各年5月時点）

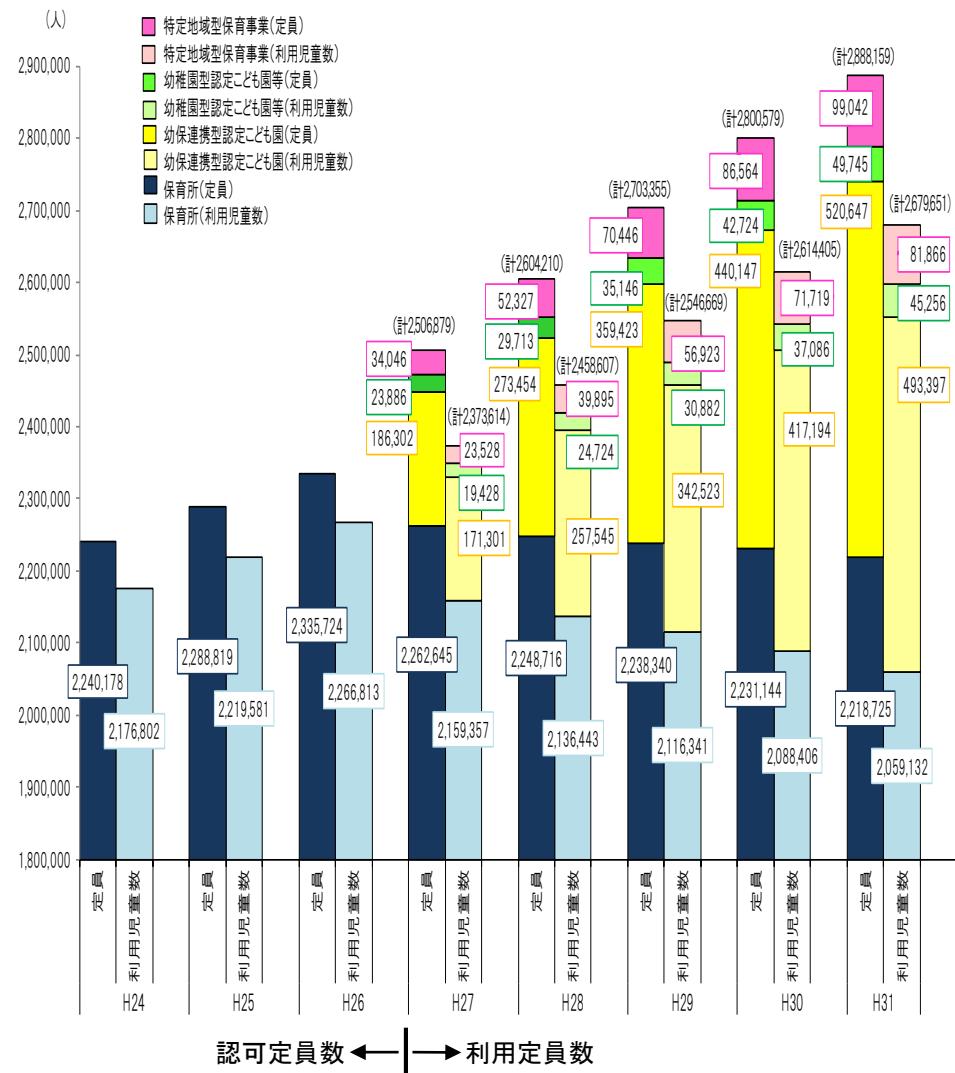
- 有効求人倍率が前年同月よりも上昇しているのは、20府県。
- 有効求人倍率が3.00倍以上となっているのは、2都府。

	令和元年5月時点	令和2年5月時点
全国	2.29	2.18
北海道	2.03	1.60
青森	1.19	1.21
岩手	1.61	1.67
宮城	3.28	2.71
秋田	1.24	1.44
山形	2.33	2.12
福島	2.09	2.62
茨城	2.53	2.78
栃木	2.14	2.70
群馬	1.09	1.81
埼玉	2.77	2.71
千葉	1.93	2.32
東京	4.11	3.05
神奈川	2.66	2.62
新潟	1.22	1.54
富山	2.29	2.18
石川	1.54	1.57
福井	2.28	2.02
山梨	1.93	1.76
長野	1.15	1.14
岐阜	1.39	1.41
静岡	2.27	2.57
愛知	2.08	2.21

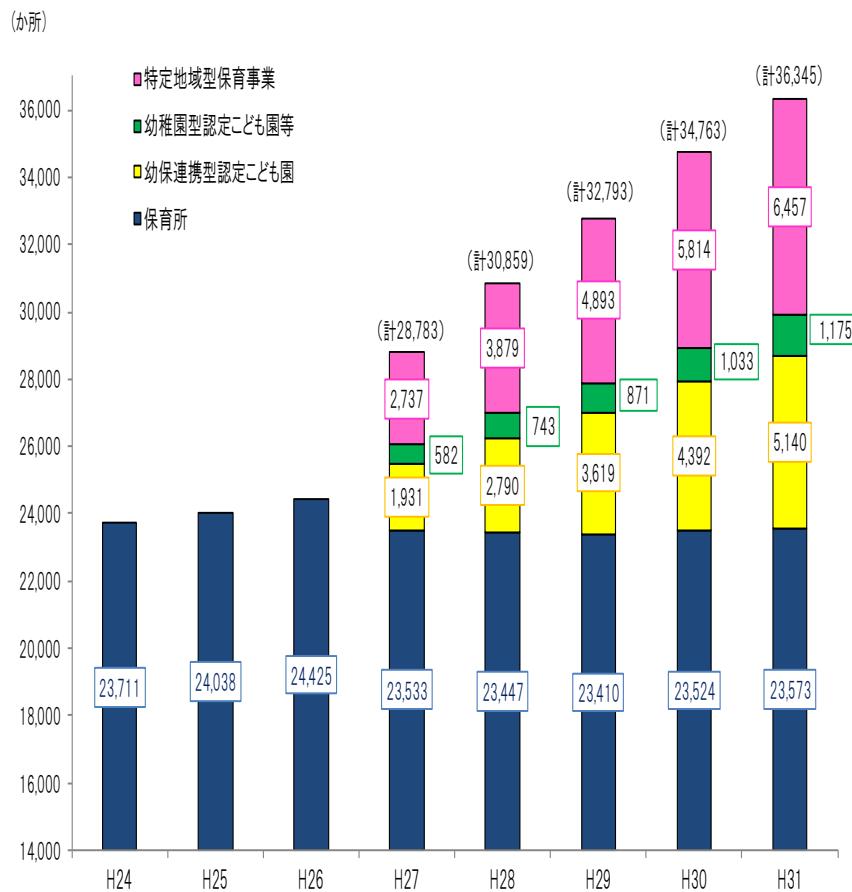
	令和元年5月時点	令和2年5月時点
三重	2.91	2.11
滋賀	1.63	2.18
京都	2.30	2.89
大阪	3.78	3.33
兵庫	2.05	1.94
奈良	2.05	2.18
和歌山	1.01	0.99
鳥取	3.08	2.66
島根	1.36	1.23
岡山	1.79	2.23
広島	2.92	2.97
山口	1.37	0.94
徳島	2.53	2.32
香川	1.92	1.83
愛媛	2.23	1.82
高知	1.03	1.03
福岡	1.77	1.64
佐賀	1.15	1.26
長崎	1.23	1.19
熊本	1.63	1.34
大分	1.52	1.49
宮崎	1.67	1.64
鹿児島	1.67	1.82
沖縄	2.72	2.66

保育所等定員数・利用児童数・保育園等数の推移

○保育所等定員数及び利用児童数の推移



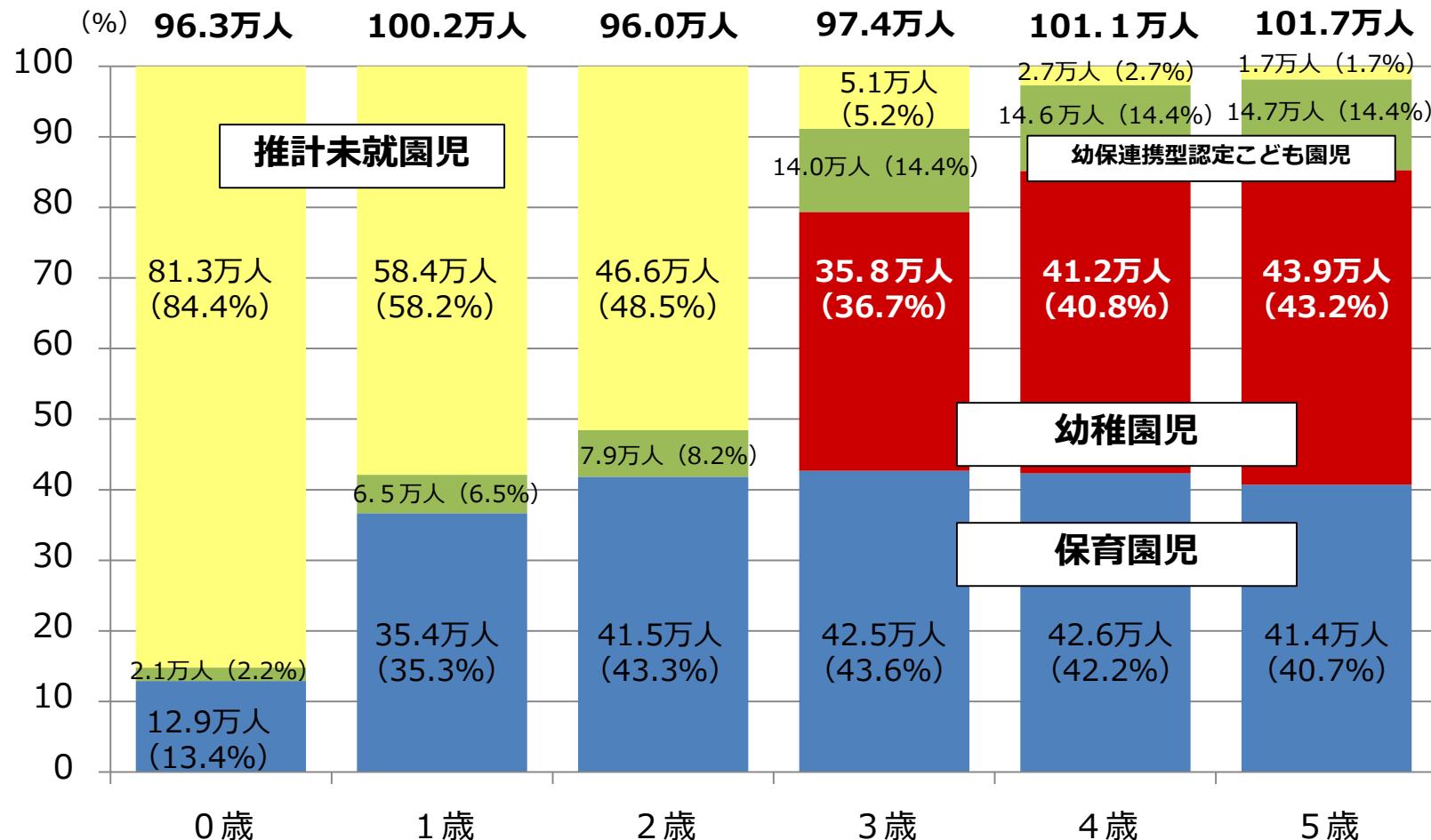
○保育所等数の推移



(出典) 26年一福祉行政報告例(厚生労働省大臣官房統計情報部)
 24年、25年、27年、28年－厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課調べ
 29年～31年－厚生労働省子ども家庭局保育課調べ

保育園と幼稚園の年齢別利用者数及び割合 (H30)

該当年齢人口



*該当年齢人口は総務省統計局による人口推計年報（平成29年10月1日現在）より。

*幼保連携型認定こども園の数値は平成30年度「認定こども園に関する状況調査」（平成30年4月1日現在）より。

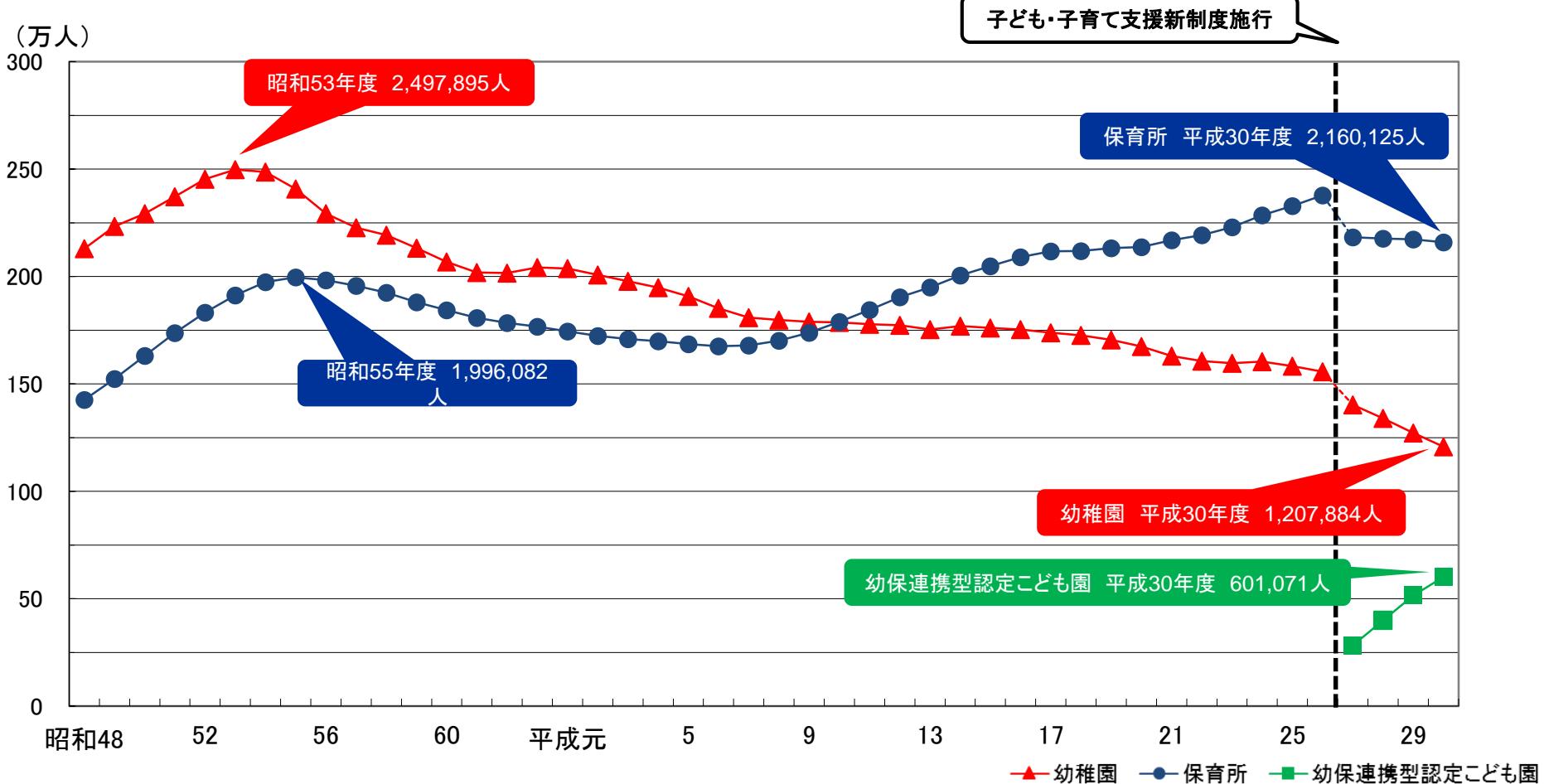
*「幼稚園」には特別支援学校幼稚部、幼稚園型認定こども園も含む。幼稚園、幼稚園型認定こども園の数値は平成30年度「学校基本調査」（速報値、平成30年5月1日現在）より。特別支援学校幼稚部の数値は平成29年度「学校基本調査」（確定値、平成29年5月1日現在）より。

*保育園の数値は平成30年の「待機児童数調査」（平成30年4月1日現在）より。なお、「保育園」には地方裁量型認定こども園、保育所型認定こども園、特定地域型保育事業も含む。4歳と5歳の数値については、「待機児童数調査」の4歳以上の数値を「社会福祉施設等調査」（平成29年10月1日現在）の年齢別の保育所、保育所型認定こども園、小規模保育所の利用者数比により按分したもの。

*「推計未就園児数」は、該当年齢人口から幼稚園在園者数、保育園在園者数及び、幼保連携型認定こども園在園者数を差し引いて推計したものである。

*四捨五入の関係により、合計が合わない場合がある。

幼稚園・幼保連携型認定こども園・保育所 在園者数年次比較



(注) ・幼稚園には幼稚園型認定こども園を、幼保連携型認定こども園には地方裁量型認定こども園を、保育所には保育所型認定こども園、特定地域型保育事業(平成27年度以降)を含む。
 ・幼稚園の数値は「学校基本調査」(各年5月1日現在)より。
 ・幼保連携型認定こども園の数値は「認定こども園調査」(各年4月1日現在)より(平成27年度以降)。平成26年度以前は幼稚園及び保育所の両方に算入。
 ・保育所の数値は「待機児童数調査」(各年4月1日現在)より(平成27年度以降)。(平成26年度以前は「社会福祉施設等調査」(各年10月1日現在)より推計。)

「子育て安心プラン」

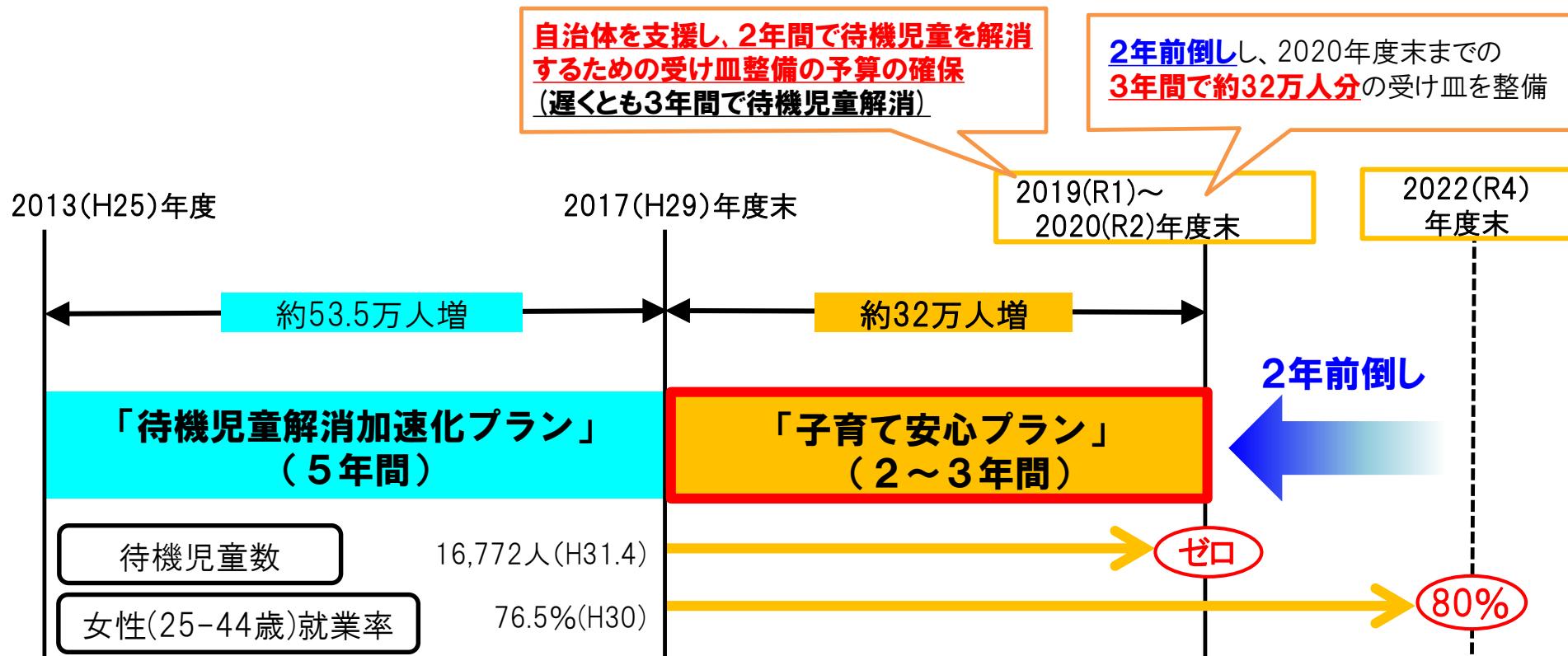
【平成29年6月2日公表】

【待機児童を解消】

東京都をはじめ意欲的な自治体を支援するため、**待機児童解消に必要な受け皿約22万人分の予算を2018（平成30）年度から2019（令和元）年度末までの2年間で確保**。（遅くとも2020（令和2）年度末までの3年間で全国の待機児童を解消）

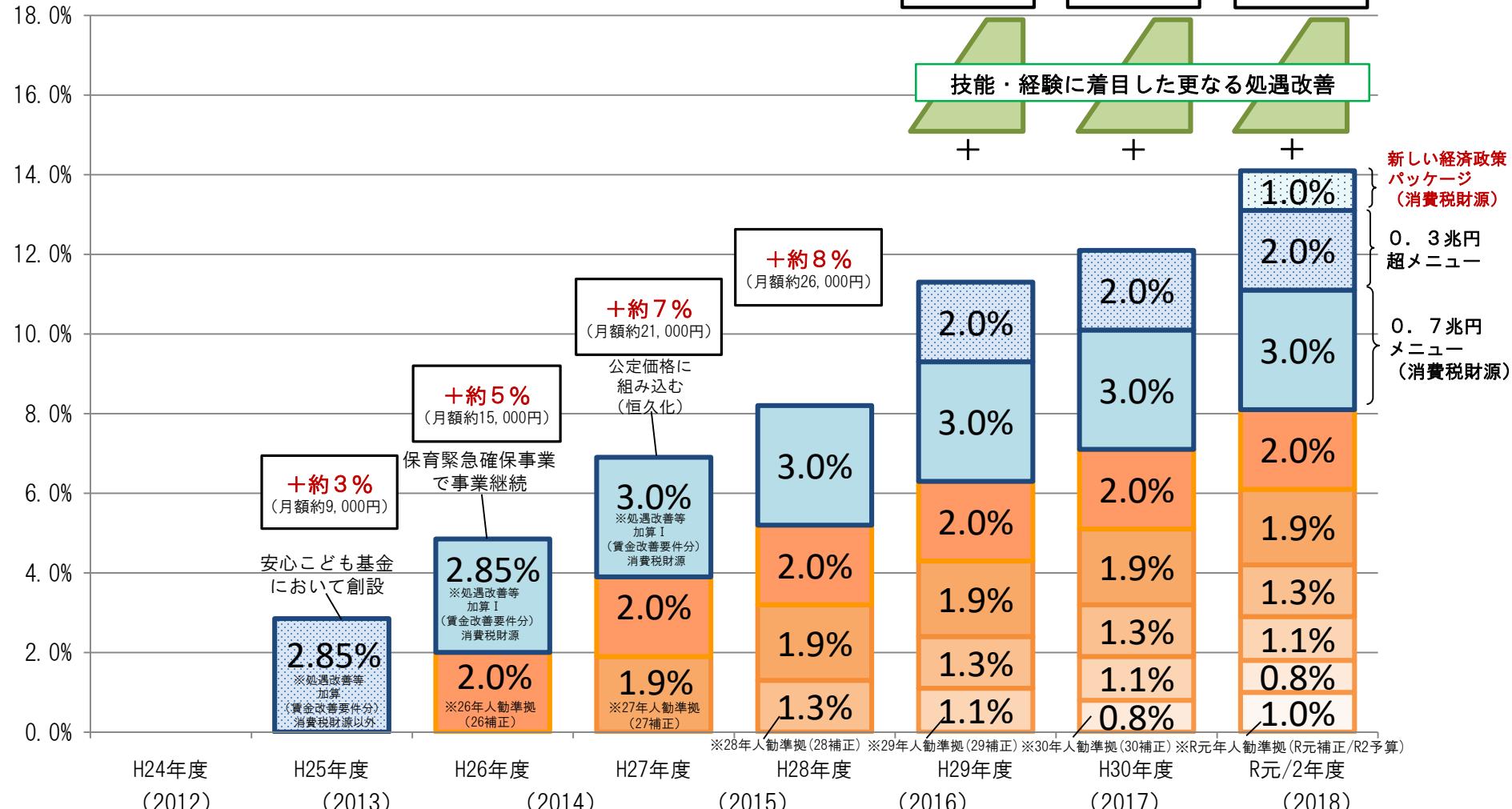
【待機児童ゼロを維持しつつ、5年間で「M字カーブ」を解消】

「**M字カーブ**」を解消するため、2020（令和2）年度末までの**3年間で女性就業率80%に対応できる約32万人分**の受け皿整備（当初5年間の計画を3年間に2年前倒し）。 （参考）スウェーデンの女性就業率：82.5%（2016）



保育士等の処遇改善の推移

(改善率)

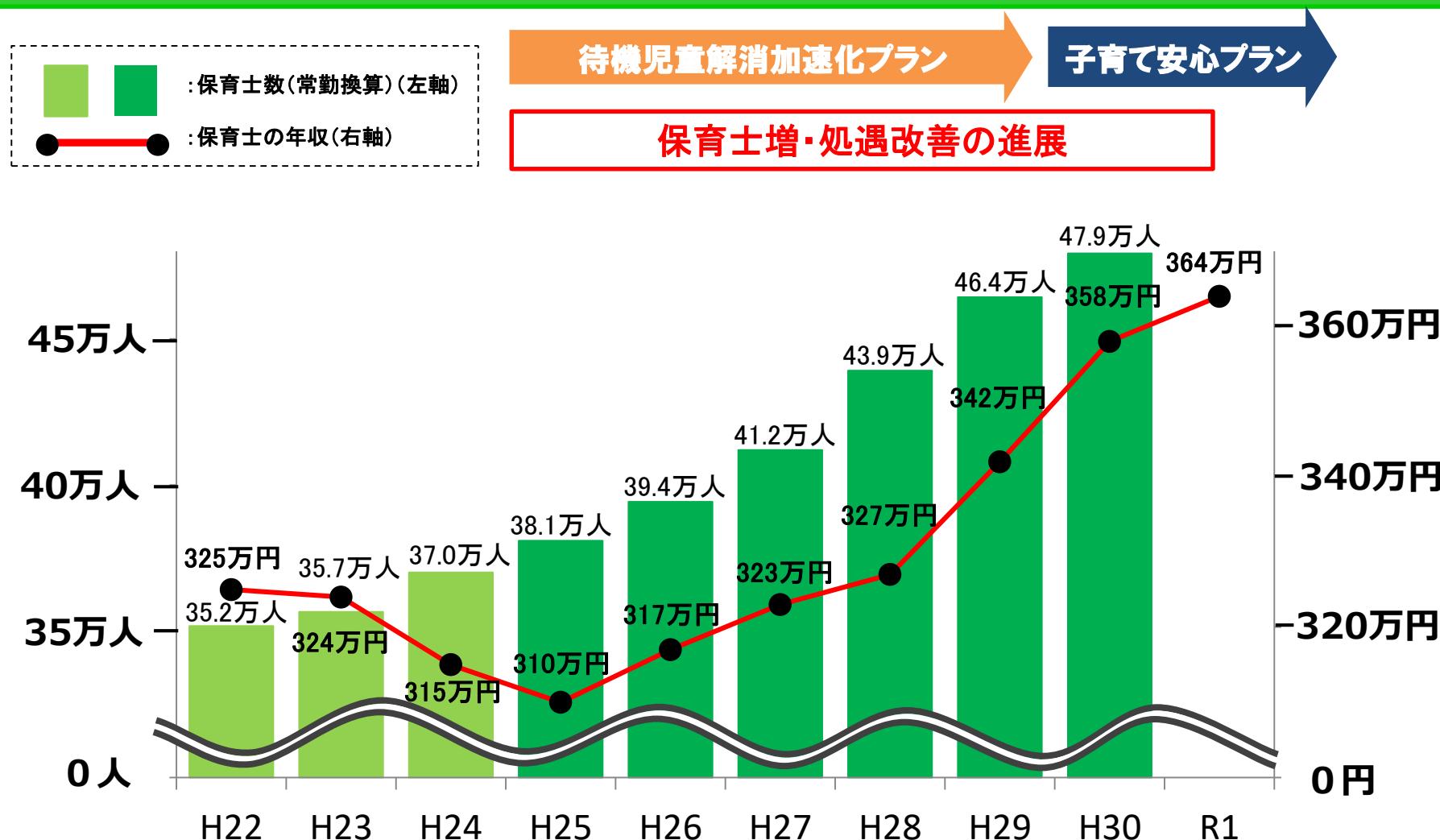


※ 処遇改善等加算 (賃金改善要件分) は、平成25、26年度においては「保育士等処遇改善臨時特例事業」により実施

※ 各年度の月額給与改善額は、予算上の保育士の給与改善額

※ 上記の改善率は、各年度の予算における改善率を単純に足し上げたものであり、24年度と比較した実際の改善率とは異なる。

「保育士数」と「保育士の年収」の推移



※ 「保育士数」は「社会福祉施設等調査(厚生労働省)」の各年10月1日時点の保育施設に従事する保育士の数(常勤換算従事者数)を元に、平成29年までは、厚生労働省(子ども家庭局)で保育所等の回収率(例: 平成28年の回収率: 93.9%、平成29年の回収率: 94.3%)の変動を踏まえ、割り戻して算出したもの。平成30年は、全数調査から標本調査への移行により調査結果が全施設の推計値となり、回収率での割り戻しはしていないため、平成29年以前の結果との比較には留意が必要。

※ 平成27年以降は、保育教諭(主幹保育教諭、指導保育教諭、助保育教諭、講師を含む)及び小規模保育事業に従事する者のうち保育士資格保有者の数を含む。

平成30年は、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業に従事する者のうち保育士資格保有者の数を含む。

※ 「保育士の年収」は、「賃金構造基本統計調査(厚生労働省)」における各年6月の月収と前年の賞与から算出。

保育士の平均賃金等について

【年収換算・月収換算した賃金】

	男女計		男		女	
	年収換算	月収換算	年収換算	月収換算	年収換算	月収換算
全職種	500.7万円	41.7万円	561万円	46.8万円	388万円	32.3万円
保育士	<u>363.5万円</u>	<u>30.3万円</u>	<u>389.2万円</u>	<u>32.4万円</u>	<u>362.1万円</u>	<u>30.2万円</u>

【平均年齢、勤続年数、決まって支給する現金給与額】

	男女計				男				女			
	構成比	平均年齢	勤続年数	きまって支給する現金給与額	構成比	平均年齢	勤続年数	きまって支給する現金給与額	構成比	平均年齢	勤続年数	きまって支給する現金給与額
全職種	100.0%	43.1年	12.4年	338.0千円	65.1%	43.8年	13.8年	374.9千円	34.9%	41.8年	9.8年	269.0千円
保育士	<u>100.0%</u>	<u>36.7年</u>	<u>7.8年</u>	<u>244.5千円</u>	<u>5.1%</u>	<u>31.9年</u>	<u>6.2年</u>	<u>263.9千円</u>	<u>94.9%</u>	<u>37.0年</u>	<u>7.9年</u>	<u>243.5千円</u>
幼稚園教諭	100.0%	34.3年	8.2年	244.1千円	4.4%	39.2年	11.5年	324.4千円	95.6%	34.1年	8.0年	240.5千円
看護師	100.0%	39.5年	8.2年	334.4千円	10.5%	36.0年	7.2年	343.7千円	89.5%	39.9年	8.3年	333.3千円
福祉施設介護員	100.0%	42.6年	7.1年	244.5千円	36.7%	39.5年	6.8年	260.6千円	63.3%	44.4年	7.3年	235.1千円
ホームヘルパー	100.0%	48.9年	7.3年	240.8千円	21.6%	41.1年	6.2年	273.8千円	78.4%	51.0年	7.7年	231.7千円

(出典) 令和元年賃金構造基本統計調査

(※) 「年収換算」: 令和元年賃金構造基本統計調査における「きまって支給する現金給与額」に12を乗じ、「年間賞与その他特別給与額」を足した額

(※) 「月収換算」: 「年収換算」を12で割った額

(※) 「きまって支給する現金給与額」とは、労働協約又は就業規則などにあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって6月分として支給される現金給与額のこと。手取額ではなく、税込み額である。

現金給与額には、基本給、職務手当、精皆勤手当、家族手当が含まれるほか、時間外勤務、休日出勤等超過労働給与も含まれる。

保育人材の確保に向けた総合的な対策

- ◆ 「子育て安心プラン」に基づく約32万人分の保育の受け皿整備に伴い、保育の担い手となる保育人材(新たに約7.7万人)を確保するため、処遇改善のほか、新規の資格取得、就業継続、離職者の再就職といった支援に総合的に取り組む。

新規資格取得支援

【養成校ルート】

- 保育士修学資金貸付の実施（養成校に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付け）【24補正～：R2予算で貸付原資等を確保】
 - ・卒業後、5年間の実務従事により返還を免除
 - ・学費 5万円（月額）など
- 保育士資格取得支援事業の拡充（保育所等で働きながら養成校の卒業による資格の取得を目指す方への授業料の補助）
 - ・補助対象者を常勤職員から非常勤職員を含む全職員に拡大 【30予算～】

【保育士試験ルート】 ※年2回の試験を実施（27年度：4府県で実施→29年度：全ての都道府県で実施）

- 保育士試験による資格取得支援事業の拡充（保育士試験の合格による資格の取得を目指す方への教材費等の補助）
 - ・支給対象期間を拡大（試験の1年前までに要した費用→試験の2年前までに要した費用）【30予算～】

就業継続支援

○保育所等におけるICT化の推進

- ・保育士の業務負担を軽減するため、保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務をICT化するためのシステムの導入費用を支援する。【27補正～：R1補正】

○保育補助者の雇い上げ支援の拡充（保育士の業務を補助する方の賃金の補助）

- ・研修受講要件を緩和し、保育人材の裾野を拡大（子育て支援員研修の受講→保育所等での実習）【30予算～】
- ・補助基準額の引き上げ（1施設1名分（226.4万円）→定員121人以上の施設：2名分（452.8万円））【30予算～】

○保育体制強化事業の拡充（清掃等の業務を行う方の賃金の補助）

- ・実施主体の拡大（待機児童解消加速化プラン参加市区町村→全ての市区町村）等 【30予算～】
- ・補助基準額の拡充（園外活動時の見守り等にも取り組む場合：月100千円→月150千円等）【R2予算】

○保育士宿舎借り上げ支援（補助額：一人当たりの月額を市区町村単位で設定（月額8.2万円を上限）【R2予算】

- ・対象者の要件見直し（採用から10年以内の者 ※直近2か年の待機児童数と保育士の有効求人倍率の状況によって5年以内）【R2予算】

離職者の再就職支援

○保育士・保育所支援センターの拡充（潜在保育士の掘り起こしを行い、保育事業者とのマッチング支援（職業紹介）を実施）

- ・保育士・保育所支援センターにマッチングシステムを導入する費用を支援し、業務の効率化を図るとともに、潜在保育士等保育人材のニーズに合わせた、よりきめ細かなマッチングを実施。（補助額700万円）【R1予算～】

○潜在保育士再就職支援事業

- ・長いブランクによる潜在保育士の職場復帰への不安を軽減するため、保育所等が潜在保育士を非常勤として試行的に雇用する際に行う研修等に要する費用を補助（補助額10万円）【R1予算～】

○就職準備金貸付事業（再就職する際等に必要となる費用を貸し付け、2年間勤務した場合、返還を免除）

- ・貸付額の上限を引き上げ（20万円→40万円）【28補正～：R2予算で貸付原資等を確保】

(参考)

保育士対策の関係資料

保育士試験の実施について

- 保育士資格の新規取得者の確保を図るため、保育士試験の年2回実施を推進しており、平成27年度に地域限定保育士試験を創設するとともに、平成28年度から通常の保育士試験を年2回実施。さらに、平成29年度には、神奈川県において年3回目試験として地域限定保育士試験を実施。

【平成27年度】

- 通常の保育士試験（47都道府県で実施）に加え、神奈川県、大阪府、沖縄県及び千葉県（対象地域：成田市）において平成27年度に創設された地域限定保育士試験を、年2回目の試験として10月に実施。

【平成28年度】

- 地域限定保育士試験に加え、通常の保育士試験のみを年2回実施する取組も広がり、年2回実施を行う都道府県が大幅に拡大。

<1回目試験>（筆記試験：4月、実技試験：7月）

- ・通常の保育士試験として全ての都道府県で実施

<2回目試験>（筆記試験：10月、実技試験：12月）

- ・45都道府県で2回目の通常の保育士試験を実施
- ・大阪府及び仙台市で地域限定保育士試験を実施
(宮城県のみ未実施。地域限定保育士試験に限り、指定都市が実施可能。)

【平成29年度～】

- 全ての都道府県において年2回の試験を実施。
- 神奈川県が独自試験として、地域限定保育士試験により年3回目の試験を実施。

<1回目試験>（筆記試験：4月、実技試験：7月）

- ・通常の保育士試験として全ての都道府県で実施

<2回目試験>（筆記試験：10月、実技試験：12月）

- ・47都道府県で2回目の通常の保育士試験を実施
- ・大阪府では地域限定保育士試験を併せて実施
(平成29年度は、大阪府は地域限定保育士試験のみ実施)

<神奈川県独自試験>（筆記試験：8月、実技講習会：10月～）

- ・神奈川県で地域限定保育士試験を実施

【地域限定保育士試験】

年2回実施に取り組みやすくなるよう、「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律」（平成27年法律第56号）により、資格取得後3年間は当該国家戦略特別区域内のみで保育士として働くことができ、4年目以降は全国で働くことができる「地域限定保育士（正式名称：国家戦略特別区域限定保育士）」となるための試験制度を新たに創設。

多様な人材の参入を推進する観点から、人材の質を確保しながら、受験者に多様な選択肢を提供するため、平成28年11月に省令改正を行い、地域限定保育士試験において、都道府県知事が「保育実技講習会」を実施する場合、当該講習会を修了することにより、実技試験を免除する仕組みを導入。

平成31（令和元）年度における保育士試験の年2回実施について

○概要

保育士確保を図るため、平成27年1月に策定した保育士確保プランに基づき、平成27年9月に施行した改正後の国家戦略特別区域法において創設された地域限定保育士試験に加え、通常の保育士試験についても、平成28年度から実施。

○実施時期

- 通常試験（1回目）

筆記試験：平成31年4月20日（土）・21日（日）

実技試験：令和元年6月30日（日）

- 地域限定保育士試験及び通常試験（2回目）

筆記試験：令和元年10月19日（土）・20日（日）

実技試験：令和元年12月8日（日）

○実施自治体（2回目試験）

- 通常試験

47都道府県

- 地域限定保育士試験

神奈川県（2回目の試験とは別日に3回目の試験を実施）

大阪府（2回目の試験と同日に3回目の試験を実施）

○受験手数料

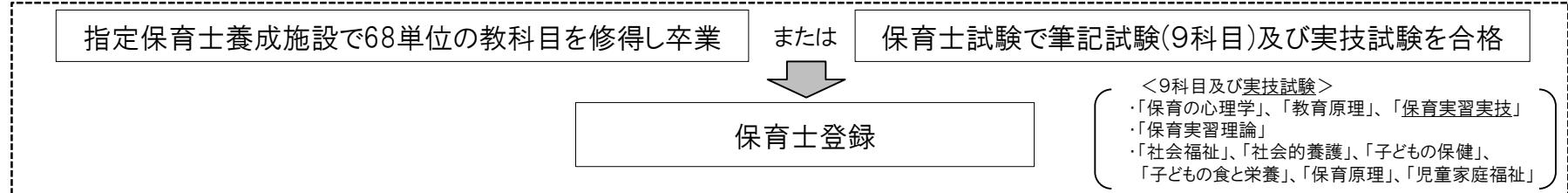
12,700円（手数料払込票の郵送料等が別途必要）

保育士資格取得の特例の概要

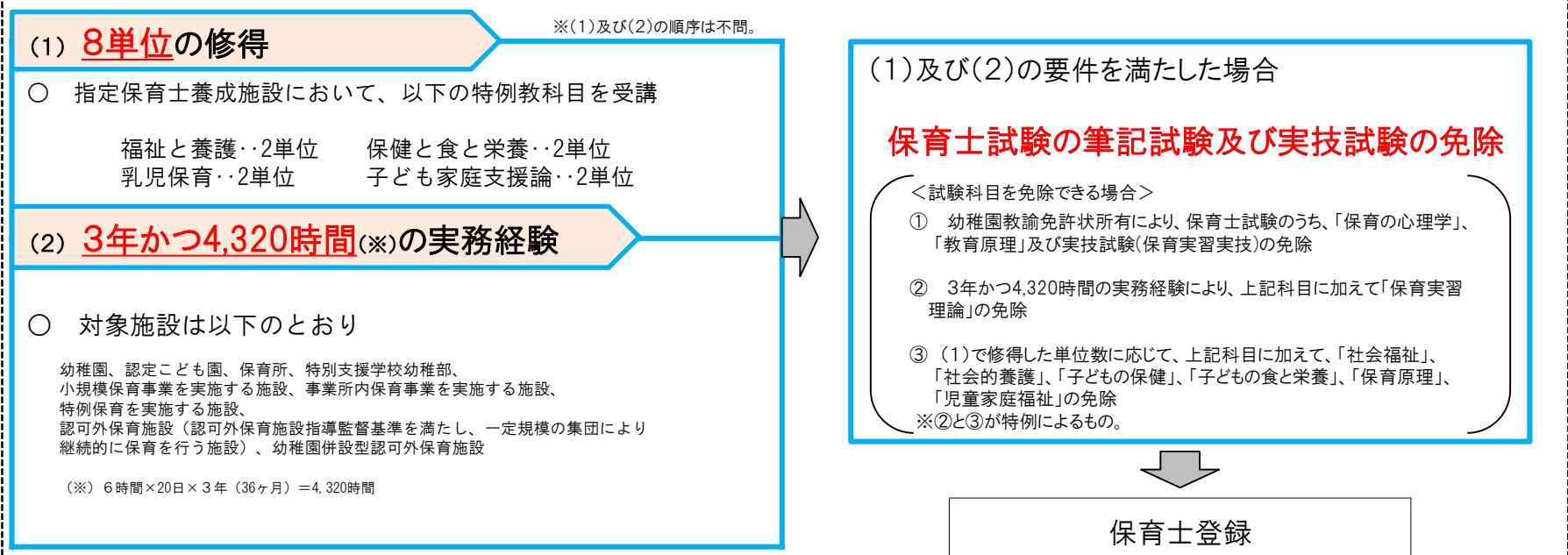
- 幼稚園教諭免許状・保育士資格の併有を促進するために、幼稚園教諭免許状所有者の保育士試験における保育士資格取得の特例を設ける。

※新たな認定こども園制度施行(平成27年4月以降)から10年後までの特例

【通常の制度】



【特例制度】※幼稚園教諭免許状所有者



<その他>

※実務経験がある場合で、16単位の教科目を修得することにより、試験科目の全部を免除できる。

※実務経験がない場合で、32単位の教科目を修得することにより、試験科目の全部を免除できる。

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の概要

平成27年7月8日成立
平成27年7月15日公布

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律

経済社会の構造改革を更に推進し、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成を図り、並びに地域の活性化を図るため、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法において、新たな規制の特例を設ける等の措置を講ずる。

- 施行期日**
- ① 公布の日から3ヶ月内において政令で定める日 → 平成27年9月1日
 - ② その他 一部改正規定 → 公布の日(平成27年7月15日) 等

改正内容（抜粋）

地域限定保育士の創設

保育士不足解消等に向け、都道府県が保育士試験を年間2回行うことを促すため、2回目の保育士試験の合格者に、3年間は当該区域内のみで保育士として通用する「地域限定保育士」の資格を付与。

〈現状〉 ○ 保育士試験は、毎年1回、都道府県が行っている。



〈改正〉 ○ 国家戦略特区の区域を含む都道府県が行う2回目の試験の合格者には、3年間当該特区区域内のみで保育士として通用する「地域限定保育士」の資格を付与する。
○ 当該3年経過後は、「保育士」として地域を限定せずに働くことが可能となる。

認定こども園における地域限定保育士の取扱いについて

- ・ 保育教諭となるための要件である「保育士の登録を受けた者」に「地域限定保育士」を含める。
【国家戦略特区法第12条の4】
- ・ 園長、副園長又は教頭となるための要件の1つである「保育士の登録を受けた者」に「地域限定保育士」を含める。
【認可園基準第5条・認可法施行規則第12条】
- ・ 満3歳未満の子どもの保育に従事する者に「地域限定保育士」を含める。
【施設運営基準告示第3】

保育所の設備運営基準

○保育所の基準は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)で区分された「従うべき基準」「参酌すべき基準」に従い、都道府県・指定都市・中核市が条例により定める。

[従うべき基準の主な内容]

<職員配置基準>

・保育士

- ・0歳児 3人に保育士1人(3:1) •1・2歳児 6:1
- ・3歳児 20:1 •4歳以上児 30:1

※3歳児については、15:1で実施の場合加算あり

※ただし、保育士は最低2名以上配置

- ・保育士の他、嘱託医及び調理員は必置 ※ 調理業務を全て委託する場合は、調理員を置かなくても可

<設備の基準>

- ・0、1歳児を入所させる保育所：乳児室又はほふく室及び調理室
→ 乳児室の面積：1.65m²以上／人 ほふく室の面積：3.3m²以上／人
- ・2歳以上児を入所させる保育所：保育室又は遊戯室及び調理室
→ 保育室又は遊戯室の面積：1.98m²以上／人

[参酌すべき基準の主な内容]

- ・屋外遊戯場の設置 •必要な用具の備え付け •耐火上の基準
- ・保育時間 •保護者との密接な連絡

※従うべき基準であっても地方自治体がこれを上回る基準を定めることは可能である。

保育所等における保育士配置に係る特例 【平成28年4月から実施】

(待機児童を解消し、受け皿拡大が一段落するまでの緊急的・時限的な対応)

①朝夕など児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例

- 保育士最低2人配置要件について、朝夕など児童が少数となる時間帯においては、保育士2名のうち1名は子育て支援員研修を修了した者等に代替可能とする。

※1 都道府県知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者(子育て支援員研修を修了した者のほか、保育所で保育業務に従事した期間が十分にある者や、家庭的保育者など)に代替可能

【対応前】

	7:00～8:30	8:30～17:30	17:30～20:00
保育士A			
保育士B		16:00	
保育士C			
保育士D		11:00	



【対応後】

	7:00～8:30	8:30～17:30	17:30～20:00
保育士A		16:00	
保育士B			
保育士C			
保育士D		11:00	
無資格E			
無資格F			

②幼稚園教諭及び小学校教諭等の活用に係る特例

- 保育士と近接する職種である幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭を、保育士に代えて活用可能とする。

※2 幼稚園教諭は3歳以上児、小学校教諭は5歳児を中心に保育することが望ましい
※3 保育を行う上で必要な研修(子育て支援員研修など)の受講を求める

③保育所等における保育の実施に当たり必要となる保育士配置に係る特例

- 保育所等を8時間を超えて開所していることなどにより、認可の際に最低基準上必要となる保育士数(例えば15名)を上回って必要となる保育士数(例えば15名に追加する3名)について、子育て支援員研修を修了した者等に代替可能とする。

※4 ①における要件に加え、保育士資格取得を促していく

※②③の特例適用に当たっては、全体で1／3を超えない(保育士を2／3以上配置する)ことが必要

保育士等キャリアアップ研修ガイドラインの概要

- 保育現場においては、園長、主任保育士の下で、初任後から中堅までの職員が、多様な課題への対応や若手の指導等を行うリーダー的な役割を与えて職務にあたっており、こうした職務内容に応じた専門性の向上を図るため、研修機会を充実させることが重要。
- 保育現場におけるリーダー的職員の育成に関する研修について、一定の水準を確保するため、研修の内容や研修の実施方法など、必要な事項を定めるガイドラインを策定
(「保育士等キャリアアップ研修の実施について」(平成29年4月1日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)(令和元年6月24日付一部改正))

実施主体

- ・ 都道府県又は都道府県知事の指定した研修実施機関
 - ※ 都道府県が適当と認める団体に委託することも可能。
 - ※ 研修実施機関は、市区町村、指定保育士養成施設又は就学前の子どもに対する保育に関する研修の実績を有する非営利団体に限る。

研修分野・対象者

【専門分野別研修】

- ①乳児保育、②幼児教育、③障害児保育、④食育・アレルギー対応、
⑤保健衛生・安全対策、⑥保護者支援・子育て支援

〈対象者〉

- ・ 保育所等の保育現場において、各専門分野に関してリーダー的な役割を担う者(当該役割を担うことが見込まれる者を含む。)

【マネジメント研修】

〈対象者〉

- ・ 各分野におけるリーダー的な役割を担う者としての経験があり、主任保育士の下でミドルリーダーの役割を担う者(当該役割を担うことが見込まれる者を含む。)

【保育実践研修】

〈対象者〉

- ・ 保育所等の保育現場における実習経験の少ない者(保育士試験合格者等)又は長期間、保育所等の保育現場で保育を行っていない者(潜在保育士等)

指定手続き

- ・ 研修実施機関は、研修会場の所在地の都道府県に指定の申請を行うものとする。
- ・ 指定を受けた研修について、翌年度にも実施しようとする場合、届出書を提出することにより、翌年度も引き続き指定の効力を有する。

研修時間

- ・ 1分野15時間以上とする。

※園内研修を受講する場合は、1分野最大4時間の研修時間短縮

講師

- ・ 指定保育士養成施設の教員又は研修内容に関して、十分な知識及び経験を有すると都道府県知事が認める者

研修修了の評価

- ・ 研修修了の評価については、15時間以上の研修の受講を確認するとともに、研修の受講後にレポートを提出させるなど、研修内容に関する知識及び技能とそれを実践する際の基本的な考え方や心得の認識を確認するものとする。

研修修了の情報管理

- ・ 都道府県及び研修実施機関は、研修修了者に対し、修了証を交付する。(修了証は全国で有効。)
- ・ 都道府県及び研修実施機関は、研修修了者の情報管理を行うこととし、保育士登録番号や氏名、生年月日、住所等を記載した研修修了者名簿を作成する。

保育士等キャリアアップ研修の分野及び内容

研修分野	ねらい	内容
①乳児保育 (主に0歳から3歳未満児向けの保育内容)	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児保育に関する理解を深め、適切な環境を構成し、個々の子どもの発達の状態に応じた保育を行う力を養い、他の保育士等に乳児保育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児保育の意義 ・乳児保育の環境 ・乳児への適切な関わり ・乳児の発達に応じた保育内容 ・乳児保育の指導計画、記録及び評価
②幼児教育 (主に3歳以上児向けの保育内容)	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児教育に関する理解を深め、適切な環境を構成し、個々の子どもの発達の状態に応じた幼児教育を行う力を養い、他の保育士等に幼児教育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児教育の意義 ・幼児教育の環境 ・幼児の発達に応じた保育内容 ・幼児教育の指導計画、記録及び評価 ・小学校との接続
③障害児保育	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児保育に関する理解を深め、適切な障害児保育を計画し、個々の子どもの発達の状態に応じた障害児保育を行う力を養い、他の保育士等に障害児保育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害の理解 ・障害児保育の環境 ・障害児の発達の援助 ・家庭及び関係機関との連携 ・障害児保育の指導計画、記録及び評価

研修分野	ねらい	内容
④食育・アレルギー対応	<ul style="list-style-type: none"> ・食育に関する理解を深め、適切に食育計画の作成と活用ができる力を養う。 ・アレルギー対応に関する理解を深め、適切にアレルギー対応を行うことができる力を養う。 ・他の保育士等に食育・アレルギー対応に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養に関する基礎知識 ・食育計画の作成と活用 ・アレルギー疾患の理解 ・保育所における食事の提供ガイドライン ・保育所におけるアレルギー対応ガイドライン
⑤保健衛生・安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・保健衛生に関する理解を深め、適切に保健計画の作成と活用ができる力を養う。 ・安全対策に関する理解を深め、適切な対策を講じることができる力を養う。 ・他の保育士等に保健衛生・安全対策に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健計画の作成と活用 ・事故防止及び健康安全管理 ・保育所における感染症対策ガイドライン ・保育の場において血液を介して感染する病気を防止するためのガイドライン ・教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン
⑥保護者支援・子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者支援・子育て支援に関する理解を深め、適切な支援を行うことができる力を養い、他の保育士等に保護者支援・子育て支援に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者支援・子育て支援の意義 ・保護者に対する相談援助 ・地域における子育て支援 ・虐待予防 ・関係機関との連携、地域資源の活用

研修分野	ねらい	内容
マネジメント	<ul style="list-style-type: none"> ・主任保育士の下でミドルリーダーの役割を担う立場に求められる役割と知識を理解し、自園の円滑な運営と保育の質を高めるために必要なマネジメント・リーダーシップの能力を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・マネジメントの理解 ・リーダーシップ ・組織目標の設定 ・人材育成 ・働きやすい環境づくり

研修分野	ねらい	内容
保育実践	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもに対する理解を深め、保育者が主体的に様々な遊びと環境を通じた保育の展開を行うために必要な能力を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育における環境構成 ・子どもの関わり方 ・身体を使った遊び ・言葉・音楽を使った遊び ・物を使った遊び

保育士等(民間)に関するキャリアアップ・待遇改善のイメージ(2・3号関係)

研修による技能の習得により、
キャリアアップができる仕組み
を構築



キャリアアップ研修の創設(H29)

→以下の分野別に研修を体系化

【専門研修】

- ①乳児保育 ②幼児教育
- ③障害児保育 ④食育・アレルギー
- ⑤保健衛生・安全対策
- ⑥保護者支援・子育て支援

【マネジメント研修】

【保育実践研修】

- ※ 研修の実施主体:都道府県等
- ※ 研修修了の効力:全国で有効
- ※ 研修修了者が離職後再就職する場合:以前の研修修了の効力は引き続き有効

<標準規模の保育園(定員90人)の職員数>

※公定価格上の職員数

園長1人、主任保育士1人、保育士12人、
調理員等3人 合計17人

※新たな名称はすべて仮称

園長

<平均勤続年数24年>

主任保育士

<平均勤続年数21年>

新 副主任保育士 ※ライン職

新 専門リーダー ※スタッフ職

月額4万円の待遇改善 ※標準規模の園で5人

(園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3)

【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 職務分野別リーダーを経験
- ウ マネジメント+3つ以上の分野の専門研修を修了
- エ 副主任保育士としての発令

【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 職務分野別リーダーを経験
- ウ 4つ以上の分野の専門研修を修了
- エ 専門リーダーとしての発令

新 職務分野別リーダー

月額5千円の待遇改善 ※標準規模の園で3人

(園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/5)

【要件】

- ア 経験年数概ね3年以上
- イ 担当する職務分野(左記①~⑥)の研修を修了
- ウ 修了した研修分野に係る職務分野別リーダー※としての発令
※乳児保育リーダー、食育・アレルギーリーダー 等
- ※同一分野について複数の職員に発令することも可能

保育士等 <平均勤続年数8年>

※1. 一人当たりの待遇改善額及び対象者数については、各保育所等での人員配置や賃金体系の実情を踏まえ、一定の要件の下で柔軟な運用を認めている。

※2. 「園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3及び1/5」とは、公定価格における職員数に基づき算出したものである。

※3. 研修に係る加算要件については、研修の受講を促進し、2022年度を目指して、研修受講の必須化を目指すこととしている。

(2021年度までは研修の受講要件を課さず、2022年度開始までに、研修の受講状況等を踏まえ、2022年度からの必須化を判断)

保育士修学資金貸付等事業【新規】

(保育対策総合支援事業費補助金 令和2年度予算：394億円の内数)

【事業内容】

保育人材確保事業を着実に実施するため、都道府県・指定都市で実施している保育士修学資金貸付等事業の貸付原資等の充実や新規に貸付事業を実施する自治体への支援を行う。

【実施主体】都道府県・指定都市

【補助割合】国：9／10、都道府県・指定都市：1／10

【貸付事業のメニュー】

1. 保育士修学資金貸付

- 保育士養成施設に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付け
- 卒業後、5年間の実務従事により返還を免除

○貸付額（上限）

- | | |
|---------|--------------|
| ア 学 費 | 5万円（月額） |
| イ 入学準備金 | 20万円（初回に限る） |
| ウ 就職準備金 | 20万円（最終回に限る） |
| エ 生活費加算 | 4~5万円程度（月額） |
- ※生活保護受給者及びこれに準ずる経済状況の者に限る

※貸付期間：最長2年間

2. 保育補助者雇上支援

- 保育士の雇用管理改善や労働環境改善に積極的に取り組んでいる保育事業者に対し、保育士資格を持たない保育補助者の雇い上げに必要な費用の貸付けにより、保育士の負担を軽減
- 施設全体の保育従事者に占める未就学児をもつ保育従事者の割合が2割以上の保育所等については、短時間勤務の保育補助者を追加配置に必要な費用を貸付
- 保育補助者が原則として3年間で保育士資格を取得又はこれに準じた場合、返還を免除

○保育補助者雇上費貸付額（上限）

295.3万円（年額）
※貸付期間：最長3年間

○保育補助者（短時間勤務）雇上費貸付額（上限）

221.5万円（年額）
※貸付期間：最長3年間

3. 未就学児をもつ保育士の保育所復帰支援

- 未就学児を有する潜在保育士が支払うべき未就学児の保育料の一部の貸付けにより、再就職を促進
- 再就職後、2年間の実務従事により返還を免除

○貸付額（上限） 5.4万円の半額（月額）

※貸付期間：1年間

4. 潜在保育士の再就職支援

- 潜在保育士が再就業する場合の就職準備金の貸付けにより、潜在保育士の掘り起こしを促進
- 再就職後、2年間の実務従事により返還を免除

○貸付額（上限） 就職準備金 40万円

5. 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援

- 保育所等に勤務する未就学児をもつ保育士について、勤務時間（早朝又は夜間）により、自身の子どもの預け先がない場合があることから、ファミリー・サポート・センター事業やベビーシッター派遣事業を利用する際の利用料金の一部を支援
- 2年間の勤務により返還を免除

○貸付額（上限） 事業利用料金の半額

※貸付期間：2年間

保育士資格取得支援事業

(保育対策総合支援事業費補助金 令和元年度予算：394億円の内数 → 令和2年度予算：394億円の内数)

1. 養成校卒業等による資格取得の支援【養成校ルート】

【事業内容】

- ① 保育所等保育士資格取得支援事業
 - ・保育所等に勤務する保育従事者が通信制等の養成校を卒業することにより、資格を取得した場合、受講料等の一部を補助する。
- ② 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業、幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業
 - ・幼稚園教諭が養成校での科目履修により資格を取得した場合、受講料等の一部を補助する。
- ③ 認可外保育施設保育士資格取得支援事業
 - ・認可外保育施設で勤務する保育従事者が通信制等の養成校を卒業することにより、資格を取得した場合、受講料等の一部を補助する。

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市

【対象者】 常勤職員及び非常勤職員

【支給方法】 資格取得後に一括して支給

【補助基準額】 受講料の1/2（上限300千円）、代替職員経費：1人1日当たり 7千円

【補助割合】 国：1/2 都道府県・指定都市・中核市：1/2

2. 保育士試験合格による資格取得の支援【試験ルート】

【事業内容】

- 保育士試験による資格取得支援事業
 - ・保育士試験の合格を目指す者に対し、保育士試験のための学習に要した費用の一部を補助することにより、保育士の増加を図る。

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市

【支給対象期間】 保育士試験（筆記試験）から起算して2年前までに要した費用

【補助基準額】 保育士試験受験のための学習に要した経費（教材費等）の1/2（上限150千円）

【補助割合】 国：1/2 都道府県・指定都市・中核市：1/2

保育士試験追加実施支援事業

(保育対策総合支援事業費補助金 令和元年度予算：394億円の内数 → 令和2年度予算：394億円の内数)

【事業内容】

都道府県及び指定都市が地域限定保育士試験を実施する場合において、円滑に試験が実施されるよう、試験の実施に必要な費用の一部を支援する。

【実施主体】

都道府県・指定都市

【補助単価】

地域限定保育士試験の広報に関する費用及び保育実技講習会（※）の実施に必要な費用

（※）保育の表現技術に関する演習及び実習等で構成される講習会で、当該講習会を修了した場合、実技試験が免除されるもの。

【補助率】 国：1/2、都道府県・指定都市：1/2

＜参考：地域限定保育士試験＞

「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律」（平成27年法律第56号）により、資格取得後3年間は当該国家戦略特別区域内のみで保育士として働くことができ、4年目以降は全国で働くことができる「地域限定保育士（正式名称：国家戦略特別区域限定保育士）」となるための試験制度を新たに創設したもの。

保育人材就職支援事業

(保育対策総合支援事業費補助金 令和元年度予算：394億円の内数 → 令和2年度予算：394億円の内数)

【事業内容】

就職相談会の開催等による潜在保育士の再就職支援や保育園見学等による新卒保育士の確保、新規採用された保育士への研修による就業継続支援など、市区町村が行う保育人材確保に関する取組に要した費用の一部を補助する。

＜事業例＞

○潜在保育士の再就職支援

- ・保育士・保育園支援センターとの連携による潜在保育士のマッチング支援（就職相談会の開催等）
※待機児童対策協議会参加自治体の場合、コーディネーターの追加配置を支援

○新卒の人材確保・就業継続支援

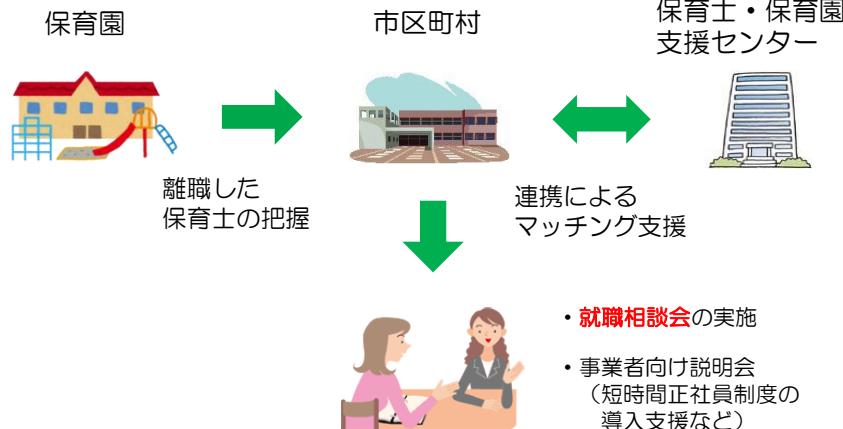
- ・保育士養成施設の学生に対するインターンシップや保育園見学の機会の提供
- ・高校生や中学生の職場体験

【実施主体】 市区町村

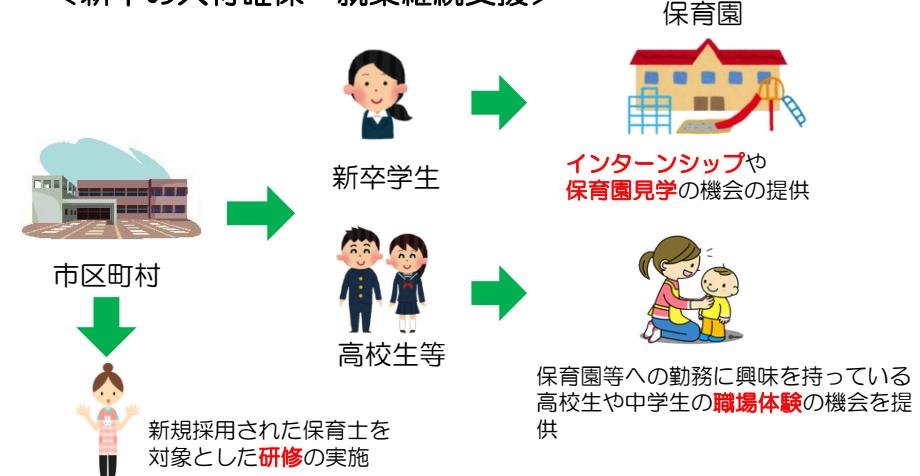
【補助単価】 1自治体当たり 11.667千円

【補助率】 国：1/2、市区町村：1/2

＜潜在保育士の再就職支援＞



＜新卒の人材確保・就業継続支援＞



保育士養成施設に対する就職促進支援事業

(保育対策総合支援事業費補助金 令和元年度予算：394億円の内数 → 令和2年度予算：394億円の内数)

【事業内容】

指定保育士養成施設が学生に対して保育園等への就職を促すための取組を実施した結果、保育園等への就職内定率が前年度を上回った割合に応じて、当該取組に要した費用の一部を補助する。

<取組例>

- ・保育士への期待と現実とのギャップ（リアリティショック）に対応するための講座の開講
- ・卒業予定者と保育士として現場で活躍する養成校OB・OGとの交流会の開催
- ・卒業予定者を対象とした就職説明会 等

【実施主体】

都道府県

【補助単価】

指定保育士養成における保育園等への就職内定の割合が、前年度の当該施設の就職割合と比較し、2%増加するごとに26.4万円

【補助率】

国：1/2、都道府県：1/2

保育所等におけるICT化推進事業

(保育対策総合支援事業費補助金 令和元年度補正予算：3.6億円)

【事業内容】

保育士の業務負担軽減を図るため、保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務のICT化を行うために必要なシステムの導入費用及び外国人の子どもの保護者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器の購入にかかる費用の一部を補助する。

また、認可外保育施設において、保育記録の入力支援など、保育従事者の業務負担軽減につながる機器の導入に係る費用の一部を補助し、事故防止につなげる。

さらに、病児保育事業等において、空き状況の見える化や予約・キャンセル等のICT化を行うために必要なシステムの導入費用の一部を補助する。

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助基準額】

(1) 業務のICT化を行うためのシステム導入	1施設当たり	1,000千円
翻訳機等の購入	1施設当たり	150千円
(2) 認可外保育施設における機器の導入	1施設当たり	200千円
(3) 病児保育事業等の業務（予約・キャンセル等）のICT化を行うためのシステム導入		
① 1自治体当たり	8,000千円	
② 1施設当たり	1,000千円	

【補助割合】 (1) 国：1／2、市区町村：1／4、事業者：1／4

(2) 国：1／2、都道府県・市区町村：1／4、事業者：1／4

(3) ①国：1／2、市区町村：1／2 ②国：1／2、市区町村：1／4、事業者：1／4

※ (1)～(3)について、地方自治体が運営する施設(*)を対象にする場合は、国：1／2、自治体：1／2

* (1)～(2)は財政力指数が1.0未満の地方自治体が対象。

(1) 業務のICT化を行うためのシステム導入



【業務負担が軽減される例】

○保育に関する計画・記録

- 手書きで作成していた各期間（年・月・週・日）ごとの指導計画や保育日誌について、システムにより、関連する項目が自動的に入力される。



○登降園管理

- 手作業で行っていた子どもの出欠状況の集計や延長保育料金の計算について、タッチパネル式の機器の導入により、登園・降園時間がシステムで管理され、出欠状況の集計や延長保育料金の計算が自動的に行われる。

(2) 認可外保育施設における機器の導入



※ 業務支援のための機器を活用することで、保育記録など保育従事者の業務負担を軽減する。

保育補助者雇上強化事業

(保育対策総合支援事業費補助金 令和元年度予算：394億円の内数 → 令和2年度予算：394億円の内数)

【事業内容】

保育所等における保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることを目的として、保育士の補助を行う保育補助者の雇上げに必要な費用を補助する。

【実施主体】 市区町村

【補助基準額】

定員121人未満の施設：年額2,264千円

定員121人以上の施設：年額4,528千円

【保育補助者の要件】

保育所等での実習等を修了した者等

【補助割合】

国：3/4、都道府県1/8・市区町村（指定都市・中核市除く）1/8

国：3/4、市区町村1/4

【市区町村】



補助

【保育所】



雇上げ

【保育補助者】

保育士の業務負担軽減 ⇒ 離職防止

保育所等において保育士を補助



保育士へのステップアップ*

※資格取得支援事業を活用

保育士資格取得

保育士として 引き続き勤務



○保育士試験合格

又は

○保育士の養成校を卒業
(夜間・通信制は3年間)

保育体制強化事業【拡充】

(保育対策総合支援事業費補助金 令和元年度予算：394億円の内数 → 令和2年度予算：394億円の内数)

【事業内容】

清掃業務や遊具の消毒、給食の配膳、寝具の用意、片付け、外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳や、園外活動時の見守り等といった保育に係る周辺業務を行う者（保育支援者）の配置の支援を行い、保育士の業務負担の軽減を図る。

《拡充》

保育支援者の業務に「園外活動時の見守り等」を加えるほか、キッズ・ガード（仮称）への謝金等を補助することで、保育所外等での活動において、子どもが集団で移動する際の安全確保を図る。

【実施主体】 市区町村が認めた者

【補助基準額(案)】 1か所当たり 月額100千円

※1 保育支援者が「園外活動時の見守り等」にも取り組む場合

1か所当たり 月額150千円

・勤務時間の上乗せ及び傷害保険加入料を追加

*保育支援者が、市区町村が認めた交通安全に関する講習会等に参加することを要件とする

※2 キッズ・ガード（仮称）に謝金を支払う場合又は園外活動時の見守り等を委託する場合

1か所当たり 月額 50千円

【補助割合】 国：1／2、都道府県：1／4、市区町村：1／4

国：1／2、市区町村：1／2

【対象施設】 保育所、幼保連携型認定こども園

保育士宿舎借り上げ支援事業

(保育対策総合支援事業費補助金 令和元年度予算：394億円の内数 → 令和2年度予算：394億円の内数)

【事業内容】

保育士確保対策として、保育所等の事業者が保育士用の宿舎を借り上げるための費用の一部を支援することによって、保育士が働きやすい環境を整備する。

【実施主体】子育て安心プラン実施計画の採択を受けている市区町村

【対象者】採用された日から起算して10年以内の常勤の保育士

※ ただし、以下の場合は採用された日から5年以内の常勤の保育士

- ・直近2か年の4月1日時点の待機児童数が連続して50人未満、かつ、直近2か年の1月の保育士の有効求人倍率が連続して全国平均以下の市区町村
- ・ただし、待機児童数が50人未満（前年度）から50人以上（事業実施年度）となった場合で、かつ、直近2か年の1月の保育士の有効求人倍率が連続して全国平均以下の市区町村も5年以内とする

【補助基準額】

月額82,000円を上限として、市区町村別に一人当たりの月額（上限）の金額を設定

【補助割合】国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4

若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業

(保育対策総合支援事業費補助金 令和元年度予算：394億円の内数 → 令和2年度予算：394億円の内数)

【事業内容】

保育所等におけるマネジメント力向上を図るため、雇用管理や勤務環境の改善その他事業の円滑な運営のために必要な助言を行う「保育事業者コンサルタント」の配置に必要な費用の一部を補助する。

また、若手保育士等のスキルアップのため、「保育士支援アドバイザー」（経験豊富な保育士やソーシャルワークの専門職等）が保育所等を巡回して支援を行うために必要な費用の一部を補助する。

【実施主体】

都道府県、市区町村

【補助単価】

保育事業者コンサルタント：1自治体当たり 406.4万円

保育士支援アドバイザー：1自治体当たり 406.4万円

【補助率】

国：1/2、都道府県、市区町村：1/2

保育事業者コンサルタント



保育事業者に対し、雇用管理や勤務環境の改善等の助言を行い、マネジメント力向上を支援

保育士支援アドバイザー



若手保育士のスキルアップを支援するため、定期的に保育所等を巡回

保育士・保育所支援センター設置運営事業

(保育対策総合支援事業費補助金 令和元年度予算：394億円の内数 → 令和2年度予算：394億円の内数)

【主な事業内容】

- 潜在保育士に対する取組
 - ・再就職に関する相談・就職あっせん、求人情報の提供
- 人材バンク機能等の活用
 - ・保育所への離職時に保育士・保育所支援センターに登録し、再就職支援（求人情報の提供や研修情報の提供）を実施
 - ・また、新たに保育士登録を行う者に対しても保育士・保育所支援センターへの登録を促し、登録された保育士に対し、就業状況等の現況の確認や就職支援等を行うことにより、潜在保育士の掘り起こしを行う。

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市

【補助基準額（案）】

保育士・保育所支援センター運営費：4,300千円

保育士再就職支援コーディネーター雇上費：4,000千円

※マッチングの実績が年50件以上ある場合、4,000千円（1名分）を加算

※待機児童対策協議会参加自治体の場合、コーディネーターの更なる追加配置を支援

復職前研修実施経費：465千円

離職した保育士等に対する再就職支援：4,030千円

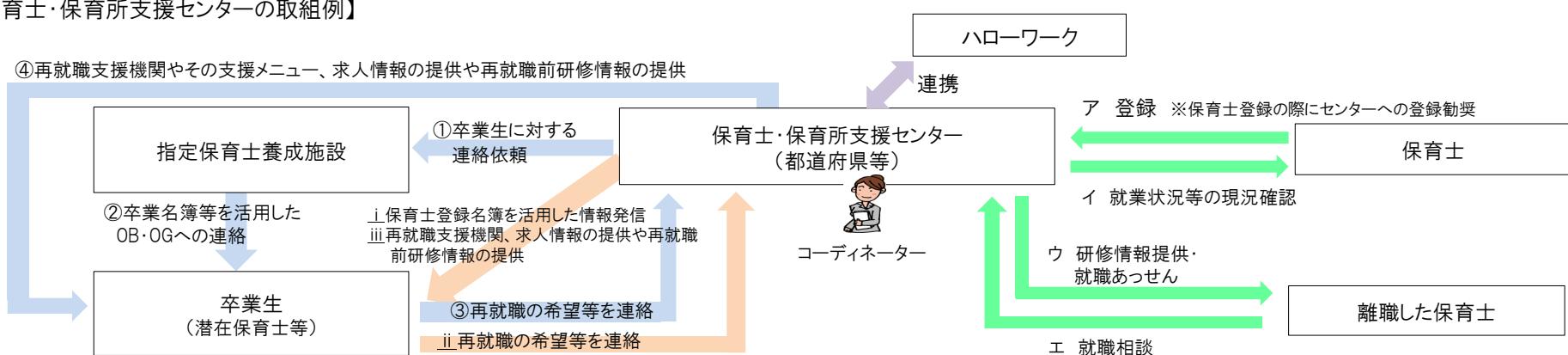
保育士登録簿を活用した就職促進：3,517千円

マッチングシステム導入費：7,000千円

【補助割合】 国：1/2 都道府県・指定都市・中核市：1/2

【保育士・保育所支援センターの取組例】

④再就職支援機関やその支援メニュー、求人情報の提供や再就職前研修情報の提供



保育士・保育所支援センター等 事業実績

	平成28年度			平成29年度			平成30年度		
	力所数	求職 件数	就職 件数	力所数	求職 件数	就職 件数	力所数	求職 件数	就職 件数
総数	52 (100%)	16,256 (100%)	3,561 (100%)	60 (100%)	15,129 (100%)	3,803 (100%)	64 (100%)	14,321 (100%)	4,749 (100%)
(実施団体の内訳)									
自治体 本庁	11 (21%)	2,202 (14%)	982 (28%)	17 (28%)	1,892 (13%)	1,058 (28%)	20 (31%)	2,228 (16%)	1,349 (28%)
保育関係団体	11 (21%)	2,392 (15%)	686 (19%)	11 (18%)	2,135 (14%)	900 (24%)	12 (19%)	2,018 (14%)	994 (21%)
社会福祉協議会	27 (52%)	10,710 (66%)	1,692 (48%)	28 (47%)	10,262 (68%)	1,750 (46%)	28 (44%)	9,469 (66%)	2,118 (45%)
営利企業	2 (4%)	323 (2%)	55 (2%)	2 (3%)	158 (1%)	48 (1%)	2 (3%)	237 (2%)	76 (2%)
NPO法人	2 (4%)	629 (4%)	146 (4%)	2 (3%)	682 (5%)	47 (1%)	2 (3%)	369 (3%)	212 (5%)

※1. 保育士・保育所支援センターを開設せず、保育士再就職支援コーディネーターのみを配置している自治体を含む。

※2. 求職件数:保育士・保育所支援センターが受け付けた求職の件数

※3. 就職件数:保育士・保育所支援センターの紹介により就職した件数

全国の保育士・保育所支援センター等 (平成31年4月現在)

NO	都道府県名	実施団体		NO	都道府県名	実施団体	
1	北海道	北海道	保健福祉部福祉局地域福祉課	33	堺市	堺市	子育て支援部幼保運営課
2	札幌市	一般社団法人 札幌市私立保育園連盟	札幌市保育士・保育所支援センター	34	高槻市	高槻市	子ども未来部保育幼稚園総務課
3	青森県	社会福祉法人 青森県社会福祉協議会	青森県保育士・保育所支援センター	35	豊中市	豊中市	こども未来部こども事業課
4	岩手県	社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会	福祉人材研修部	36	枚方市	枚方市	子ども青少年部 子育て事業課
5	宮城県	一般社団法人 宮城県保育協議会	宮城県保育士・保育所支援センター	37	兵庫県	公益社団法人 兵庫県保育協会	兵庫県保育士・保育所支援センター
6	秋田市	秋田市	子ども未来部子ども育成課	38	神戸市	公益社団法人 神戸市私立保育園連盟	神戸市保育士・保育所支援センター
7	山形県	社会福祉法人 山形県社会福祉協議会	山形県福祉人材センター(コーディネーター窓口)	39	姫路市	姫路市	姫路市保育士・保育所支援センター
8	福島県	社会福祉法人 福島県社会福祉協議会	福島県保育士・保育所支援センター(県社団 人材研修課内)	40	明石市	明石市	明石市保育士総合サポートセンター
9	郡山市	郡山市	郡山市保育士・保育所支援センター(こども部こども育成課内)	41	奈良県	社会福祉法人 奈良県社会福祉協議会	奈良県保育士人材バンク
10	茨城県	マンパワーグループ株式会社	いばらき保育人材バンク	42	和歌山県	社会福祉法人 和歌山県社会福祉協議会	和歌山県福祉人材センター
11	栃木県 (宇都宮市)	社会福祉法人 栃木県社会福祉協議会	とちぎ保育士・保育所支援センター(福祉人材・研修センター)	43	鳥取県	社会福祉法人 鳥取県社会福祉協議会	鳥取県保育士・保育所支援センター
12	前橋市	前橋市	前橋市保育士・保育所支援センター(福祉部 子育て施設課内)	44	島根県	社会福祉法人 島根県社会福祉協議会	島根県福祉人材センター
13	埼玉県	社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会	埼玉県保育士・保育所支援センター	45	岡山県	岡山県	岡山県保育士・保育所支援センター
14	千葉県	社会福祉法人 千葉県社会福祉協議会	ちば保育士・保育所支援センター	46	岡山市	岡山市	岡山市保育士・保育所支援センター
15	東京都	社会福祉法人 東京都社会福祉協議会	東京都保育人材・保育所支援センター	47	倉敷市	倉敷市	倉敷市保育士・保育所支援センター
16	神奈川県 (横浜市・川崎市 横須賀市・相模原市)	社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会	かながわ保育士・保育所支援センター(かながわ福祉人材センター内)	48	広島県	広島県	広島県保育士人材バンク (安心保育推進課内)
17	相模原市	パーソルテンプスタッフ 株式会社	相模原市総合就職支援センター	49	山口県	社会福祉法人 山口県社会福祉協議会	山口県福祉人材センター
18	新潟県	新潟県保育連盟	新潟県保育サポートセンター	50	徳島県	社会福祉法人 徳島県社会福祉協議会	徳島県福祉人材センター アイネット
19	富山県	社会福祉法人 富山県社会福祉協議会	施設団体支援課	51	香川県	社会福祉法人 香川県社会福祉協議会	福祉人材センター (香川県保育士人材バンク)
20	石川県	社会福祉法人 石川県社会福祉協議会	石川県福祉の仕事マッチングサポートセンター	52	愛媛県	社会福祉法人 愛媛県社会福祉協議会	福祉人材部人材研修課
21	長野県	社会福祉法人 長野県社会福祉協議会	長野県保育士人材バンク	53	高知県	社会福祉法人 高知県社会福祉協議会	高知県福祉人材センター
22	岐阜県	岐阜県	岐阜県保育士・保育所支援センター	54	福岡県	公益社団法人 福岡県保育協会	福岡県保育士就職支援センター
23	静岡県 (静岡市)	社会福祉法人 静岡県社会福祉協議会	社会福祉人材センター	55	北九州市	北九州市	子ども家庭局子ども家庭部保育課
24	愛知県	社会福祉法人 愛知県社会福祉協議会	愛知県保育士・保育所支援センター	56	福岡市	福岡市	福岡市保育士・保育所支援センター
25	豊橋市	豊橋市	豊橋市保育士・保育所支援窓口	57	久留米市	久留米市	保育士・保育所支援センター
26	岡崎市	岡崎市	岡崎市保育士・保育所支援センター	58	佐賀県	社会福祉法人 佐賀県社会福祉協議会	佐賀県福祉人材・研修センター
27	三重県	社会福祉法人 三重県社会福祉協議会	三重県保育士・保育所支援センター	59	長崎県	一般社団法人 長崎県保育協会	長崎県保育士・保育所支援センター
28	滋賀県 (大津市)	一般社団法人 滋賀県保育協議会	滋賀県保育士・保育所支援センター	60	熊本県 (熊本市)	社会福祉法人 熊本県社会福祉協議会	熊本県福祉人材・研修センター
29	京都府	社会福祉法人 京都府社会福祉協議会	京都府保育人材マッチング支援センター	61	大分県	大分県保育連合会	大分県保育士・保育所支援センター
30	京都市	公益財団法人 京都市保育園連盟	京都市保育人材サポートセンター	62	宮崎県	特定非営利活動法人みやざき子ども文化センター	宮崎県保育士支援センター
31	大阪府	社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会	大阪府保育士・保育所支援センター	63	鹿児島市	一般社団法人 鹿児島市保育園協会	鹿児島市保育士・保育所支援センター
32	大阪市	一般社団法人 大阪市私立保育連盟	大阪市保育士・保育所等支援センター	64	沖縄県	NPO法人沖縄県学童・保育支援センター 株式会社琉球新報開発	沖縄県保育士・保育所総合支援センター

※保育士・保育所支援センターを開設せず、保育士再就職支援コーディネーターのみを配置している自治体を含む。

※45都道府県64箇所が実施。うち28自治体で社会福祉協議会が実施。

※栃木県、神奈川県、静岡県、滋賀県、熊本県は管内の指定都市、中核市と合同で設置しているため、合わせて1件としている。

潜在保育士等マッチング強化事業

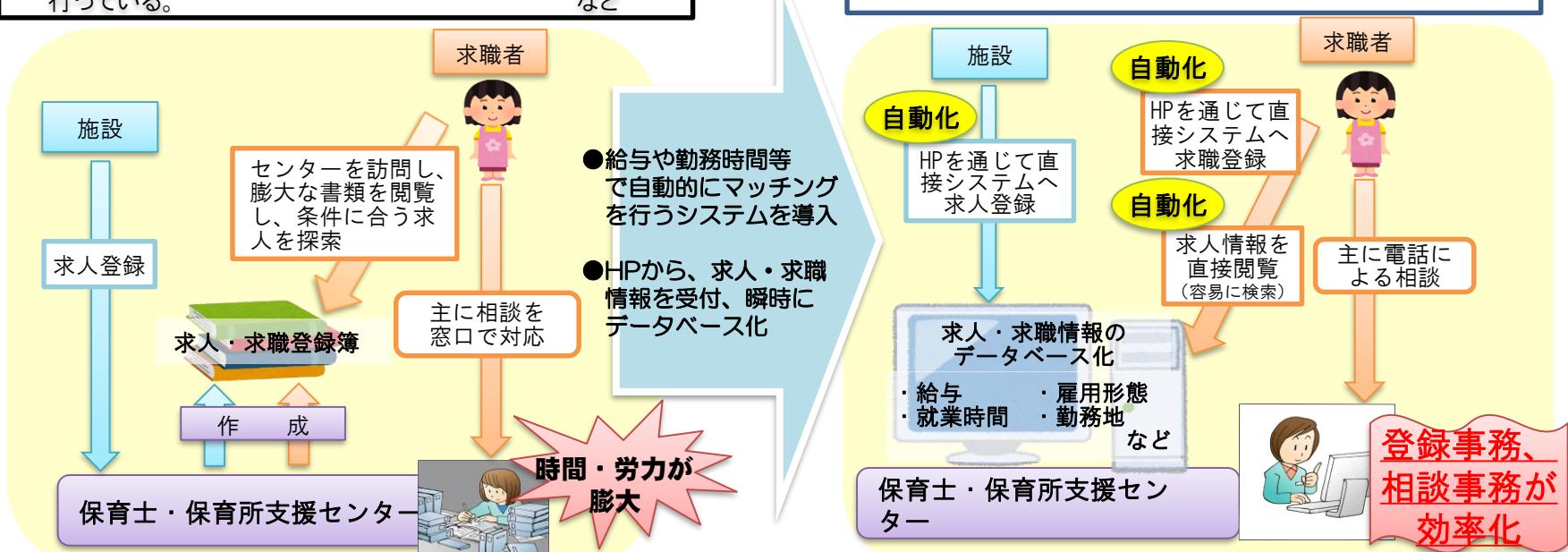
- 保育士・保育所支援センターにマッチングシステムを導入し、業務の効率化を図るとともに、潜在保育士等保育人材のニーズに合わせた、よりきめ細かなマッチングを実施。

現在の課題

- 窓口やFAX等で求人・求職情報を受け付けるため、紙の資料が多く、データ化が困難
- 紙媒体で情報を保管しているため、検索が困難。
- 限られた人員の中で、窓口対応や研修の企画を行っている。

導入による効果

- マッチング時間の短縮
- 情報管理業務の軽減
- 窓口対応の効率化



効率化で、よりきめ細かなマッチングや業務の充実

①よりきめ細かなマッチングの実施

⇒条件面でのすれ違いがわずかな場合には、仲立ちとなって条件を調整

②求人、求職者を増やす取組の実施

⇒ハローワークのみに掲載されている情報なども収集

③潜在保育士の現状に合わせた研修等の企画

等



潜在保育士再就職支援事業

(保育対策総合支援事業費補助金 令和元年度予算：394億円の内数 → 令和2年度予算：394億円の内数)

【事業内容】

- 離職後のブランクが長くなった潜在保育士が抱く職場復帰への不安を軽減するため、保育士・保育所支援センター等の紹介（マッチング）により、保育所等が潜在保育士を非常勤として試行的に雇用する際に行う研修等に要する費用を補助する。

【実施主体】

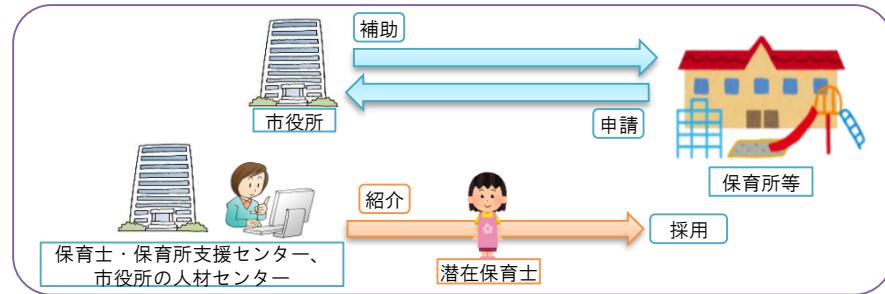
市区町村

【補助基準額(案)】

100千円

【補助割合】

国：1／2、市区町村：1／2



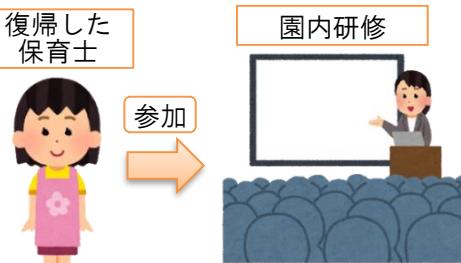
1. 保育所等におけるOJT等を支援

採用された保育所等で、主任保育士などがOJTを行う場合に、地域子育て支援の代替職員にかかる費用等を補助



2. 園内研修に外部講師を呼ぶための費用を支援

潜在保育士向けの研修として、外部講師を呼んで園内研修を実施する際に要する費用を補助



【潜在保育士へのメリット】

- 職場復帰への不安を軽減
- 研修等を通じて、最新の保育に係る知識や技術を習得

【保育所等へのメリット】

- 潜在保育士を雇う際に、よりきめ細かな支援が可能
- 潜在保育士の職場定着を促進

幼児教育・保育の無償化の概要

1. 総論

- 「新しい経済政策パッケージ」、「骨太の方針2018」、「幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針」等を踏まえ、令和元年5月10日子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立。同年10月1日から実施。
- 趣旨：幼児教育・保育の負担軽減を図る少子化対策、生涯にわたる人格形成や義務教育の基礎を培う幼児教育の重要性

2. 対象者・対象範囲等

(1) 幼稚園、保育所、認定こども園等

- 3～5歳：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育（標準的な利用料）の利用料を無償化
 - ※ 新制度の対象とならない幼稚園については、月額上限2.57万円（注：国立大学附属幼稚園0.87万円、国立特別支援学校幼稚部0.04万円）まで無償化
 - ※ 開始年齢 … 原則、小学校就学前の3年間を無償化。ただし、幼稚園については、学校教育法の規定等に鑑み、満3歳から無償化
 - ※ 保護者が直接負担している通園送迎費、食材料費、行事費などは、無償化の対象外。食材料費については、保護者が負担する考え方を維持。
3～5歳は施設による徴収を基本。低所得者世帯等の副食費の免除を継続し、免除対象者を拡充（年収360万円未満相当世帯）
- 0～2歳：上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化

(2) 幼稚園の預かり保育

- 保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額1.13万円までの範囲で無償化
 - ※ 保育の必要性の認定 … 2号認定又は2号認定と同等の認定（無償化給付のために新たに法制化）
 - ※ 預かり保育は子ども・子育て支援法の一時預かり事業（幼稚園型）と同様の基準を満たすよう指導・監督

(3) 認可外保育施設等

- 3～5歳：保育の必要性の認定を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）までの利用料を無償化
 - ※ 認可外保育施設のほか、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業を対象
 - ※ 上限額の範囲内において、複数サービス利用も可能。また、幼稚園が十分な水準の預かり保育を提供していない場合には、幼稚園利用者が認可外保育施設等を利用する場合も無償化の対象
 - ※ 都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要。ただし、経過措置として5年間の猶予期間を設定
- 0～2歳：保育の必要性の認定を受けた住民税非課税世帯の子どもたちを対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化

- 認可外保育施設等における質の確保・向上に向けて以下の取組を実施
 - ・児童福祉法に基づく都道府県等の指導監督の充実等（認可施設への移行支援、巡回支援指導員の配置の拡充、指導監督基準の見直し等）
 - ・市町村における、対象施設を特定する確認や、必要に応じた施設への報告徴収、勧告、命令、確認の取消し、都道府県知事に対する協力要請
 - ・都道府県等が有する認可外保育施設の情報を市町村が確認可能とする情報共有システムの構築
 - ・5年間の経過措置について、法施行後2年を目途に見直す旨の検討規定
 - ・5年間の経過措置中の措置として、市町村が保育の需給状況等を勘案し、条例により対象施設の範囲を定めることを可能とする仕組み

3. 財源

(1) 負担割合

- 財源負担の在り方：国と地方で適切な役割分担をすることが基本。消費税増収分を活用し必要な地方財源を確保
- 負担割合：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4。ただし、公立施設（幼稚園、保育所及び認定こども園）は市町村等10/10

(2) 財政措置等

- 初年度の取扱い：初年度（令和元年度）に要する経費を全額国費で負担
- 事務費：初年度と2年目を全額国費。認可外保育施設等の5年間の経過措置期間に係る費用相当額を全額国費で負担するべく措置
- システム改修費：平成30年度・令和元年度予算を活用して対応

4. 就学前の障害児の発達支援

- 就学前の障害児の発達支援を利用する子どもたちについて、利用料を無償化
- 幼稚園、保育所、認定こども園等とこれらの発達支援の両方を利用する場合は、ともに無償化の対象

5. その他

- 幼児教育・保育の無償化に関する様々な課題について、P D C Aサイクルを行うため、国と地方自治体による協議を継続して実施
- 支払方法：新制度の対象施設 … 現物給付を原則。未移行幼稚園 … 市町村が実情に応じて判断（現物給付の取組を支援）
認可外保育施設等 … 償還払いを基本としつつ、市町村が地域の実情に応じて現物給付とすることも可

保育所保育指針について

- 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針(保育所保育指針)に従う。

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令)第35条)

保育所保育指針の改定について

- 保育所保育指針は、各保育所の保育の内容の質を高める等の観点から、約10年に一度改定されている。現指針は、社会保障審議会児童部会に「保育専門委員会」(委員長:汐見稔幸白梅学園大学長(当時))を設置し、以下の点等を踏まえて改定されたもので、平成30年4月から適用されている。

①平成20年の改定時から現在に至るまでの社会情勢の変化

※保育園利用児童数の増加、子ども・子育て支援新制度の施行、児童虐待対応件数の増加等

②幼稚園教育要領の改訂に向けた検討の状況

※中央教育審議会の下の幼児教育部会においても同時期に審議

改定保育所保育指針の構成・内容

第1章 総則

保育所保育が幼児教育の重要な一翼を担っていること等も踏まえ、保育所保育の基本となる考え方について記載。

第2章 保育の内容

乳児、3歳未満児、3歳以上児の保育について、ねらい及び内容を記載。3歳以上児の保育は、幼稚園、認定こども園との整合性を確保。

第3章 健康及び安全

子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえ、子どもの健康支援、食育の推進、安全な保育環境の確保等について記載。

第4章 子育て支援

保護者と連携して「子どもの育ち」を支えることを基本として、保育所が行う子育て支援の役割等について記載。

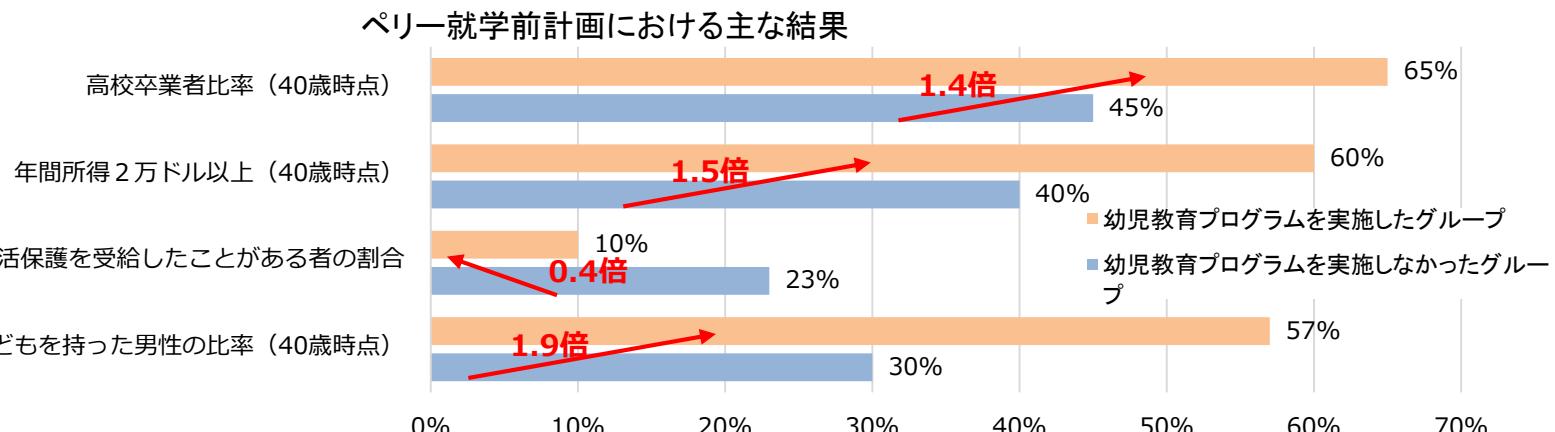
第5章 職員の資質向上

職員の資質・専門性の向上について、キャリアパスを見据えた研修機会の充実なども記載。

幼児教育の効果

- 幼児教育は、生涯にわたる人格形成や教育の基礎を培う重要なものの。幼児教育を受けたことにより、将来の所得の向上や生活保護受給率の低下等の効果が著しいとする有名な研究結果がある。

《幼児教育の効果に関する研究例:ペリー就学前計画》



出典: Lawrence J. et al.(2005) "The High/Scope Perry Preschool Study Through Age 40:Summary, Conclusions, and Frequently Asked Questions" High/Scope Press より作成

○ペリー就学前計画の調査概要:

1962~67年に低所得者層のアフリカ系アメリカ人の子供(3, 4歳児)を対象に、幼児教育プログラムを実施(1日2.5時間、2年間)し、その後、追跡調査を実施(3~11歳(毎年)、14歳、15歳、19歳、27歳、40歳時点)。

○幼児教育に対するジェームズ・ヘックマン シカゴ大学教授(ノーベル経済学賞受賞者)の主張:

社会的成功には、IQや学力といった認知能力だけでなく、根気強さ、注意深さ、意欲、自信といった非認知能力も不可欠。幼少期の教育により、認知能力だけでなく、非認知能力も向上させることができる。

保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会

1. 目的

- **保育所等における保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うもの**であり、子どもの豊かで健やかな育ちを支え促す保育の機会を保障するためには、**保育所等を整備するとともに、保育の質を確保・向上させていくことが重要。**
- 2018（平成30）年4月から改定保育所保育指針が適用されたことなどを踏まえ、**改定後の保育指針に基づく保育所等の特性を踏まえた保育の質の確保・向上**を図るため、学識経験者等に参考を求め、具体的な方策等を検討。

2. 検討状況

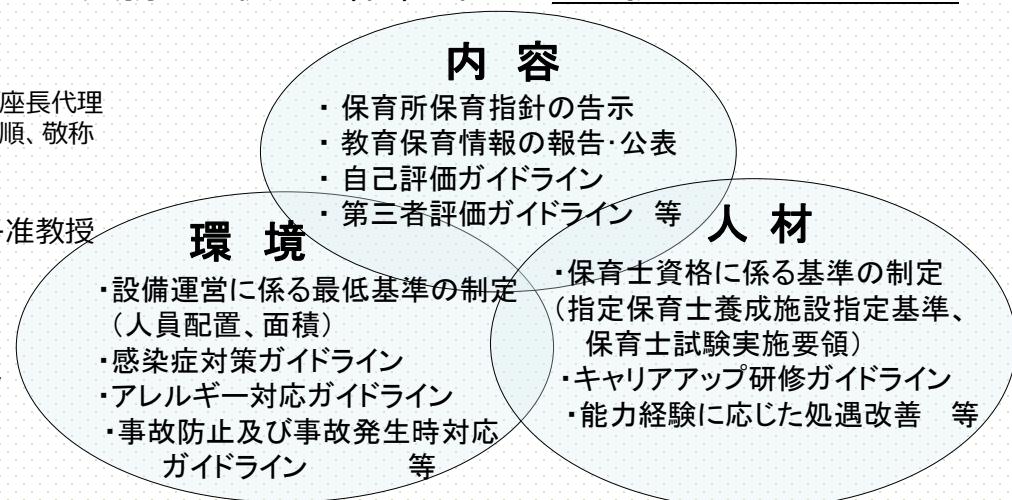
- **保育の質に関しては、主に「内容」「環境」「人材」の3つの観点が考えられるところ、上記目的を踏まえ、保育の質を支える「環境」や「人材」に係る取組などを広く視野に入れつつ、改定指針を踏まえた「保育所における自己評価ガイドライン」の見直しなど、主として保育の「内容」面から、幅広く多角的に保育の質の確保・向上に資する方策等を検討。**
- **2018（平成30）年5月以降、計6回の検討会を開催**。構成員や関係者（事業者、事業者団体、自治体）による意見発表、自由討議を実施した後、**9月26日に開催した第6回検討会において、「中間的な論点の整理」**。以後、具体的な検討事項について、適宜、実態調査や調査研究を行いつつ、実務的な検討や作業を行い、**引き続き中期的に検討中**。

（構成員）

- 大豆生田 啓友 玉川大学教育学部教授
古賀 松香 京都教育大学教育学部准教授
- 汐見 稔幸 東京大学名誉教授・白梅学園大学前学長
野澤 祥子 東京大学大学院発達保育実践政策学センター准教授
普光院 亞紀 保育園を考える親の会代表
松井 剛太 香川大学教育学部准教授

（オブザーバー）

- 内閣府 子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）付
子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）付
- 文部科学省 初等中等教育局幼児教育課



中間的な論点の整理【概要】

(保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会)

2018(平成30)年9月26日

1. 今後の検討に当たっての「基本的な視点」

- 保育の質の検討に当たっては、「子どもを中心と考えることが最も基本。それを前提として、様々な保育の現場において、職員全員の参画の下、子どもの思いや願いを受け止め、子ども一人一人の発達過程に応じて、保育所保育指針に基づく保育実践(※)の充実に向けた取組が日常的に行われることが重要。(※環境を通した保育、養護と教育の一体性、健康・安全の確保等)
- また、保育の質の確保・向上には、保育をめぐる多様な関係者の参画や連携・協働、保育に関する理解の共有も必要。

2. 現時点で考えられる「検討の方向性」(具体的な検討事項)

(1) 総論的事項

- 保育現場・地域・国といった様々な主体による取組が連動し、全体として機能するための保育の質に関する基本的な考え方や、具体的な捉え方・示し方等(※我が国の文化・社会的背景の下での保育所保育の特性を踏まえた「『質の高い保育』とは、どのようなものか」といった、保育の各現場の創意工夫ある保育実践に際し念頭に置く方向性)

(2) 個別的事項

① 保育の現場における保育実践

(職員間の対話を通じた理念共有)

- 各保育所等における保育の理念の明確化・園全体での共有

(子どもや保育に関する職員間の対話が促される環境の構築)

- 改定指針を踏まえた「保育所における自己評価ガイドライン」の見直し
・評価結果の公表や活用 等

(保育の環境や業務運営改善)

- 安全快適性と保育充実に資する環境(人・物・空間・時間)工夫
- 質向上や保育士等の業務負担軽減に資する業務運営

(保育士等の資質・専門性向上)

- 各種研修の質的充実
- 多様な経験の初任保育士支援
- 園長等のマネジメント能力向上

② 保護者や地域住民等との関係

(保育実践の内容の「見える化」)

- 保護者や地域住民等のニーズを踏まえた保育実践の「見える化」
・保育の評価や取組の情報公表
・日常保育に係る交流機会 等

(保護者や地域住民等の関与)

- 保育所等における保育実践や質向上の取組への関与促進
・関係者との交流機会の充実 等

③ 自治体や地域機関との関係

(保育所と自治体等との連携協働)

- 自治体や関係機関との連携方策
・保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、養成施設等との連携
・地域のネットワークづくり 等

(自治体の役割充実や連携促進)

- 保育実践に係る相談・助言
- 指導監査の効果的・効率的実施
- 自治体間の効果的・効率的連携

3. 今後の検討の進め方

- 今般整理した具体的な検討事項について、その内容を踏まえ、適宜、実態調査や調査研究を行いつつ、検討会の下に作業チームを設置し、実務的な検討や作業を行う。
- その上で、検討会において、作業チームにおける検討状況等を踏まえ、保育の質に関連する様々な動向や取組の実施状況等に留意しつつ、引き続き多角的な観点から、更に議論を深める。

保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会 議論のとりまとめ【概要】

2020（令和2）年6月26日

1. 保育所等における保育の質の基本的な考え方

我が国の保育所保育の特色
(遊びの重視・一人一人に応じた関わりや配慮・子ども相互の育ち合い等)

保育の現場において求められること
(保育所保育指針の理解と実践、職員間の連携・協働やマネジメント等)

保育の質は、子どもが得られる経験の豊かさと、それを支える保育の実践や人的・物的環境など、多層的で多様な要素により成り立つ。

(保育の質を捉えるに当たり、「子どもにとってどうか」という視点を基本とする・一定の水準で保障すべき質と実践の中で意味や可能性を追求していく質の両面がある・様々な文脈や関係性を考慮することに留意)

2. 保育実践の質の確保・向上に向けた取組のあり方

保育の質の確保・向上に向けた取組が実効性あるものとなるよう、関係者が共通理解を持って主体的・継続的・協同的に改善・充実を図ることが重要。

①保育所保育指針を共通の基盤とした取組

- 評価・研修等様々な取組を、関係者間で理解を共有し一貫性をもって実施

②組織及び地域全体での取組

- 保育士一人一人の主体的・継続的な参画と、そのための職場の環境づくり
- 地域において、各現場のリーダー層や職員が互いに学び合う関係の形成

③多様な視点を得る「開かれた」取組

- 現場間で保育士等が互いに保育を見合い対話する機会の充実・促進
- 保育に関する様々な立場からの多面的・多角的な検討の実施・普及

④地域における支援人材の確保・育成

- 取組の中核を担う人材の配置

⑤地域の取組と全国的な取組の連動

- 現場の保育士等と地域の学識経験者等が協同的に関わる取組の実施
- 各地の事例や意見等を全国的に検討・協議する仕組みの構築

3. 今後の展望

今後、保育の質の確保・向上に向けた一連の取組を進めるに当たっては、国や地方自治体において、以下の施策を行うことが重要。

- 保育所保育に関する理解を広く促進するための周知・啓発
- 「保育所における自己評価ガイドライン（2020年改訂版）」に基づく保育内容等の評価の充実
- 地域におけるネットワークの構築推進
- キャリアアップ研修等、保育士等の資質・専門性向上の機会の確保・充実
- 関係者間の情報共有・意見交換の場づくり

※ 今後検討すべき事項として挙げられた「3歳未満児の保育」「移行期の保育と接続」「特別な配慮を必要とする子どもの保育」「保護者に対する子育て支援」に関しては、調査研究と実践を運動させながら継続的に情報共有や理解促進を図る。

保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会 「議論のとりまとめ」を踏まえて今後求められること

保育の現場

【主な取組】

- 「[保育所における自己評価ガイドライン（2020年改訂版）](#)」を活用した保育内容等の評価の充実
- 多様な関係者（保護者・地域住民・他園の職員・専門家など）が関与・参画する、[開かれた評価・研修](#)
- 保護者等にもわかりやすい[評価結果の公表](#)など、自園の保育や様々な取組の「見える化」と情報発信
- 保育士等一人一人の主体性を尊重し、職員間の対話を促す[職場の環境づくり（マネジメント）](#)
- 地域における、研修・公開保育等を通じた他の現場や専門家との[情報共有と学び合いの場づくり](#)

自治体

【主な施策】

- 各現場・保育団体・保育士養成施設等との緊密な連携によるキャリアアップ研修等の機会の確保
- 地域における保育・幼児教育関係者のネットワーク構築と協議の場づくりの支援
- 現場の実践を支援する人材の育成・配置

※ 国では今後、地方自治体と連携しながら、保育所保育について広く理解が浸透し各現場・地域で取組が促進されるよう、以下の事業を実施予定：

- ・「[保育所における自己評価ガイドライン（2020年改訂版）](#)」説明会・研修会
- ・保育実践に関する全国的な協議（仮称：中央セミナー）
- ・保育所保育に関するリーフレット作成
- ・「[保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業](#)」を活用した、支援人材の配置及び地域のネットワーク構築支援

新型コロナウイルス感染症に関する保育所等のこれまでの対応について

1月31日

「保育所等における新型コロナウイルスへの対応について」

→入国規制の地域から帰国した子ども等については、保育所の利用を控えるよう要請。また、咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等の感染対策の重要性を周知。（順次入国規制の地域を更新。）

2月18日

「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について」

→都道府県等は必要であると判断した場合、市区町村に対し、保育所の臨時休園等を要請。
(また、都道府県等から要請がない場合でも、市区町村は必要な臨時休園等を行うことが可能。)

→2/25に第二報として、感染した子どもが保育所を利用していた場合、市区町村は速やかに臨時休園を判断するよう依頼。

2月27日

「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての保育所等の対応について」

→学校が一斉休業を行う中において、感染の予防に留意した上で、原則として開所するよう依頼。

3月5日

「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて（令和2年3月5日現在）」

→小学校の休校のため保育士等が不足し、やむを得ない場合に、市区町村と相談の上、仕事を休んで家にいる保護者に園児の登園を控えるようお願いすることが考えられる旨周知。

4月7日

「緊急事態宣言後の保育所等の対応について」（放課後児童クラブ・保育所関係）

→緊急事態宣言の発出を受けて、規模を縮小して開所すること、臨時休業を検討することや医療従事者等の子どもの預かりが必要な場合の対応について検討すること等を依頼。

5月14日

「緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う保育所等の対応について」（放課後児童クラブ・保育所関係）

→緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除がされた後も、原則開所としつつ、これまでと同様に、一定期間、感染防止のため、仕事を休んで家にいることが可能な保護者に対して市町村の要請に基づき園児の登園自粛をお願いしたり、園児や職員が罹患した場合又は地域で感染が拡大している場合には、市区町村において臨時休園を検討していただきたい旨周知。

今般の緊急事態宣言後の、保育所等における開所や縮小・臨時休園の考え方

- 保育所については、保護者が働いており、家に一人でいることができない年齢の子どもが利用するものであることから、感染の予防に留意した上で、原則として開所。
- ただし、以下の場合には、保育の提供の縮小や臨時休園を検討。

原則	緊急事態宣言が出された地域	園児や職員が罹患した場合・地域で感染が拡大している場合
開所	自粛 (仕事を休んで家にいることが可能な保護者に対して園児の登園を控えるようお願いする)	休園 (ただし、医療従事者等、仕事を休むことが困難な者の子ども等に対して代替措置を検討)

※ 5月7日以降の緊急事態宣言の延長に際して、保護者に対する相談支援などの必要な関与の継続や、全ての保護者に対する保育の提供の必要性の再確認を実施。

保育所等におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援 (新型コロナウイルス感染症対策)

(保育環境改善等事業（保育対策総合支援事業費補助金）令和2年度補正予算：108億円)

【事業内容】

保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所及び認可外保育施設（以下「保育所等」という。）において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、市区町村等が保育所等に配布する子ども用マスク、消毒液等の卸・販社からの一括購入等や保育所等の消毒に必要となる経費を補助する。

※ 既存の「保育環境改善等事業」の「安全対策事業」において実施

【実施主体】 都道府県又は市区町村（以下「市区町村等」という。）、市区町村等が認めた者

【対象施設等】 保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設
(居宅訪問型保育事業を除く。)

【補助基準額】 1施設当たり 500千円以内（令和元年度からの合計）

【補助割合】 国：10／10

■保育所等へのマスクや消毒液等の配布



■感染防止用の備品等購入



保育所等におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援 (新型コロナウイルス感染症対策)

(新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 令和2年度第2次補正予算：235億円)

【概要】

保育所等において、感染症に対する強い体制を整え、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供していくため都道府県等が保育所等に配布する子ども用マスク、消毒液等の卸・販社からの一括購入等や保育所等の消毒に必要となる経費のほか、職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費を補助する。

また、保育所等の職員は、感染症対策への不安や疑問を抱え精神的に多大な負荷を負っていることから、気軽に相談できる感染対策相談窓口の設置や職員の尊厳を重視した専門家による相談支援を行うために必要な経費を補助する。

【実施主体】 都道府県 ※実施者：都道府県、市区町村及び市区町村等が認めた者

【事業内容】 ①保育所等へのマスクや消毒液等の配布、感染防止用の備品購入



新

②職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費（研修受講、かかり増し経費等）



新

③感染防止対策のための相談・支援事業（感染対策相談窓口の設置、専門家による相談支援）



【対象施設等】 保育所、幼保連携認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設

【補助基準額】 ①及び②の合計 1施設当たり 500千円以内

③ 1自治体当たり 5,599千円以内

【補助割合】 国：10／10

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う指定保育士養成施設の対応について

○令和2年3月2日 保育課事務連絡 抜粋

1. 養成施設の運営に係る取扱い

- (1) 養成施設にあっては、新型コロナウイルス感染症の対応等により、実習中止、休講等の影響を受けた学生と影響を受けていない学生の間に、修学の差が生じることがないよう配慮するとともに学生に対して十分な説明を行うこと。
- (2) 養成施設にあっては、新型コロナウイルス感染症の影響により、教員の不足や施設・設備が確保できない等、十分な教育体制を整えることが困難な場合が生じることが想定される。
こうした養成施設においては、できる限り速やかに十分な教育体制を整備することが望ましいが、当面の間は、非常勤教員の確保や教室の転用・兼用等により、必要最低限の教育体制を整えることとして差し支えないこと。
- (3) 養成施設にあっては、新型コロナウイルス感染症の影響により実習施設の受け入れの中止等により、実習施設の確保が困難である場合には、年度をまたいで実習を行って差し支えないこと。なお、これらの方法によってもなお実習施設の代替が困難である場合、実状を踏まえ実習に代えて演習又は学内実習等を実施することにより、必要な知識及び技能を修得することとして差し支えないこと。

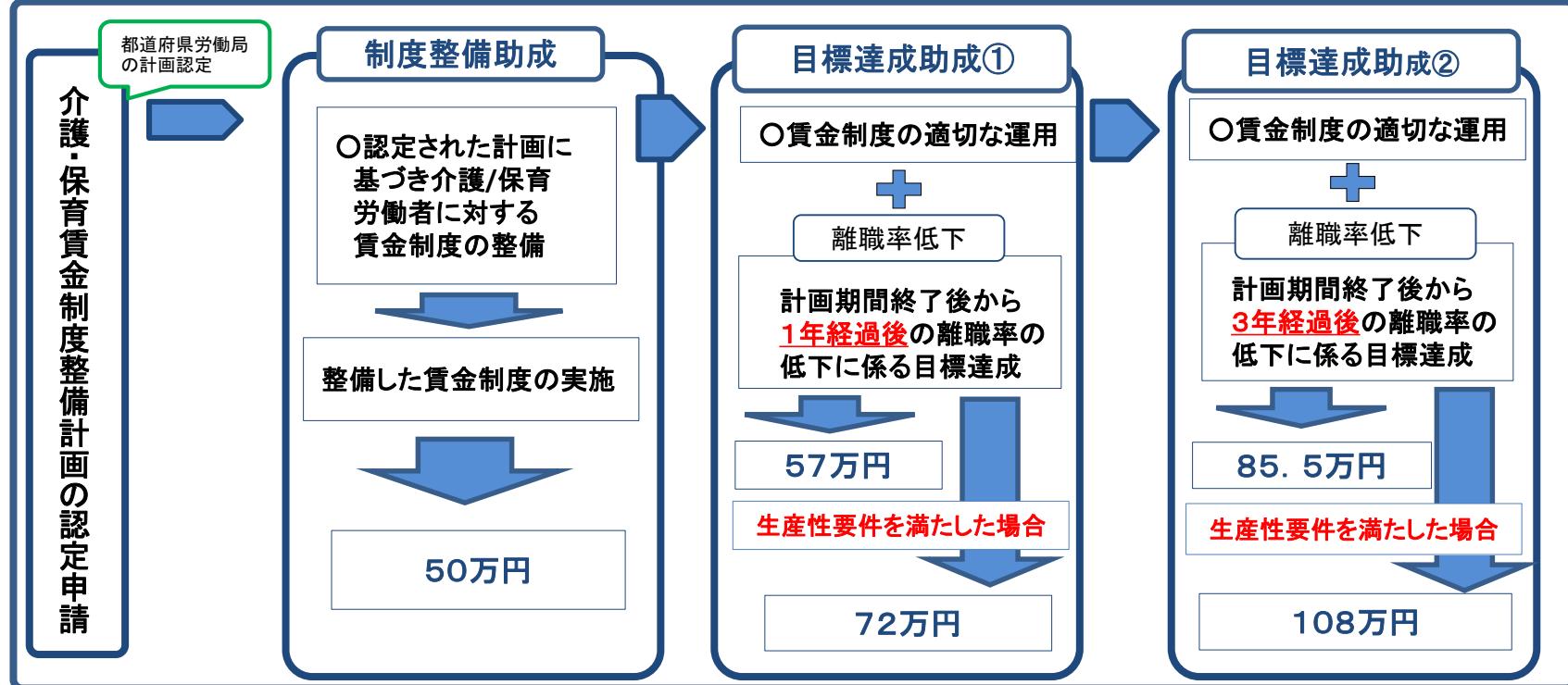
2. 保育士資格に係る取扱い

- (1) 今般の新型コロナウイルス感染症の対応により実習中止、休講等が生じ、授業の実施期間が例年に比べて短縮された場合であっても、当該養成施設において必要な単位もしくは時間を履修し卒業した者については、従来どおり、保育士となる資格を有すると認められること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症に関連する実習中止、休講等の対応を受けた学生は、他の学生より修業が遅れることが想定される。こうした場合であっても、当該養成施設において必要な単位もしくは時間を履修し卒業した者については、従来どおり、保育士となる資格を有すると認められること。
- (3) (1)及び(2)の取扱いは、養成施設における教育内容の縮減を認めるものではないことから、養成施設にあっては、時間割の変更、補講授業、インターネット等を活用した学修、レポート課題の実施等により必要な教育が行われるよう、特段の配慮をお願いしたいこと。

人材確保等支援助成金（介護・保育労働者雇用管理制度助成コース）

概要

介護/保育事業主が、労働協約または就業規則を変更することにより、介護/保育労働者の職場への定着の促進に資する賃金制度の整備(職務、職責、職能、資格、勤続年数等に応じて階層的に定めるものの整備)などを通じて、労働者の離職率の低下に取り組んだ場合に助成する。



<実績>

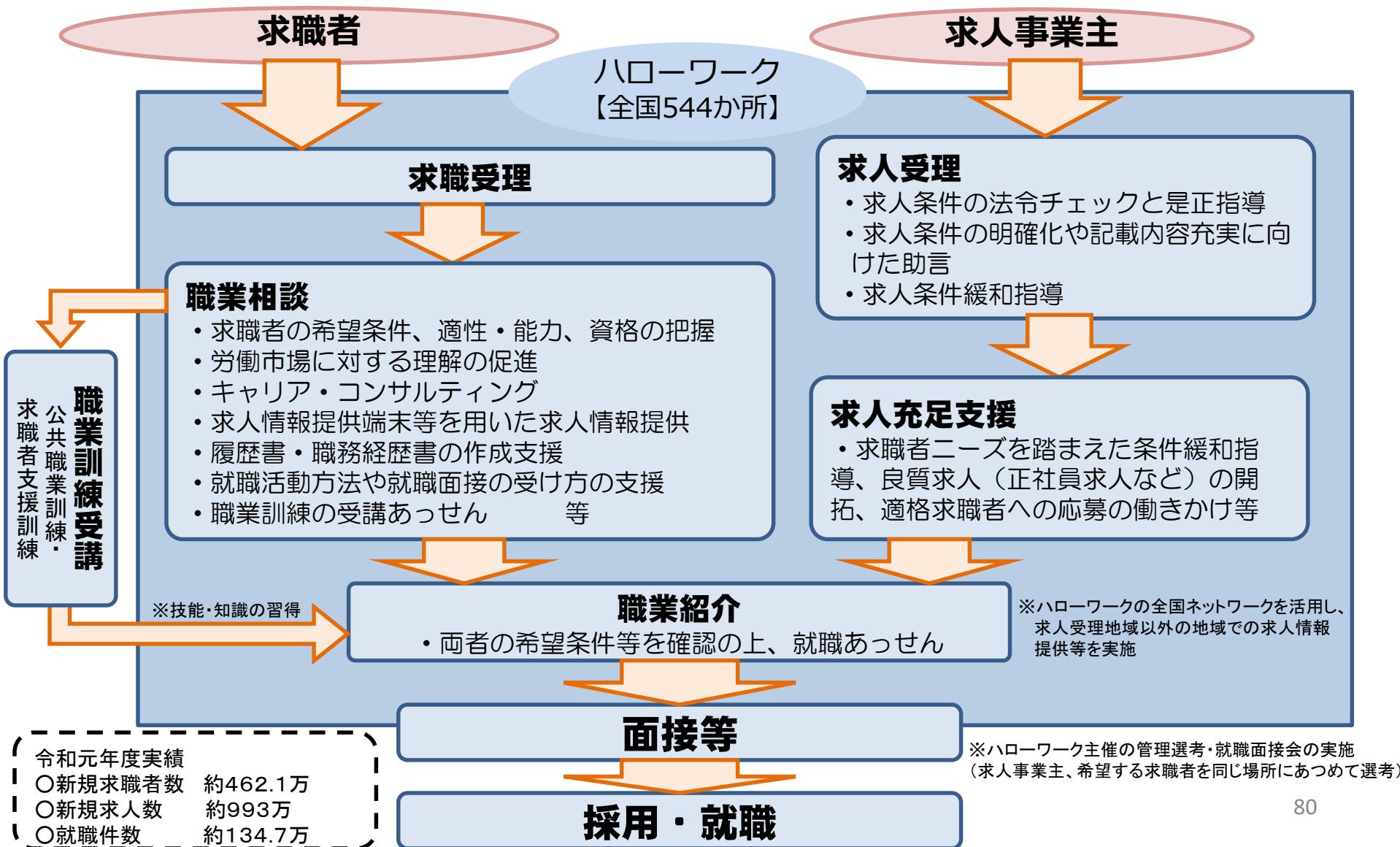
	平成29年度	平成30年度	令和元年度
支給件数	11件	770件	579件

(※) 平成28年度補正予算により、職場定着支援助成金（保育労働者雇用管理制度助成コース）として創設。

平成30年度から（介護労働者雇用管理制度助成コース）と統合し、人材確保等支援助成金（介護・保育労働者雇用管理制度助成コース）として実施。

ハローワークにおける職業相談・職業紹介の概要

ハローワークにおいて、求職者の適性・能力や資格、希望、求人事業主の人材ニーズを踏まえ、きめ細かな職業相談や全国ネットワークを活用した職業紹介を実施し、就職・求人充足を実現。



1. ハローワーク業務・システムの見直しのポイント

目的

全員参加型社会の実現に向けて、ハローワークが引き続き労働市場のセーフティネットとしての役割を果たすため、「『懇切・公正・迅速』なサービス」と「システム経費の最大限の削減※」を実現する。※政府目標：2013年度比3割減

→「システム構成」・「業務フロー」まで踏み込んだ「抜本的」な見直しを行う。

業務・システムの見直し

○ハローワークインターネットサービスの充実

- ・求人者マイページ、求職者マイページを新設し、利用者がハローワークに来所せずにオンラインで利用できるサービスを充実

○ハローワークでの職業紹介サービスに係る機能の充実

- ・求人・求職情報提供、検索機能の強化等による求人・求職者のニーズに応じたきめ細かな支援の実現

○各種事務処理の見直し

- ・「個人」及び「事業所」の単位でシステム内の情報を紐付けた共通台帳の創設や統計分析機能の充実、画面遷移の改善等、使い勝手の向上と事務処理の効率化

効果

◆ 利用者の利便性の向上、ハローワーク業務の効率化

- ・来所を要しないサービスの拡大
- ・記入負担、待ち時間の削減による利用者・職員双方の負担軽減
- ・効率的な求職・求人活動の実現

◆ 真に支援が必要な方へのサービスの充実

- ・就職困難者等への職業相談・就職支援の充実
- ・事業所訪問等を通じた実態把握、求人充足支援等の強化
- ・利用者の状況を的確に把握した効果的な支援の実現

◆雇用保険料財源の節約

- ・求人情報提供端末、プリンタの削減
- ・OCR機器の削減
- ・トナー、印刷用紙削減

2. ハローワーク業務・システムの見直しの主な内容・スケジュール

2019(R1)年度

2020(R2)年1月

※ハローワークシステム全体の更改についても、2020. 1より運用開始

2020(R2)～2021(R3)年度（調整中）

現行システム

求職者サービス

相談窓口におけるサービスの充実と利便性の向上

求人者サービス

求人充足サービスの充実と利便性の向上

更改後の職業紹介システムの運用開始

追加機能の運用開始

自宅のPC・スマートフォンを利用した求職の申込み

- HWIS（※）を利用し、来所前から求職申込みの事前登録手続きが可能

マイページ開設による求職活動の支援

- 求人検索条件の保存、応募求人の履歴管理など求職活動を支援

求人情報の提供機能の充実

- 安定所内と同じ求人情報を自宅のPC・スマートフォンからも閲覧可能
- 事業所のPR情報（画像情報や事業所からのメッセージ等）の充実

窓口における職業相談サービスの充実

- 求職活動が上手くいかない求職者を窓口に誘導、課題解決支援サービス（予約担当者制）の充実

会社のPCを利用した求人の申込み

- HWIS（求人者マイページ）から初めて求人を申し込む場合など一定の場合を除き、来所せずとも求人の申込みが可能

マイページ開設による募集活動の支援、求職情報の提供機能の充実

- 過去の募集求人を利用した求人申込み、安定所への採否連絡などが可能
- HWIS上で公開を希望する全国の求職者情報を検索可能

求人情報等の充実（求人者の自社アピール機会の強化等）

- 求人票の記載内容の充実（「仕事の内容」の拡充、「固定残業代」の追加）
- 事業所のPR情報（画像情報や事業所からのメッセージ等）の充実

求人充足サービスの充実

- 事業所訪問をこれまで以上に積極的に実施
- 魅力ある求人票の作成、応募につながる求人条件の設定に向けた助言

オンラインでの求職申込みの手続が完了可能

HWISでの職業紹介・応募サービスの提供

- 求人・求職者が希望する場合にHWISからの直接応募（オンライン自主応募）が可能
- ハローワークの選定求人へのHWISからの応募（オンラインハローワーク紹介）が可能

HWISからのリクエスト

- 求職公開している求職者に、求人者から直接リクエストが可能

3. ハローワークの業務・システムの見直しの主な内容①

求職者へのサービス

[旧 (~2019年12月)]

来所の上、求職申込書（OCR
帳票）に記入して求職申込み

所内の求人情報提供端末、
ハローワークインターネット
サービス（HWIS（※））
による求人情報の提供

※HWISで提供される求人情報
は、情報量（項目・範囲）が一部
限定。

より詳細な求人情報を閲覧する
ためには来所が必要。

窓口における職業相談サービス

（自己理解・労働市場理解の支援、
希望条件の設定の助言、応募活動
(履歴書・職務経歴書の書き方)の
支援、求人検索の支援など）

職業紹介サービス

〔求人・求職条件の適合性確認、希望
条件緩和の助言、求人の提案など〕

～相談窓口におけるサービスの充実と利用者の利便性（オンライン利用者サービス）の向上～

[新 (2020年1月~)]

ハローワーク（所内端末）に加え、自宅からHWISを通じて
求職申込みも可能※（引き続き、手書き申し込みも可能）
・希望者はHWIS上で求人者に対して求職情報の公開が可能。
※オンライン上で求職申込手続を完了させる機能は2020（R2）～2021（R3）
年度のリリースに向け調整中。

求職者マイページ開設による求職活動の支援

- ・検索条件の保存、お気に入り求人の保存などが可能。
- ・応募した求人の履歴など自身の求職活動情報の管理が可能。

求人情報の提供機能の充実（所内端末とHWISの一本化）

- ・ハローワークでも自宅でも閲覧できる求人情報の情報量（項目・範囲）は同じ。スマートフォンにも対応。
- ・より細かい希望に応じた求人検索（UIJターン求人や駅近求人、在宅勤務求人等）が可能。
- ・「仕事の内容」欄の拡充や「固定残業代」など求人条件欄の追加により、求人選択、応募検討に必要な情報が一層把握可能。
- ・事業所の画像情報、PR情報(事業所からのメッセージ(求める人物像や社員からのメッセージ))、研修制度情報等の追加により、求人選択、応募検討に必要な事業所情報が一層把握可能。

窓口における職業相談サービスの充実

- ・オンライン上の求職活動が上手くいかない求職者を窓口に誘導、
窓口利用者に対する課題解決支援サービス（予約担当者制等）の充実。

HWISでの職業紹介・応募サービスの提供

- ・窓口での職業紹介に加え、求人・求職者が希望する場合にオンライン自
主応募（HWISからの直接応募）や、オンラインハローワーク紹介
(ハローワーク選定求人への応募)が可能となる予定（2020（R2）～
2021（R3）年度のリリースに向け調整中）。

HWISでの訓練情報の提供（公的職業訓練を一元的に検索） HWISでのイベント情報の提供

ハローワーク サービスへの アクセスの向 上

（在職者をはじ
め利用者の利便
性の向上、利用
者への情報提供
の充実）

ハローワーク 窓口における 支援サービス の充実

（自主的な求職
活動を行う者へ
のサポートや、
支援が必要な求
職者に対する一
層手厚い支援が
可能に）

3. ハローワークの業務・システムの見直しの主な内容②

求人者へのサービス

[旧 (~2019年12月)]

求人申込書（OCR帳票）に記入し、窓口で求人申込み

- ・求人申込み内容の法令違反の確認
- ・求人内容の助言等

求人充足サービス

- ・労働市場情報の提供
- ・求人内容や求人条件緩和の助言
- ・求職者への働きかけ（庁舎掲示や求人情報の送付）
- ・企業見学会やミニ面接会の開催等

求職情報の提供

- ・公開を希望する求職者の情報を所内窓口等で提供（原則ハローワークの管轄単位）
- ・求人者が採用・紹介を希望する求職者に対してハローワークからリクエスト

～求人充足サービスの充実と利用者の利便性（オンライン利用者サービス）の向上～

[新 (2020年1月～)]

ハローワーク（所内端末）又は会社においてHWISを活用した求人の申込みが可能（引き続き、手書き申し込みも可能）

- ・求人者マイページから初めて求人を申し込む場合など一定の場合を除き、来所せずとも求人の申込みが可能。

求人者マイページ開設による募集・採用活動の支援

- ・マイページから過去の募集求人を利用し簡単に求人申込みが可能。
- ・HWISを通じて求職者への面接日等の連絡が可能。
- ・マイページからハローワークに採否の連絡が可能。

求人情報等の充実（求人者の自社アピール機会の強化等）

- ・「仕事の内容」欄の拡充や「固定残業代」など求人条件欄の追加による求人情報が充実。
- ・事業所情報欄の充実（画像情報、PR情報（事業所からのメッセージ（求める人物像や社員からのメッセージ）、研修制度情報等））により、求職者に対する自社アピールが一層可能。

求人充足サービスの充実

- ・事業所訪問をこれまで以上に積極的に実施。
- ・魅力ある求人票の作成、応募につながる求人条件の設定に向けた助言など、求人充足サービスを強化。
- ・各サブシステム（雇用保険や雇用管理、助成金など）のクロス集計等によりマッチングに資する詳細データの提供が可能。

求職情報の提供機能の充実

- ・求人者マイページを開設し、有効中の求人がある場合、HWIS上で公開を希望する全国の求職者情報を検索可能。
- ・求職者へのマイページを利用したリクエストが可能となる予定（2020（R2）～2021（R3）年度のリリースに向け調整中）。

ハローワークサービスへのアクセスの向上

（求人を申し込む求人者の利便性の向上、採否連絡など採用業務の効率化）

ハローワーク窓口における充足支援サービスの充実

（求人・事業所情報の充実や、事業所訪問を通じた人材確保支援の強化が可能に）

ハローワークにおける人材不足分野のマッチング支援

医療・福祉（医療、介護、保育）、建設、警備、運輸などの雇用吸収力の高い分野へのマッチング支援を強化するため、人材確保ニーズが高い地域のハローワークに人材確保支援の総合専門窓口となる「人材確保対策コーナー」を設置し、当該分野のしごとの魅力を発信し求職者の拡大を図るとともに、求人者には求人充足のための支援を強化し、両者を結び付けるマッチング機会を拡充することにより、ミスマッチの改善を図る。

「人材確保対策コーナー」の概要

設置箇所

全国103箇所（令和2年度新規設置箇所含む）

支援内容

○ 求人者に対する支援

- ・求職者ニーズの把握と、それに基づいた求人者への求人充足に向けた助言・指導
- ・未充足求人への個別フォローアップの実施

○ 求職者に対する支援

- ・担当者制による、きめ細かな職業相談・職業紹介
- ・資格・経験を有する求職者に対する、求人情報や最新の業界動向等の情報提供

○ 関係機関、業界団体等との連携による支援

- ・都道府県労働局ごとに関係機関、業界団体等をメンバーとした協議会を設置し、人材確保のための支援策を検討
- ・関係機関、業界団体等との連携によるセミナー、事業所見学会、就職面接会等の開催
- ・ナースセンター、福祉人材センター、保育士・保育所支援センター等との連携による巡回相談やイベントの実施



ハローワークにおける保育士マッチング強化プロジェクト

ハローワークにおける重点取組

ハローワークにおいて、求人・求職者の双方に対し保育士確保のために重点的な取組を実施

1 未充足求人に対するフォローアップの徹底（対求人事業所）

求人受理後一定期間が経過するも未充足の保育士求人について、ハローワークが求人事業所である保育園を訪問し、求職者のニーズを踏まえた求人条件等への見直しに向けた相談・援助を実施。

2 保育士としての就業意欲を喚起する求人情報等の提供（対求職者）

- 保育士求人への応募検討の契機となるよう、保育士としての就業意欲を喚起するため、研修等の開催スケジュール・内容や保育士求人に関する最新動向についての情報、地域の保育事情等を踏まえた保育士向けパンフレット等を求職者へ積極的に提供。
- 保育士の実情や魅力等を発信する機会として、保育園見学会や説明会の定期的な開催。

3 保育園のニーズを踏まえた求人充足支援

- 小規模な面接会から複数の保育園による合同面接会といった大規模なものまで、求人充足に向けた効果的な方法を保育園個々のニーズを踏まえ検討し、実施。
- 求人条件等からみて、地域の保育士資格を所持している求職者では求人が充足しない場合、他地域の労働局・ハローワークと連携し、同一労働市場圏広域マッチングを展開。

ハローワークと都道府県・市区町村の連携強化

職業紹介を行うハローワークと保育園の整備を実施する都道府県・市区町村の連携強化

1 連携により保育士確保が困難な地域を重点的実施地域として取組

都道府県・市区町村が保有する保育園整備予定地域や定員増加地域の情報（ハコの情報）に基づく、特に保育士の確保が必要な地域において、ハローワークが保育園整備等と連動しつつ、保育士のマッチングを重点的に実施。

2 都道府県・市区町村が実施している研修等の情報をハローワークに提供し、求職者に対する情報発信を強化

都道府県・市区町村が、保育士資格を持っている者を対象として自らが主催している研修等に関する情報をハローワークに提供する体制を整え、ハローワークにおいて研修等の情報を必要としている保育士資格を持つ求職者に対し的確に情報を提供し、研修等への参加を勧奨。

3 保育士としての勤務に結びつくセミナーの開催

- 労働局・ハローワークや都道府県・市区町村が実施する就職支援セミナー等再就職のための各種イベントの開催に当たって相互に連携して、地域における保育園整備等に関する情報や最新の保育士の実情、保育士求人に関する最新動向等を同時に説明する機会を積極的に設定。
- ハローワークにおいて、事業主（保育園）向けセミナーを開催するなどにより、保育士が応募しやすい求人条件などの求人・求職の最新動向やマッチングの好事例について情報を提供する。また、セミナーは、都道府県（保育士・保育園支援センター等）が実施する保育園の管理者に対する雇用管理の研修と連携して開催することで、人材確保と定着を支援する。

4 ハローワークと保育士・保育園支援センター等における求職者の共同支援

ハローワークの保育士資格を持っている求職者のうち、「保育」に対する責任の重さや保護者との関係など、保育士ならではの悩みによって保育士としての就業を希望しない又は保育士としての就業経験がない者等をハローワークと保育士に対する専門性（保育の仕方や方針等）を活かした職業相談等を行う保育士・保育園支援センターにおいて共同で支援することで、求職者が抱える課題を解決。